

令和3年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月
神戸常盤大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	16
基準 3. 教育課程	51
基準 4. 教員・職員	68
基準 5. 経営・管理と財務	76
基準 6. 内部質保証	88
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	95
基準 A. 地域と共に成長するための活動展開	95
V. 特記事項	100
VI. 法令等の遵守状況一覧	101
VII. エビデンス集一覧	113
エビデンス集（データ編）一覧	113
エビデンス集（資料編）一覧	114

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

学校法人玉田学園（以下「本学園」という）は、明治41(1908)年、神戸市中山手通の地に、私立家政女学校として誕生した。本学園は、素封家や宗教的基盤によらず、市井の人々の善意と熱意によって創立された。開学以来、本学園が、「実学教育」と「人間愛の教育」を堅持してきた理由は、この建学時の経緯に由来している。

本学園は、昭和42(1967)年、「学問と実践、研究と技術を直結することによって、すぐれた職業人、生活にすぐれた能力をもつ有為の人材を養成し、社会的、地域的要請に応えんとするものであること」を建学の精神に、神戸常盤短期大学を創設した。

その後平成20(2008)年に、「広く学術の基礎となる知識及び技能を授けるとともに、深く専門の学問及び技術を研究・教授して、知的、道徳的に優れた技術者を育成し、また成果を社会に還元することにより、国家及び地域社会の発展に寄与すること」を建学の精神として神戸常盤大学（以下「本学」という）を開学し、現在に至っている。

神戸常盤大学学則第1章総則（目的）第1条「建学の精神を踏まえ、教育基本法並びに学校教育法に基づいて、豊かな知性と感性を備え、いのちに寄り添い、いのちを支える、道徳的に優れた専門職業人を育成するとともに、学術の拠点として教育研究上の成果を地域並びに広く社会に還元することにより、その発展に寄与することを目的とする。」は、建学の精神をふまえ定められた。

本学は、保健科学部 医療検査学科、診療放射線学科、看護学科、及び教育学部 こども教育学科の2学部4学科から構成される。いずれの学科も共通して、幼児から高齢者まで、また健常者から病者まで、さまざまな人々を心身両面から支えるスペシャリスト、「いのちのサポーター」の育成を目指している。

あわせて本学は、地域に学び、地域とともに歩む大学として、地域貢献活動に積極的に取り組むとともに、その活動を通じて学生の成長を目指している。

これらの基本的な理念のもと、本学は、社会や地域の状況、要請に応じ、様々な学部・学科の変遷・拡充、施設の充実整備を行ってきた。全国でいち早く臨床検査技師の育成に取り組む、また県下私立大学として看護学科を最も早く創設したのは本学である。加えて准看護師のキャリアアップニーズに応え、正看護師の育成に寄与する通信制課程教育にも取り組んでいる。また、令和2(2020)年4月の診療放射線学科開設は、兵庫県下大学で初めてである。

近年の大学改革で求められている教養教育や、コミュニケーション能力の育成を目指す教育改革にも積極的に取り組み、「まなぶる▶ときわびと」など、本学独自の授業科目を構成している。

また学生たちの地域での学びを支援するため、地域ボランティア活動を精力的に行うほか、地域の子育てに関して、行政とともに総合的な子育て支援施設の開設・運営を行っている。

少子化による厳しい大学運営が懸念されるなか、常に時代の先を見て、勇気をもって進めてきたこれらの取り組みは、理事長の方針である三つのP（public（公共）、pilot（先駆け）、protest（抗議））の精神によるものである。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治 41 年 4 月	神戸市中山手通 6 丁目 57 に私立家政女学校を開設
大正 4 年 3 月	私立神戸高等家政女学校と改称
大正 10 年 8 月	神戸家政女学校と改称
昭和 4 年 4 月	神戸市長田区池田上町 92 に校舎新築、神戸高等家政女学校と改称
昭和 19 年 1 月	財団法人玉田学園を設立、神戸女子商業学校と改称
昭和 21 年 4 月	中学校令による高等女学校の認可を受け、神戸高等女学校（5 年制）となる
昭和 22 年 4 月	新制度による中学校の認可を受け、神戸中学校設立
昭和 23 年 4 月	神戸常盤女子高等学校、神戸常盤中学校となる
昭和 26 年 2 月	私立学校法による学校法人玉田学園を設置
昭和 42 年 1 月	神戸常盤短期大学設置認可される（衛生技術科、幼児教育科）
昭和 42 年 4 月	神戸常盤短期大学開学、衛生技術科、幼児教育科設置
昭和 45 年 4 月	神戸常盤短期大学附属幼稚園開園
昭和 51 年 3 月	衛生技術科臨床検査技師養成学校として指定される（3 年制）
昭和 51 年 4 月	定員変更（増員）認可。衛生技術科（120 人）、幼児教育科（100 人）となる
昭和 58 年 4 月	神戸常盤短期大学衛生技術科専攻科開設
昭和 59 年 4 月	神戸常盤短期大学幼児教育科専攻科開設
昭和 63 年 12 月	神戸常盤短期大学教養科 設置認可される
平成元年 4 月	神戸常盤短期大学教養科設置に伴う定員変更（減員） 新定員衛生技術科 80 人、幼児教育科 80 人 神戸常盤短期大学教養科開設 定員 80 人
平成 3 年 4 月	神戸常盤短期大学教養科臨時定員増加 定員 160 人
平成 9 年 10 月	ネパールとの交流が始まる（「ハチガンダ福祉協会」との交流覚書）
平成 12 年 4 月	神戸常盤短期大学の期間を付した入学定員の廃止に伴う収容定員の変更（減員）が認可され、教養科の新定員 140 人となる
平成 12 年 12 月	神戸常盤短期大学看護学科設置認可される
平成 13 年 4 月	神戸常盤短期大学看護学科開設定員 70 人
平成 14 年 7 月	神戸常盤短期大学健康文化学科設置認可される
平成 15 年 4 月	神戸常盤短期大学教養科募集停止神戸常盤短期大学健康文化学科開設 定員 140 人
平成 16 年 3 月	神戸常盤短期大学教養科廃止
平成 17 年 4 月	神戸常盤短期大学看護学科通信制課程開設 定員 350 人
平成 18 年 9 月	神戸常盤短期大学衛生技術科専攻科廃止 神戸常盤短期大学幼児教育科専攻科廃止

神戸常盤大学

平成 19 年 7 月	神戸常盤短期大学口腔保健学科改組届出受理される
平成 19 年 12 月	神戸常盤大学設置認可される（保健科学部／医療検査学科、看護学科）
平成 20 年 4 月	神戸常盤大学 保健科学部医療検査学科、看護学科開学 医療検査学科定員 80 人、看護学科 75 人（3 年次編入 5 人） 神戸常盤短期大学を神戸常盤大学短期大学部に名称変更 神戸常盤大学短期大学部口腔保健学科開設 定員 70 人 神戸常盤大学短期大学部幼児教育学科名称変更及び増加定員 90 人 神戸常盤大学短期大学部衛生技術科、看護学科、健康文化学科募集停止 神戸常盤大学附属ときわ幼稚園に名称変更
平成 21 年 3 月	神戸常盤大学短期大学部健康文化学科廃止
平成 22 年 3 月	神戸常盤大学短期大学部衛生技術科、看護学科廃止
平成 22 年	子育て支援センター「子育て広場えん」開設
平成 23 年 10 月	神戸常盤大学教育学部設置認可される（こども教育学科）
平成 24 年 1 月	医療検査学科臨床検査技師養成学校として指定される
平成 24 年 4 月	神戸常盤大学教育学部こども教育学科開設 定員 80 人 神戸常盤大学短期大学部幼児教育学科 学生募集停止
平成 25 年 3 月	神戸常盤大学短期大学部幼児教育学科廃止
平成 26 年 4 月	神戸常盤大学短期大学部看護学科通信制課程入学定員変更（減員）が承認され、新定員 250 人となる
平成 30 年 4 月	神戸常盤大学短期大学部看護学科通信制課程入学定員変更（減員）が承認され、新定員 150 人となる
平成 30 年 4 月	子育て広場「ときわんモトロク」開設
平成 30 年 5 月	子育て総合支援施設 KIT 開設
令和 2 年 4 月	神戸常盤大学保健科学部診療放射線学科開設 定員 75 人

2. 本学の現況

- ・ 大学名 神戸常盤大学
- ・ 所在地 兵庫県神戸市長田区大谷町 2 丁目 6-2
- ・ 学部構成 保健科学部 医療検査学科 診療放射線学科 看護学科
教育学部 こども教育学科

・ 学生数

学 部	学 科	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	1 年	2 年	3 年	4 年	合計	備考
保健科学部	医療検査学科	80		320	87	84	77	106	354	
	診療放射線学科	75		300	85	84			169	令和 2 年 4 月開設
	看護学科	75	5	310	87	82	83	97	349	
保健科学部計		230	5	930	259	250	160	203	872	
教育学部	こども教育学科	80		320	85	96	89	75	345	
教育学部計		80		320	85	96	89	75	345	
合計		310	5	1,250	344	346	249	278	1,217	

・ 教員数

学 部 学 科	専任教員							
	教授	准教授	講師	助教	計	助手		
保健科学部	医療検査学科	12	1	6	3	22	0	
	診療放射線学科	7	3	3	1	14	0	令和 2 年 4 月開設
	看護学科	11	8	10	3	32	0	
保健科学部計		30	12	19	7	68	0	
教育学部	こども教育学科	10	4	4	0	18	1	
教育学部計		10	4	4	0	18	1	
合計		40	16	23	7	86	1	

・ 職員数

専任職員	非常勤職員	派遣職員	合計
48	0	3	51

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

神戸常盤大学（以下「本学」という）は、学校法人玉田学園寄附行為（以下「寄附行為」という）第4条に基づき設置される。【資料1-1-1】

本学の建学の精神は「広く学術の基礎となる知識及び技能を授けるとともに、深く専門の学問及び技術を研究・教授して、知的、道徳的に優れた技術者を育成し、また成果を社会に還元することにより、国家及び地域社会の発展に寄与すること」であり、本学の使命・目的はこの建学の精神に則って定められている。すなわち、神戸常盤大学学則（以下「学則」という）第1条第1項では本学の目的を「建学の精神を踏まえ、教育基本法並びに学校教育法に基づいて、豊かな知性と感性を備え、いのちに寄り添い、いのちを支える、道徳的に優れた専門職業人を育成するとともに、学術の拠点として教育研究上の成果を地域並びに広く社会に還元することにより、その発展に寄与することを目的とする」と定めている。【資料1-1-2】

この使命・目的を達成するため、学部・学科ごとに、その特性に応じた「教育理念」を定め、さらにそれぞれの教育内容の要素に沿った「教育目標」を設定し、簡潔に文章化している。また、それらを具現化するために、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つのポリシーを設けている。【資料1-1-3】

さらに、本学独自の設定として、各学部・学科の「教育理念」「教育目標」そして三つのポリシーが、全学的な協力及び組織的連携により、一定の方針のもとに進められるよう、全学的な教育目標である「ときわ教育目標」及び「ときわコンピテンシー」を定め、簡潔な文章で示している。さらには「全学ディプロマ・ポリシー」、「全学スチューデントサポート・ポリシー」、「全学アセスメント・ポリシー」を定めている。これらの詳細及び関係性については、後述の基準1-1-③にて触れる。【資料1-1-4】

「ときわ教育目標」及び、各学部・学科の教育理念・教育目標を以下に示す。

【ときわ教育目標】

本学は、建学の精神の下、知性と感性を備えた専門職業人の育成を目標としている。この目標に向けて、全学および各学部・学科は入学、教学、卒業（学位）、評価、支援に関

する方針（ポリシー）を定め、以下のように組織的かつ計画的に教育を行う。

- ①学生一人ひとりの個性、能力、希望等に応じて十分かつ適切な教育を正課・準正課・正課外を通して行い、「ときわコンピテンシー」に掲げる諸能力の修得を図る
- ②前項の教育に加えて、学生一人ひとりが目指す社会的・職業的自己実現に向けて十分かつ適切な支援を行い、学びの進展を図る

【保健科学部】

〔教育理念〕

本学部は建学の精神の下、“いのち”に対する知性と感性および、豊かな人間性と高い倫理観を身に着けた医療専門職の育成を目指している。

あらゆる健康レベルにあってその人らしい生を全うすることを希望している人々を、医療専門職として全人的（ホリスティック）に受けとめ、質の高い包括的医療を提供するには、それを可能にする能力を備えなければならない。超高齢化と少子化が進行している我が国にあって、セルフケアを基礎に、一次から三次までの医療を系統的に提供し、人々が暮らしている地域において質の高い包括医療を提供するにも知識と技術を身に着けることが重要である。さらに、グローバル社会にあっては人・物のみならず病気も容易に国境を超え、重大な問題になり得る。本学部はこのような広範囲な医療、あるいは応用的医療を提供できる、幅広い視野をもった医療専門職の育成を目指している。

また、現代医療は、再生医療、遺伝子医療、生殖補助医療、移植医療等、目覚ましい進展を遂げている。医療専門職には、進展する医療技術の成果を理解し、それを的確に提供する能力が必要になる。さらに、適切な医療を提供するうえで多職種 of 医療専門職が専門的役割と機能を発揮し、かつ協働して行うチーム医療の意義は大きい。医療専門職には、その重要性を認識し理解し、チーム医療の一員として協働してゆくための自覚が求められる。

〔教育目標〕

1. 医療専門職として、“いのち”に対する知性と感性を育み、心豊かな人間性、高い倫理観を養う。
2. トータルヒューマンケアの視点を身につける。
3. 進展する技術の成果を理解し、駆使するための基礎的能力を身につける。
4. チーム医療における専門職としての責務を自覚する。
5. 地域社会、国際社会において保健医療の向上に貢献できる基礎的能力を身につける。

＜保健科学部 医療検査学科＞

〔教育理念〕

豊かな人間性と高い倫理観を持ち、臨床検査に関する専門的な知識と技術を修得し、医療チームの一員として地域社会はもとより、国際社会においても貢献できる人材を育成する。

〔教育目標〕

1. 医療に携わるものとしての、豊かな人間性と高い倫理観を養う。
2. 臨床検査に関する専門的な知識・技術を修得し、医療の高度化に適応できる確かな基

礎力と応用力を養う。

3. 科学的思考力と研究的態度を身につけ、臨床検査の開発・発展に貢献できる能力を養う。
4. 責任感と協調性を身につけ、チーム医療の一員として活躍できる能力を養う。
5. 時代や社会の要請に応じ、地域社会や国際社会で保健医療の向上に貢献できる能力を養う。

＜保健科学部 診療放射線学科＞

〔教育理念〕

いのちに対する温かい眼差しと高い倫理観を備え、放射線技術学における専門的な知識と技術を持ち、社会に貢献できる専門職業人を育成する。

〔教育目標〕

1. 医療に携わるものとして、高い倫理観を備え、人の心に寄り添い行動できる豊かな人間性を育成する。
2. 質の高い安全な放射線医療を支えるものとして、放射線技術学に関する高度な専門知識力と技術力とを育成する。
3. チーム医療の一翼を担うものとして、他の医療従事者と連携・協働できるコミュニケーション能力を育成する。
4. 医療の発展に貢献するものとして、科学的思考力と創造的探究心などの研究的態度を育成する。
5. 社会に貢献するものとして、グローバルな視点で多様なニーズに対応できる人間力を育成する。

＜保健科学部 看護学科＞

〔教育理念〕

“いのち”に対する豊かな感性と知性、幅広い人間性を備え、的確な看護判断と実践のための基礎的能力を養い、現代のヘルスケアニーズに応じ得る資質の高い看護専門職業人を育成する。

〔教育目標〕

1. 人間と自然を愛し、“いのち”を尊重し、向き合うことができる豊かな人間性を育む。
2. 看護の対象の個別性・特性を尊重し、“ヒューマン・ケアリング”を行うことができる能力を養う。
3. 広く世界に目を向け、保健・医療・福祉チームの一員として、関係分野の職種と協働、連携を図り、看護職の役割を果たすことができる能力を養う。
4. 社会の変化に対応し、常に自己啓発するとともに、創造的探究心を高め、看護の本質を追及し、展望する態度を養う。

【教育学部】

〔教育理念〕

豊かな人間性と教育にかかわる高い専門性を備えた、社会に貢献できる人材を育成する。

教育学部では、人々が社会の中で意欲をもって生活することや、社会のよりよい在り方について、教育に携わる立場から真剣に取り組む人材を育成することを目指している。「教育」は人との関わりの中で展開するものであり、教育者の姿勢が少なからず影響するものである。ゆえに、教育に携わる人材として豊かな人間性を持って欲しいという思いがある。また、学生個々が社会を構成する一員となることを踏まえ、社会の中で一人の人間として豊かに生きていくことのできる人間として育てて欲しい、という思いもあり、教育に携わる人材育成の基盤として「豊かな人間性」を置いている。

その上で、社会に生じるさまざまな教育的課題について、高い専門性から解決に取り組むことのできる人材を育成する。

＜教育学部 こども教育学科＞

〔教育理念〕

豊かな人間性と理論に裏付けされた実践的な教育力をもち、新しい時代や社会に対応できる質の高い保育士・教員を養成する。

〔教育目標〕

1. こどもの保育・教育に携わる者として、豊かな人間性と高い倫理観を養う。
2. こどもの心身の発達を支えるための専門知識と技能を深く修得する。
3. 理論と実践を統合し、社会の要請に応えることのできる教育力を身につける。
4. 実践の場において自ら課題を見だし研究することにより、保育や教育の質を高める態度を育む。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は建学の精神に基づき、保健科学部及び教育学部の共通目的として、幼児から高齢者まで、また健常者から病者までさまざまな人々の「いのち」を心身両面から支えるスペシャリストの育成を行い、専門性、人間性を兼ね備えた広く社会に貢献できる専門職業人を育成することとしている。その実践目標に向かって、保健科学部及び教育学部はそれぞれの教育理念、教育目標、さらにアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つの方針を明示し、在学生、及び教職員は勿論のこと、受験生等、学外にも公表し、周知に努めている。【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】

また、本学では学部・学科の教育理念、教育目標、三つのポリシーに加えて、それらを統括し全学的な教育目的を明確にするため、「ときわ教育目標」、「ときわコンピテンシー」及び「全学ディプロマ・ポリシー」を定めている。

「ときわ教育目標」は、学生が専門知識・技術を修得するに際し、偏狭に陥ることなく社会性を養い、広い視野と豊かな内面を獲得することが重要であるという考えから、大学として「知性と感性を備えた専門職業人の育成」を目指すために掲げられている。本学ではこの目標下において、次の二つの観点より、組織的かつ計画的な教育を全学的に進めている。

- ①学生一人ひとりの個性、能力、希望等に応じた適切な教育を行い「ときわコンピテン

シー」に掲げる諸能力の修得を図ること

②学生一人ひとりが目指す社会的・職業的自己実現に向けて適切な支援を行い学びの進展を図ること

「ときわコンピテンシー」は、「知識」「思考力」「創造力」「市民性」の四つの力から構成され、それらは「教養、情報力、専門力、批判的思考力、表現力」などの19の諸能力を評価指標（ルーブリック）としている。なお、本学では現在、この「ときわコンピテンシー」を構成する四つの力を根拠とする学修成果の可視化を目指し、その本格実施に向け具体的な作業に取り組んでいる。

「全学ディプロマ・ポリシー」は、学部・学科における所定の在学期間の満了、卒業単位の修得を含む審査合格とともに、全学的な「ときわ教育目標」を構成する『ときわコンピテンシー』に掲げるすべての能力が、知性と感性を備えた専門職業人に相応しいレベルに到達すること」を学位授与の条件としている。

その他、本学では「全学スチューデントサポート・ポリシー」、「全学アセスメント・ポリシー」を独自に定め、学修の成果を不断に検証し、教育課程の改善に繋げていくことを意図している。

これらは全て、学生便覧、神戸常盤大学ホームページ（以下「本学ホームページ」という）等に明示し、学内外に公表している。【資料 1-1-7】

さらに、本学の特色として、「地域貢献」が挙げられる。

地域貢献活動については、「国家及び地域社会の発展に寄与する」という建学の精神に則って「神戸常盤地域交流センター」が中心となって展開している。地域貢献事業の実施に先立ち、常に建学の精神などの説明を行うなど、大学の使命・目的、教育目的の理解に努めている。

「神戸常盤地域交流センター」は、本学（短期大学部を含む）の教育・研究力と地域社会を繋げ、地域社会の発展に資する役割を担うとともに、学生の多様化した学修ニーズに対応し、学生の「人間力」を高めることを目的としている。

その取り組みの一つが、地域の子育て支援である。本学は「地域子育てプラットフォームの構築を通じた All-Win プラン」により、文部科学省の平成 29(2017)年度私立大学研究ブランディング事業に採択され、本学が立地する神戸市長田区において、本学と地域が一体となる「地域子育てプラットフォーム」を組織している。具体的には、本学の教育・保健医療の教育研究活動の機能を生かし、平成 30(2018)年に地域の子育てを支援する「子育て総合支援施設 KIT」（以下「KIT」という）を開設した。「KIT」は、2つの施設(神戸市長田区及び中央区)に加えて、令和 3 (2021)年 4 月には三つ目の子育て支援センター、「ときわんノエスタ」（神戸市兵庫区）を開設し、地域に根差した子育て支援等に努めている。事業の具体については、基準 2-2-①の 9・10 に記述する。

本学と地域が一体となるもう一つの取り組みとして、毎年秋に本学キャンパスで開催される「KOBE TOKIWA ふれあい健康フェスタ」がある。これはとりわけ本学の保健医療分野の教育研究活動を生かした取り組みであり、教職員・学生の連携のもと、各種健康測定、健康相談、口腔保健、アロマセラピーの実施等、健康を志向する地元住民の要望に応える事業として好評を博している（毎年参加人数 800～1,000 名）。

加えて、定期的に関講する公開講座がある。その目的は、本学の保健科学部、教育学部

の研究力を生かし、健康、医療、子育て等、地元住民の多様な関心に応えることである。また全学共通科目である『芸術文化論』（講義）では、文化・芸能・スポーツ等に秀でた講師を招聘し、一般市民を特別聴講生として幅広く募集することにより、公開授業の新たな試みに取り組んでいる。【資料 1-1-8】

これらの事業は、各学部・学科における教育研究活動の蓄積を踏まえたものであり、「地域とともに歩む」本学の特色を明確にしている。

【資料 1-1-9】【資料 1-1-10】

1-1-④ 変化への対応

本学は建学の精神に基づき、一貫して社会に貢献できる専門職業人を育成してきた。そのなかで社会の要請等に応じ、短期大学から4年制大学へ移行し、医療・教育分野の充実を目指し、学部・学科の変遷・拡充を図ってきた。

医療分野では、臨床検査技師に関しては、昭和42(1967)年に衛生検査技師養成校として指定を受ける(短期大学)など全国でもいち早く取り組んでいる。昭和49(1974)年の臨床検査技師養成校指定を経て、平成24(2012)年には、全国初の臨床検査技師養成指定大学となり、この間、地域の医療現場に多くの人材を送り出してきた。

また、医療機関等における看護師不足を見据え、平成13(2001)年には兵庫県下の私立短期大学としては初の看護学科を開設した。さらに、准看護師のキャリアアップは重要な社会課題であるとの認識のもと、社会的リカレント事業として、平成17(2005)年、全国唯一の2年制の通信制課程(短期大学部)を開設した。学生の居住地は全国に及んでおり、スクーリングを本学に加え、東京、金沢でも実施してきた。学生が勤務する医療機関は、本学通学学生の実習・就業の場にもなっている。また、通信制課程の学生は後述する国際交流における海外研修にも参加を認めており、通学学生との交流により双方の成長に寄与している。

令和2(2020)年4月には、兵庫県下の大学として初の診療放射線学科を開設した。医療機関からは高度医療機器、特に放射線機器を扱う人材の育成が強く求められている。さらに、マンモグラフィ撮影など女性技師のニーズも高まっている。また、女性にとって生涯継続できる職業現場でもある。このような状況を踏まえ、診療放射線学科を開設した。第一期生の入試において、一定の競争率を確保することができ、二期生においてもその状況は堅調である。

教育分野では、教育者、保育者の資質・能力向上が喫緊の課題となっていることをふまえ、平成28(2016)年4月から保育者養成コース、教員養成コースの2コース制を導入し、専門性をより強化するカリキュラム改革を行った。

この様な流れの中でも本学は目的・教育目標の見直しに取り組んでおり、その一つが平成29(2017)年度の全学教育目標である「ときわ教育目標」策定である。近年、教養教育の重要性やコミュニケーション能力の大切さなどを背景に、大学教育改革の必要性が問われてきたことを受けて、本学では、平成26(2014)年4月に「教育イノベーション機構」を設置し、この問題に取り組み、学部学科の枠を超え「ときわ教育目標」や全学ポリシーの策定など、さまざまな教育改革を行い、平成29((2017)年度に「基盤教育分野」として科目群

を再編成した。「教育イノベーション機構」は一定の役割を終え、発展的に改組し、現在は副学長を機構長とした「ときわ教育推進機構」(平成 30(2018)年)としてさらなるカリキュラムの再編・改革に取り組んでいる。

更に本学は平成 31(2019)年 4 月、改めて建学の精神に立ち返り、現代的な観点から学則第 1 条(目的)を見直し、「豊かな知性と感性を備え、いのちに寄り添い、いのちを支える、道徳的に優れた専門職業人を育成」すること、「地域並びに広く社会に還元する」ことを明記した。【資料 1-1-11】

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は建学の精神に基づき、その使命・目的及び教育目標を定め、ポリシーを定めている。さらに社会情勢等の変化を踏まえ、見直しを行い、学部・学科の変遷・拡充を図ってきた。

新たに設置した診療放射線学科の教育理念・教育目標は、既設学部・学科と整合性を図りつつ定めている。今後、学年進行とともに新たな学生が入学することとなり、定めた教育目標やポリシーを検証しながら改善を図っていく。また現在、短期大学部口腔保健学科の 4 年制大学化に向けて鋭意準備を進めているが、口腔保健に関する歴史と成果を踏まえ、これからの歯科衛生士の在り方を見据え、大学としての教育の在り方を検討し、教育理念・教育目標等の策定を行っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学における全ての事業は、理事長及び学長のそれぞれの役割分担と責任のもと、企画・計画され、寄附行為、学則等に基づき、定められた手続きにより審議・決定し、実施している。審議の過程で全ての役員の理解と教職員の支持、参画を得て行われている。

理事会・評議員会では寄附行為に基づき、諮問、審議、決定、あるいは報告という形で役員の理解を得ている。

教育研究に関しては、教授会と各種委員会を通じ、学校教育法に定める事項の審議は勿論のこと、本学の教学運営についてさまざまな審議を行い、また報告を行っている。その過程で、所掌する事項を審議する各種委員会、センター等の学内組織や法人本部も含め事

務局で教職員による慎重な審議・検討が行われる。

また必要な事項については、資料とともに学科会議、課長会議で報告し、さらに学内ネットワークを通じ、非常勤教員も含め、全教職員への情報提供を行っている。特に非常勤教員については、学科において教育領域の性格により説明の機会を設けるなど、重要な方針等の周知に配慮している。なお、教授会での審議・報告事項は、同一の資料で全事務職員に対する報告会を行い、周知に努めている。

1-2-② 学内外への周知

建学の精神は本学の基軸であり、重要事項に関する審議、その他、諸計画を定める際には常にこれに立ち返り、協議されている。また、理事長、学長による訓示やあいさつなど、あらゆる機会を捉え、建学の精神に言及するなど、学内周知に努めている。

本学では、毎年度初めに全教職員の参加のもと、「年度初め打合せ会」が開催される。ここで理事長及び学長から、当該年度や将来に向け、重要な運営方針や課題等について述べられ、建学の精神、及び目指すべき教育目標を含んだ提言がなされている。また、本学では活発なSD活動に努めており、新規採用者に対しては「新入教職員SD研修」にて建学の精神及び教育目標について説明している。【資料 1-2-1】

学生に関しては、入学式及び学位記授与式において、学長より本学の歴史、ならびに建学の精神を中心に式辞が述べられている。入学式後、各学科に分かれオリエンテーションを行うが、それぞれ学部長・学科長より改めて学生に対し詳しく言及している。なお全学生に配布される学生便覧には、建学の精神・教育目標が他のポリシーとともに明記されている。【資料 1-2-2】

学外に対しては、大学案内あるいは本学ホームページ等にて建学の精神を含めた本学の情報を掲載している。このほか、学内向け冊子等においても必要な情報を掲載している。

【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

また本学は、さまざまな地域貢献事業を展開しているが、実施にあたり、建学の精神と本学の方針等を伝えている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

中期的な計画については、「学校法人玉田学園将来構想及び将来構想実行計画 第I期中期実行計画(2020-2023)」(以下「学園中期実行計画」という)を策定し、令和2(2020)年3月度の理事会において審議・承認されている。これは、本学園が設置運営する大学、高等学校及び幼稚園を対象とし、全体の基盤整備と各校種ごとの方針を定めたものである。

【資料1-2-6】

「基盤整備(学園共通)」においては、学園が一体化し、建学の精神に基づいた人材養成を第一に掲げ、教学・管理両部門の連携のもとガバナンスを強化し、戦略的IRの活用、広報活動の充実や施設整備と財政基盤の充実を図り、SDによる教職員の大学人力の向上とPDCAサイクルによる大学運営を目指すとしている。併せて、地域連携の充実も図ることとしている。

大学においても「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部 第Ⅰ期中期実行計画（2020－2023）」（以下「大学中期実行計画」という）を策定し、建学の精神に基づく人材養成とそのための基盤構築など、具体的な項目が明示されている。【資料1-2-7】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は、建学の精神のもとに幼児から高齢者まで、また健常者から病者までさまざまな「いのち」を心身両面から支えるスペシャリストの養成を目指し、知性と感性を備えた専門職業人の育成を「ときわ教育目標」として掲げている。各学科の教育目標はこの目標を受け、各々の専門の学問分野において修得すべき知識・技能等を明確に定めている。また「ときわコンピテンシー」が、知性と感性を備えた専門職業人に相応しいレベルに到達することも狙いとしている。

これらを具現化すべく、全学及び学部・学科ごとに「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」の三つの方針を策定し、使命・教育目的は三つのポリシーに反映されている。【資料1-2-8】【資料1-2-9】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は建学の精神に基づき、その使命・目的及び教育目標を定め、ポリシーを定めている。この目的等の達成のため、社会情勢等の変化を踏まえ、教育・研究体制の整備に努めてきた。

教育研究組織としては、保健科学部に医療検査学科、診療放射線学科、及び看護学科を、教育学部にこども教育学科を、短期大学部には口腔保健学科及び看護学科通信制課程を置いている。教職員組織としては、学長を筆頭に副学長、学部長、学科長、及び事務局を置いている。

一方、本学園の事務局として法人本部を置き、法人運営全体を調整する立場から、大学、あるいは事務局と緊密に連携している。

このほかの教育研究組織として、図書館、国際交流センター、ライフサイエンス研究センター、KTU 研究開発推進センター、教職支援センター、及び附属施設として「ときわ幼稚園」を置いている。これらの組織は、学長のリーダーシップのもと、本学の教育研究に資する活動を行っているが、各学部・学科長から構成される「学長会議」を置き、学長による全体調整機能を支援している。「学長会議」では、大学の中長期計画の企画・策定など、全学的な教育研究上の課題について集中的に検討し、教授会や教務委員会、学生委員会など、学内各種委員会組織と綿密な連携を図っている。また、教育改革を主導的に推進する組織として「ときわ教育推進機構」を置いている。なお、運営を支援するため「学長会議」には教務課、「ときわ教育推進機構」には学術推進課の職員を各々配置している。

さらに、本学では地域における子育て広場事業などを行う「子育て総合支援施設 KIT」（以下「KIT」という）として「ときわんクニヅカ」、「ときわんモトロク」、「ときわんノエスタ」の3つの子育て支援センターを開設しており、運営を主導する「神戸常盤地域交流センター」を置いている。「KIT」は、本学の知財の活用は勿論のこと、学生の実習施設

としての役割から、大学組織に位置づけているが、学園全体でさまざまな局面において地域・行政との調整が必要なため、法人本部が中心となって運用を行っている。(図 1-2-1)

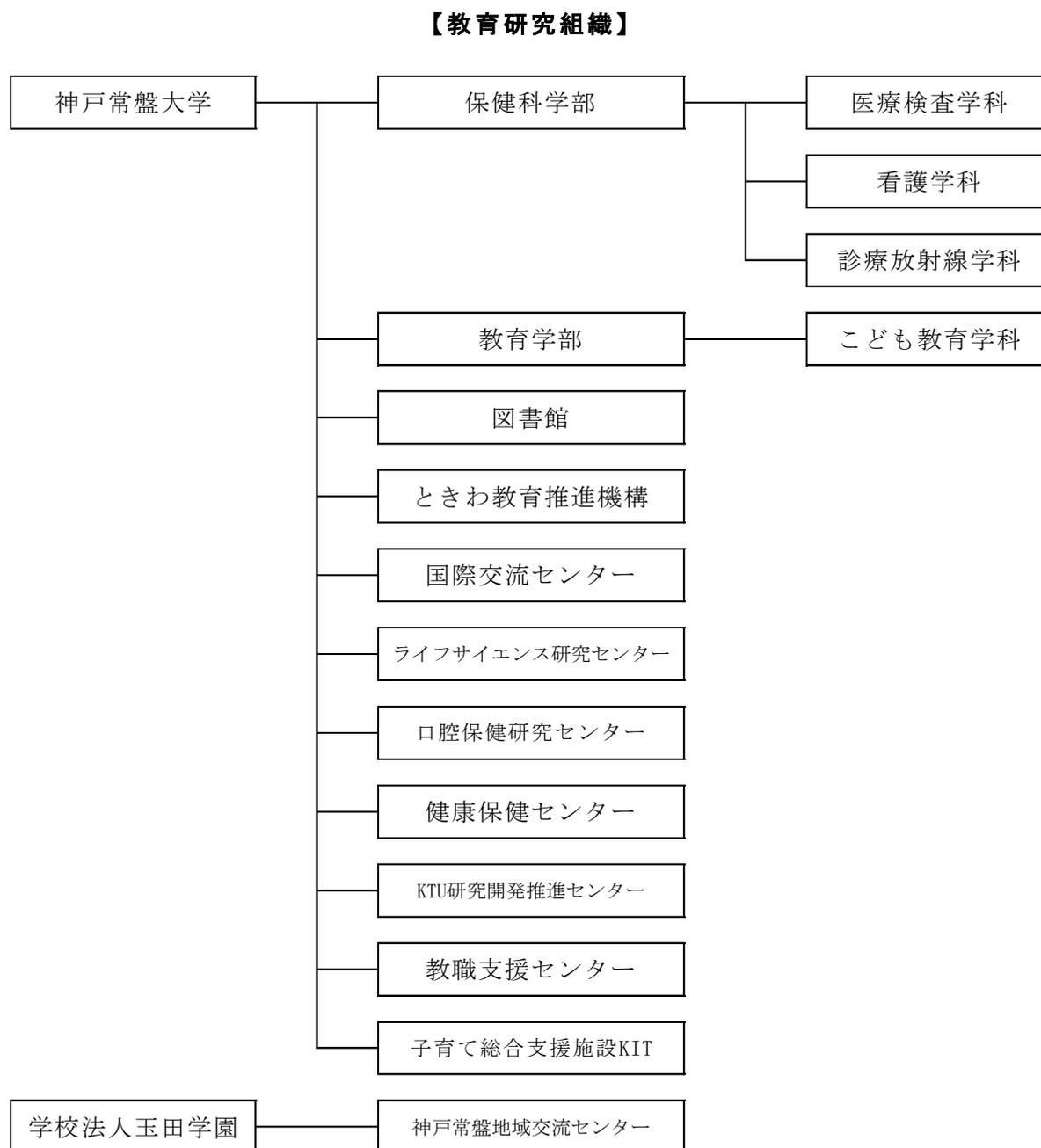


図 1-2-1 教育研究組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学が掲げる目的の達成のため、令和 3(2021)年度には、以下の施設・組織を設置して教育研究組織の充実を図ることとしている。

1. すこラボ（健康生活研究所）

本学教職員の地域との繋がりと研究力を活用し、地域における様々な健康課題をもつ神戸市長田区を中心に、地域のフレイル予防など健康生活の向上を目指す。また、その運営において学生の参画を求め、学修向上を目指していく。

2. 登録衛生検査所 神戸常盤大学医科学研究所（PCR 検査センター）

学内の新型コロナウイルスの感染リスクを見極めるため、産学連携事業の成果を生かした PCR 検査を行ってきた。これに加え、臨地実習等の円滑な実施と地域交流における本学学生の安全安心のため、学内に PCR 検査センターとして設備・体制を整え、精度管理を高め、「臨床検査技師等に関する法律」に基づく「登録衛生検査所」として開設したところである(令和 3(2021)年 6 月 9 日)。

3. 口腔保健学科 4 年制大学化、並びに歯科診療所の機能充実

本学は平成 20(2008)年 4 月、短期大学部に口腔保健学科を開設し、多くの歯科衛生士を育成してきたが、近年、全身管理を伴う医療現場で歯科衛生士の役割が見直され、また介護施設や地域など多様な局面で口腔ケアの必要性が認識されている。この状況を踏まえ、教育の高度化と幅広い役割に応えられる人材の育成を目指し、令和 4(2022)年度に 4 年制大学として新たに開設する予定である。

あわせて学内に設置されている「神戸常盤大学短期大学部 歯科診療所」は、一般利用者への歯のクリーニング、口腔保健指導等は勿論のこと、学生の臨床研修を中心に運営してきたが、ホワイトニングや歯科矯正など新たな取り組みを進めるなど、大学としての研修機能を向上することとなった。

これらの取り組みは、地域貢献及び本学の教育研究事業の向上とともに、本学の魅力として広報媒体を活用し、受験者に対する訴求を目指す。

【基準 1 の自己評価】

本学は開学以来、一貫して建学の精神に基づいた専門職業人を養成・輩出している。本学の使命・目的及び教育目標は、簡潔な文章で具体的にかつ明確に定められており、本学の個性・特色が明示されている。また、社会情勢及び地域の変化に迅速かつ柔軟に対応すべく、「大学中期実行計画」において使命・目的及び教育目標、並びに三つのポリシーを踏まえた学修支援体制の確立を唱えている。また、役員、教職員、学生、保護者は勿論のこと、学外のステークホルダーに対しても多様な媒体を活用し大学の使命・目的及び教育目標の周知を行っている。併せて、その理念を「大学中期実行計画」、及び三つのポリシーに有効的に反映している。また、本学の使命・目的及び教育目標を達成するための学部、学科を適切に設置し、教育研究組織の構成並びに整合性を図っていることから、基準 1 を満たしていると判断できる。

今後、大学運営はますます厳しくなることが予想されるが、現状に甘んじることなく、本学の教育研究機能を充実し、邁進していきたい。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

1. アドミッション・ポリシーの策定

神戸常盤大学（以下「本学」という）では、本学の各学部・学科の教育理念・教育目標に共感し、以下に示す意思や能力を備えている学生を求めており、入学前の学習成果の把握・評価も明確に示し、大学及び各学部学科のアドミッション・ポリシーとして定めている。アドミッション・ポリシーは入試委員会、運営委員会、教授会において審議し策定している。

保健科学部では学部と各学科のアドミッション・ポリシーを策定し、選抜の基準には別の異なる観点を示している。各学科のアドミッション・ポリシーに合致した受験生を、筆記試験や面接試験等の入試方法により基礎学力と各学科に対する目的意識を測定することで入学生を選抜し、確保している。また、保健科学部内で第2志望制度を導入していることから、別の観点である学部単位のアドミッション・ポリシーに合致した、広く医療職を志すという確固たる目的意識の入学生を選抜し確保している。なお、教育学部は1学科のため、学部と学科のアドミッション・ポリシーは同じである。【資料2-1-1】

2. アドミッション・ポリシーの周知

アドミッション・ポリシーは、大学案内、「令和4（2022）年度入試ガイド」（以下「入試要項」という）、神戸常盤大学ホームページ（以下「本学ホームページ」という）、学生便覧に掲載・明示し、オープンキャンパスや数多くの学外進学ガイダンス、高等学校内の進学ガイダンスで、受験生や保護者、高校教諭、在学生等に対し、幅広く具体的に説明・周知を図っている。また、大学案内、入試要項は本学ホームページ上でも公開している。

【資料 2-1-2】 【資料 2-1-3】 【資料 2-1-4】 【資料 2-1-5】 【資料 2-1-6】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入試選抜の方法を、表2-1-1に示す総合型選抜、学校推薦型選抜及び一般選抜の3つに大別し、入試要項、本学ホームページ・Web出願に示すとおり、それぞれアドミッション・ポリシーに沿って実施している。【資料2-1-7】 【資料2-1-8】

表2-1-1 入試選抜の方法

入試区分	選抜方法
総合型選抜	総合型選抜
学校推薦型選抜	指定校推薦型選抜
	公募推薦型選抜（含系列校入試）
一般選抜	一般選抜前期
	一般選抜中期
	一般選抜後期
	大学入学共通テスト利用選抜
	大学入学共通テスト利用選抜2次
	社会人特別選抜
	外国人留学生特別選抜
	看護学科第3年次編入学選抜

本学が求める学生像を具体的に受験生に示すため、入試要項、本学ホームページ・入試関連情報にアドミッション・ポリシーを明記し、各入学試験の出願資格を明示して、選考基準を明確に設定している。これらに基づき「学力の3要素」を高等学校での調査書、大学入学希望理由書、科目試験、面接試験等により総合的に評価している。

各入試区分について、選抜方法や出願資格がアドミッション・ポリシーに沿っているかを毎年検証しており、その結果を次年度の選抜に反映している。【資料2-1-9】

学生募集及び入学選抜の実施は、学長から委嘱を受けた教員と入試広報課職員からなる入試委員会が担当している。「入試委員会規程」に基づき入試委員長及び入試広報課長がアドミッション・オフィサーとして任命され適切な体制の下運用している。学生募集の基本方針及び入学者選抜方法等は、入試委員会においてアドミッション・ポリシーに沿って検証し決定している。各入試の実施は、入試広報課において実施体制や試験監督者、面接委員等を記載した入学試験実施要領を作成し、これに基づき厳格に運用している。【資料2-1-10】【資料2-1-11】【資料2-1-12】

入学試験問題の作成は、「入試問題作成部会」を設置し、学長が委嘱する部会長及び本学教員である出題委員により、アドミッション・ポリシーに沿った選抜方法に留意して全ての問題作成を学内で行っている。「入試問題作成部会」が立てた具体的な計画に沿って、試験科目ごとに委嘱された出題委員が作成に当たるが、完成までには学内関係者による点検を強化し、厳格な校正を複数回実施することで、出題ミスの防止に努めている。また、入試問題は、外部評価を受けることで検証し、改善を続けている。【資料2-1-13】【資料2-1-14】

入学試験の合否は、副学長、学部長、学科長、入試委員で構成される合否判定部会で原案を作成し、合否判定教授会（学長・教授会メンバー）において総合的（高等学校調査書・科目試験・面接試験の結果）に公正かつ適正・厳正に審議し判定している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員は、医療検査学科80人、看護学科80人（75人+3年次編入学5人）、こども教育学科80人、令和2（2020）年4月開設の診療放射線学科75人である。

令和3年(2021)年度までの過去5年間の平均入学定員充足率は、医療検査学科109%、看護学科114%（3年次編入学を除く）、診療放射線学科114%（2年平均）こども教育学科110%である（表2-1-2）。また、収容定員についても大幅な定員超過もなく学生数を適正に管理し、教育を行う環境を確保している（表2-1-3）。

表 2-1-2 過去5年間の入学定員充足率（入学者数/入学定員）

	2017	2018	2019	2020	2021	5年平均
医療検査学科	1.11	1.20	0.99	1.08	1.09	1.09
診療放射線学科	—	—	—	1.15	1.13	1.14
看護学科	1.13	1.20	1.11	1.08	1.16	1.14
看護学科（第3年次編入学）	0.80	0.20	0.00	0.20	0.40	0.32
こども教育学科	1.15	0.89	1.18	1.20	1.06	1.10

診療放射線学科は令和2(2020)年度開設のため、2年分のデータとなる。

表 2-1-3 在籍学生数、入学学生数（令和3(2021)年5月1日現在）

学科	在籍学生			入学者		
	収容定員 A	在籍学生 B	B/A	入学定員 C	入学者 D	D/C
医療検査学科	320	354	1.11	80	87	1.09
診療放射線学科	150	169	1.13	75	85	1.13
看護学科	300	346	1.15	75	87	1.16
看護学科（第3年次編入学）	10	3	0.30	5	2	0.40
こども教育学科	320	345	1.08	80	85	1.06
合計	1100	1217	1.11	315	346	1.10

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保のためには、大学案内や本学ホームページでの広報に加え、オープンキャンパス等の機会を通して広報に努めている。

なお、令和2(2020)年度のコロナ禍でのオープンキャンパスは、感染対策を徹底しながら予約制で参加者を限定して実施し、本学を目指す受験生に対し必要な情報を提供した。また入学試験も感染対策を徹底して実施し、適切な入学者数を確保することができた。【資料2-1-15】

さらに、新入生を対象に実施する入試関連のアンケートや入学者対象に実施する「基礎テスト」の結果を次年度の広報活動に反映させている。なお、「基礎テスト」は国語、数学、英語、理科の基礎学力テストで、学科により実施科目は異なるものである。これらの分析は入試委員会とIR推進室が連携して行っている。【資料2-1-16】

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も入試委員会において、入試選抜方法の検討を重ね、広報活動を充実させて、アドミッション・ポリシーに合致した基礎学力と確固たる目的意識のある入学生を確保していく。

また、入試委員会と IR 推進室との連携を更に充実させて、志望動向や前年度の問題点の分析、新入生アンケートや「基礎テスト」の分析等を行い、学生募集に活用していく。更にこれらの分析結果を学科と共有して、入学から卒業までの学生の動向を把握することにより、充実した学生指導を行い、学生の目標達成につなげていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

1. 学修支援の方針・体制

本学は、基準 1 で述べた「ときわ教育目標」に基づき、すべての学生の多様な学びと成長を保証し、各人が掲げる社会的・職業的自己実現のために、一人ひとりの学生の学びに応じた支援を行う本学独自の「全学スチューデントサポート・ポリシー (SSP)」を策定し、表 2-2-1 に示す多くの組織が連携して学修支援を行っている。表 2-2-1 の 2.~8. の組織は、教員と職員で構成されており、教職協働の学修支援体制が整備されている。2.~7. の組織は各々の規程でその目的を明らかにし、また、1.~7. の組織においては、毎年組織の「年間活動計画」を策定し、年度毎の目標や活動内容を全学的に共有している（基準 6-2 参照）。

【資料 2-2-1】 【資料 2-2-2】 【資料 2-2-3】

学修支援は正課内の教育のみならず、入学前教育及び本学が準正課と位置付けるリメディアル教育、国試対策講座、教員採用試験対策講座や、ボランティア活動、地域連携活動、国際交流活動などへの支援も含む。【資料 2-2-4】

表 2-2-1 神戸常盤大学の学修支援体制

関連組織	「学修支援」に果たす主な役割
1. 学科	チューター・担任・科目担当者による個別の学修支援他
2. ときわ教育推進機構	全学的な教育に関する計画策定、教育活動の充実
3. 学生委員会	課外活動・自治会活動支援 新入生オリエンテーション 各種アンケートの実施

4. 教務委員会	学科教務委員・教務課職員による履修指導他
5. 図書館、図書・紀要委員会	図書館活動を通じた学修支援
6. 神戸常盤地域交流センター、国際交流センター、子育て総合支援施設 KIT	地域交流・国際交流・子育て支援等の活動を通じた学修支援
7. 教職支援センター	こども教育学科・看護学科の教員採用試験対策
8. 国家試験対策委員会 (医療検査学科、診療放射線学科、看護学科)	臨床検査技師・診療放射線技師・看護師・保健師・の国家試験対策の支援
9. 法人本部 (IR 推進室)	学内に散在する情報を集約・分析して各学科等に提供し、学修支援に活用する
10. 事務局 (教務課、キャリア支援課)	学科と連携し、国家試験対策等の支援や就職活動支援、その他様々な学生の相談に応じる

【資料 2-2-5】

2. 入学前教育

厳しい新入生確保競争の中で早期の入学者選抜が進み、入学予定者が学びへのモチベーションを失うことなく学力を維持し、入学後の成長に結びつく基礎的知識取得と専門職への理解が課題となっている。このため本学では、全学共通及び学科毎の入学前教育を実施している。これは、合格から入学、そして大学生活に至る一連の流れがシームレスに進む教育方法を目指す「リエゾン・モデル」として取り組むものである。【資料 2-2-6】

1) 全学入学前教育

全学共通の入学前教育としては、令和 3(2021)年 3 月に入学前ワークショップ「1st ステッププログラム～チームビルディングってなに？」をオンラインで開催した。令和 2(2020)年度はコロナ禍で入学前ワークショップを実施することができなかったが、それまでは対面で実施していたものである。対人援助職、専門職に就くことを目指して本学に入学してくる入学予定者に対し、入学前の段階からチームで協調して関わるワークを体験してもらい、モチベーションアップにつなげている。また、ワークには SA (Student Assistant) として上級生も配置している。(基準 2-2-②参照)。【資料 2-2-7】

2) 学科による入学前教育

高校までの学びと大学での学びの接続 (リエゾン) のために、教科の基礎力向上を目的としたリメディアル教育、専門分野へのモチベーションアップ、読書・学習習慣の維持等を目的に入学前教育を実施している。学科ごとの概要を表 2-2-2 に示す。【資料 2-2-8】

3) 系列校対象の入学前教育

上記 2) に加えて、本学園の系列校に対しては、入学前教育を対面で実施しており、大学での学びについてのガイダンスや、学科別に入学前課題についての説明や質疑応答などを行って、学習習慣の継続を目指している。【資料 2-2-9】

表 2-2-2 学科による入学前教育

学部・学科		入学前教育の概要
保健科学部	医療検査学科	高校化学・生物の復習課題
	診療放射線学科	高校理科・英語の学習や読書等から自分で学修したい内容の学修計画を立て、実施し、振り返りを行う
	看護学科	高校国語・数学・英語の復習課題、感染症対策に関するレポート、課題文（英文）に対する論述、テーマ図書に対するレポート
教育学部	こども教育学科	課題読書と読書レポート、ピアノ初心者レッスン、課題（「保育の基本用語」）への取組

3. 新入生オリエンテーション

新入生の不安を和らげるだけでなく、多職種連携の第一歩として入学時に学科を越えて交流を図ることは、その後の学生生活を続けるにあたり大きな意味を持つ。そこで新入生オリエンテーションを初年次教育の第一歩としてとらえ、「大学にかかわる人々（友人・教職員・先輩・卒業生等）との親睦・交流をはかり、大学生活のよりよいスタートとする」ことを目的に、学生委員会と事務局キャリア支援課が中心となって実施している。

新入生オリエンテーションは、平成 20（2008）年より大学・短期大学部合同で外部宿泊施設を利用して 1 泊 2 日の学外オリエンテーションとして実施してきたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和 2（2020）年度は中止となった。令和 3（2021）年度は、宿泊は行わず、学内において 2 日間実施した。

一日目は「学生によるトキワシンポジウム」として、在学生による各学科での学修や、様々な課外活動について発表が行われた。二日目は、学科独自にプログラムが実施され、新入生の大学での学修や大学生活への導入を行った。例年と異なるプログラムであったが、アンケートにより、在学生との交流などに高い満足度が示された。【資料 2-2-10】

4. 担任・チューター等の教員と職員との協働による学修支援

保健科学部の 3 学科ではクラス担任とチューター、教育学部こども教育学科ではクラス担任が中心となって学生一人ひとりの学修支援・生活支援にあたっている。担任・チューターに加え、医療検査学科・看護学科では 4 年次の「卒業研究」「看護学研究」指導教員、こども教育学科では 3,4 年次のゼミ担当教員も個々の学生に対する様々な支援を行っている。【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】

支援内容は、学修支援のみならず大学生活全般にわたる。定期的な面談に加え、成績が低迷している学生、欠席の多い学生、メンタル面・生活面や経済面での問題を抱える学生には随時面談し、適切な支援に結びつけている。また、科目担当者、事務局職員やカウンセリングルーム（基準 2-4-①参照）との連携もとり、必要に応じて学科長も加わり保護者との連絡も取っている。

面談は、学生委員会・IR 推進室から提供される学生実態調査（入学時、2 年次）の結果や、教職員が本学ポータルシステム（以下「ポータルシステム」という）で閲覧できる学

生の成績等の情報などで、個々の学生の背景を把握したうえで実施している。【資料 2-2-13】

面談等で得られた学生の情報は、学科会議や面談記録等を通して学科教員で共有し、個々の学生の状況に応じた学修支援や、学科全体での学修支援対策の改善にも繋げている。更に学科毎に、大学サーバー内に保存した共有フォルダや、後述する本学の Learning Management System である「manaba」上に作成した学科教員用コースなども、セキュリティが確保された情報共有のツールとして活用している。【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】【資料 2-2-16】

また、こども教育学科には保育者養成コースと教員養成コースの 2 コースがあるため、適性検査（内田クレペリン検査）や学科独自の個人面談事前アンケートを実施して、これらの結果をもとに個人面談を行い、学生の特性の把握や悩みの解消、コース決定等を行っている。【資料 2-2-17】【資料 2-2-18】

更に準正課として、学生の意欲や力を伸ばすための教員による学修支援も積極的に行っている。その成果の一例として、医療検査学科では平成 24(2012)年から 9 年間連続で学生が国際的なフォーラムの日本代表に選出されている。また医療検査学科では、日本臨床細胞学会認定の細胞検査士養成課程も設置しており、細胞検査士認定試験においては毎年高い合格率を上げている。一方看護学科では、兵庫県神戸県民センターが実施するプロジェクトの一環として、市内の高校に出向き新型コロナウイルス感染防止対策の呼びかけを行った。【資料 2-2-19】

5. 国家試験対策（医療検査学科、看護学科）

保健科学部の 3 学科では、国家試験対策の支援を目的に学科毎に国家試験対策委員会を設け、キャリア支援課との連携のもとに学修支援を行っている。現在、3 年次以上の学生が在籍する 2 学科についてその概要を述べる。

<医療検査学科>

学科オリジナルの自己学修教材として、「B6 カード」と「国家試験対策問題集」を作成している。「B6 カード」は表面に国家試験問題を 1 問ずつ印刷してあり、学生は裏面に解答と解説を記入する。「国家試験対策問題集」は教員が作成したカック抜き形式の問題集で、平成 8(1996)年より前身の神戸常盤短期大学で学内教材として使用していたが、令和 2(2020)年に教材としての質と内容が評価され、医学書院から出版された。

国家試験対策講座としては、正課内の「医学検査サプリメント演習 I」等の科目の他、準正課で多くの授業や補習を実施している。また 3 年次に 3 回、4 年次に 17 回の模擬試験を実施し、要支援学生に対しては、国家試験対策委員等による指導や、卒業研究担当教員による日常生活を含めた支援などを行っている。【資料 2-2-20】

<看護学科>

主な学修支援体制としての模擬試験を 3 年次に 3 回、4 年次に 10 回実施している。また模擬試験の結果に応じて、要支援学生には面接を実施し、国家試験直前まで本学教員による集中補講を行っている。さらに学科教員による準正課科目として、4 年次に「国家試験対策講座」を企画し、集中的に学修支援を実施している。【資料 2-2-21】

これらの支援の結果、令和 2(2020)年度の臨床検査技師、看護師、保健師の国家試験合格率は、表 2-2-3 に示す通り何れも全国の新卒平均を上回る結果となった。

表 2-2-3 令和 2 年度 国家試験結果

	受験者数	合格者数	合格率(%)		
			本学	全国平均	全国新卒平均
臨床検査技師	72	69	95.8	80.2	91.6
看護師	77	76	98.7	90.4	95.4
保健師	22	22	100.0	94.3	97.4

6. 教員・保育士採用試験対策

教職支援センターは、主にこども教育学科学生対象の小学校教員採用試験対策を実施している。教員採用試験対策は教職協働で実施しており、各自治体の採用選考情報を踏まえ、個々の学生の特性に応じて徹底した個別指導を実施し、卒業生や外部の業者等による学修支援も行っている。なお教職支援センターでは、看護学科学生を対象とした養護教諭採用試験対策も同様に行っている。【資料 2-2-22】

令和 2(2020)年度はコロナ禍により日程に変更は生じたが、例年通りのプログラムを実施した。主な活動を表 2-2-4 に示す。

表 2-2-4 教職支援センターによる学修支援

	概要
試験対策講座	定例学習会、夏季弱点フォロー勉強会、春季セミナー、春季集中学習会、教員採用試験対策講座
実技支援対策	体育実技、音楽実技
外部業者による対策講座	東京アカデミーによる教職・教養対策講座、基礎力養成講座、論作文・面接・討論対策講座
合格者座談会	採用試験合格者が下級生に 4 年間の学びを伝える

【資料 2-2-23】

また、こども教育学科でも、学科教員による公立幼稚園教諭・保育士採用試験対策の個別指導を実施している。【資料 2-2-24】

7. 図書館による学修支援

1) 図書館利用ガイダンス、文献検索ガイダンス、オンデマンドガイダンスなど

新入生全員に学科単位で図書館利用ガイダンスを実施し、図書館の利用方法などを周知している。また図書館利用、図書の探し方、文献検索などについてのオンデマンドガイダンスも随時実施している。令和 2(2020)年度は、コロナ対策として Web で利用マニュアル・ガイド資料を提供し、オンデマンドガイダンスの補完とした。

更に、4 年次対象の文献検索ガイダンスとして、「医中誌 Web」の使い方などについて、実際にコンピュータを使った演習形式での支援を行っている。令和 2(2020)年度は、コロ

ナ禍で4年次対象ガイダンスは実施できなかったが、令和3(2021)年度はWebガイダンスとして実施した。【資料2-2-25】【資料2-2-26】

2) 授業連携

看護学科「看護研究方法論」の「文献検討と検索方法②(3)オンラインデータ活用の実際」の単元で「医中誌Web」などのデータベースや電子ジャーナル・電子書籍の使い方の演習実施に協力している。【資料2-2-27】

3) ビブリオ KoToLa、読書マラソン、ピックアップ図書展示などによる図書館の利用促進

テーマを決めて所蔵資料のピックアップ図書を展示したり、全学教職員が推薦文を付した教養文庫「ビブリオ KoToLa」の定期的な募集をする他、読書マラソン等により様々な分野への知的興味を喚起するよう努めている。【資料2-2-28】【資料2-2-29】【資料2-2-30】【資料2-2-31】

8. 国際交流センターによる学修支援

国際交流センターは本学の国際化・国際交流及び教育研究活動を推進することを目的としている。

本学は長年にわたりネパールとの交流を行い、医療・衛生分野の交換派遣を継続している。令和元(2019)年度には20周年事業として、規模を拡大し、神戸国際協力交流センターやJICA(国際協力機構)の協力のもと、市内在住のネパール留学生やその関係する他大学の参加を得て記念事業を行った。【資料2-2-32】

センターでは例年、学修支援の観点から以下のような活動を行っている。

1) 「ネパール交換研修生制度」

異文化理解を目的に本学とネパールのShi-Gan International College of Science and Technologyとの間で、隔年で学生の派遣と受け入れを行うものである。研修生はホームステイを行い、現地の生活を体験し、さらに医療・教育施設の見学を通して日本とネパールの医療・教育制度の違いを学ぶ。平成30(2018)年度には派遣、令和元(2019)年度には受け入れを行った。【資料2-2-33】【資料2-2-34】

2) 学内プログラム

令和元(2019)年度には「異文化体験プログラム：インド編」、「ネパール勉強会」3回、「青年海外協力隊講演会」を開催した。また、英語資格試験教材やネパール関連資料の整備も進めており、国際理解を深める資料として提供している。【資料2-2-35】

なお令和2(2020)年度は渡航制限などのため、多くのプログラムを中止せざるを得なかったが、令和3(2021)年3月には、コロナ禍における両国の現状等を英語で発表する「ネパール交換研修オンライン勉強会」を実施し、30名が参加した。【資料2-2-36】

9. 神戸常盤地域交流センターによる学修支援

建学の精神に基づき、地域とともに歩み地域に学ぶという方針のもと、神戸常盤地域交流センター(以下「地域交流センター」という)を中核組織として、法人本部を中心に本学の地域貢献活動を実施している。すなわち地域交流センターは、本学の社会連携及び地域貢献の総合窓口として、地域社会の発展・活性化拠点として、学生の多様化した学修ニーズに

対応・活動している。下記の「子育て総合支援施設」も当センターが中心となって運営している。これらの活動を通じた学びは、学生の成長に大きく寄与し、学園祭などにおいても活動の成果を発表し、プレゼンテーション力の向上にもつなげている。

例年は、「LOVE49 キャンペーン in KOBE」、「新長田学生サポータークラブ」、長田消防団での活動や大正筋縁日、元町夜市でのボランティア、授業科目「地域との協働 B」と連動する小豆島での地域交流合宿、毎年恒例の健康ふれあいフェスタなどでの学修活動を企画・運営面で支援している。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためほとんどの活動が中止となった。【資料 2-2-37】 【資料 2-2-38】

10. 子育て総合支援施設 KIT による学修支援

平成 30(2018)年に開設した「子育て総合支援施設 KIT」(以下「KIT」という)は、国の補助事業「研究ブランディング事業」、及び兵庫県、神戸市の補助を受け、地域における子育て支援を目的として開設運営している。神戸市長田区の施設内には、未就園児とその家族の子育てを支援する「ときわんクニヅカ」、小学生の学びを支援する「てらこや」、地域の方の交流の場となる「コティエ」がある。三つの機能がひとつの場にあることで、世代を超えたひとの交流が生まれており、地域の未来を拓く力としての機能を果たしている。また神戸市中央区の元町商店街に子育て広場「ときわんモトロク」を運営しており、これら二つの施設を一体的に運用して、地域における子育て支援を行っている。令和 3(2021)年 4 月には、神戸市兵庫区に「ときわんノエスタ」を開設し 3 施設体制となった。【資料 2-2-39】 【資料 2-2-40】

「KIT」開設以来、特にこども教育学科の学生を中心に、正課として「KIT」を学びの場とする取組を継続して実施している。令和 2(2020)年度は、緊急事態宣言発令のため 4 月～5 月は完全休館となり、6 月以降、感染防止策を徹底した上で段階的に施設を再開した。【資料 2-2-41】

11. Learning Management System 「manaba」を活用した学修支援

本学では、クラウド型教育支援サービス「manaba」を活用して、多彩な学びのツールを提供し、授業の事前・事後の学びを支援するとともに、授業中の学修支援にも用いている。

「manaba」を活用して学修課題の管理や情報発信、学生とのコミュニケーションツールとしているほか、ポートフォリオとして、学修課程の成果物を収集・管理し、学生個々の「学びの振り返り」も支援している。また、本学のコロナ禍における遠隔授業は、「manaba」上での実施が推奨されており、学生の遠隔での学修に最大限活用されている。【資料 2-2-42】

12. 新型コロナウイルス感染症への対応

令和 2(2020)年 1 月 30 日、WHO による「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が宣言されたことを受け、本学では 2 月 15 日に「新型コロナウイルス対策マニュアル」策定と「対策本部」の設置をおこなうこととし、「学長会議」を中心に、2 月 28 日から、新型コロナウイルス感染症の対策会議を開催した。以来、令和 3(2021)年 5 月 1 日現在、28 回を重ねている(令和 2(2020)年 5 月 11 日に「新型コロナウイルス対策本部会議」として常設組織として設置した)。対策マニュアルについては、平成 30(2018)年に策定して

いた「新型インフルエンザ等対策マニュアル」をもとに「新型コロナウイルス感染症対策」として修正した。令和 2(2020)年 4 月 7 日兵庫県等の 7 都府県を対象に緊急事態宣言（5 月 6 日まで）が発令されたことを受け、緊急事態宣言下で感染対策の徹底と学修を保障するための検討を集中的に実施した。【資料 2-2-43】

それ以降、対策本部では、全面休校措置の際の遠隔授業の導入、学生の相談窓口として「直通専用電話」の設置、遠隔授業の質向上を目的とした大学の ICT インフラ整備の推進（Office365、Google G-Suite、Web 会議システム、動画配信のためのクラウドシステム等の導入）、学生を対象としたノート PC 及びモバイル Wi-Fi ルーターの貸出等の対応を行った。【資料 2-2-44】

また「遠隔授業実施特命チーム（現、遠隔授業サポートチーム）」を発足させ、遠隔授業の迅速な開始と教員の教材作成サポートのため、「遠隔授業教材作成マニュアル」を作成し現在 Ver.4 を配布している。（基準 3-2-⑤参照）

令和 3(2021)年 1 月 7 日には緊急事態宣言が再発出され 1 月 13 日には兵庫県も地域指定されるに至った。本学では、危機レベルに応じた「神戸常盤大学 新型インフルエンザ等事業継続計画 KT BCP/NI」を策定し、これに基づき大学の運営を継続した。【資料 2-2-45】

なお本学内で感染者が発生したが、いずれも学内での感染リスクはないと判断されている。学生や教職員の体調不良が起こったときの対応や、陽性疑いが出た場合のヒアリングのため、「陽性者、その疑いがある場合のヒアリング予備確認項目」をマニュアル化しリスク管理と速やかな対応に努めている。【資料 2-2-46】

第 4 波と言われる現在（令和 3(2021)年 4,5 月）の状況でも、本学では同様の対策を継続し、新学期の開始にあたり、学生への注意喚起を行った。

また、本学では学内感染のリスクの確実な把握のため「PCR 検査センター」を置き、保健所の調査対象にならない疑い事例についても、必要と判断すれば検査を行っている。なお、「PCR 検査センター」は、令和 3(2021)年 6 月に、法に基づく登録衛生検査所としての認可を受け、臨地実習等を控えた学生に対しても検査を行うこととしている。【資料 2-2-47】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1. 障がいのある学生への配慮

障がいのある学生に対しては、健康保健センター、事務局（キャリア支援課、教務課）、各学科の連携により必要な配慮を行っている。

健康保健センターでは、入学生に対し健康調査票を提出させて在学中の健康管理に役立てている。授業等で配慮が必要な場合は、入学前に学科教員（担任）事務職員（教務課、キャリア支援課）による面談を行い対応している。最近の主な支援内容は以下の通りである。【資料 2-2-48】

- ・難聴の学生に対して講義が聞きやすい座席の指定
- ・インクアレルギーの学生に対して症状がでないインクを用いた資料の配布
- ・足が不自由な学生に対してエレベーターのある教室等の配慮

また、図書館では障がい学生への配慮として、読上機能付きの電子書籍を導入し、障がいを持たない学生にも「読書バリアフリー法」を考える機会を提供している。【資料 2-2-49】

2. 編入学生・留学生支援

令和 3(2021)年度は、看護学科とこども教育学科に留学生、看護学科に編入学生が在籍している。看護学科では、編入学生・留学生に対してもチューターを中心に教務委員と連携しながら学修支援を行っている。こども教育学科では令和 2(2020)年度に初めて留学生を受け入れたが、上級生をメンターとして配置して支援を行っている。また入学当初は同級生の中から親しい学生に教員との橋渡し役も依頼した。

3. 中途退学・休学・卒業延期（留年）への対応策

1) 中途退学への対応

IR 推進室の解析により、退学事由として学修意欲低下、進路変更、他教育機関への移行が多くみられる。これらは入学後の学業不振・欠席率増加や、学科が目指す専門職との適性不一致などが深くかかわっていると考えられる。【資料 2-2-50】

学業不振・欠席率増加による退学防止のためには、基準 2-2-①の 4. 担任・チューター等の学修支援の項で述べた通り、成績不振学生や、欠席の多い学生の情報をいち早く共有し、教員による支援を行っている。

適正不一致による退学防止には、目指す専門職に関心を持つような科目を1年次から意識して設けて、興味を持たせるように努めている。【資料 2-2-51】

退学を希望する学生に対しては、担任・チューター等が連携して面談にあたり、場合により学科長も加わり保護者とも面接して休学も勧奨しつつ、十分な理解を得た上での意思決定に至るよう心掛けている。

2) 休学への対応

休学の理由は、学業不振や適性不一致のため一旦休学して進路を考えなおす学生や、心身両面での病気療養が多い。何れのケースでも、休学前に担任やチューター等の教員が保護者とも連絡を取り、面談を実施し、休学中も必要に応じて連絡を取り、復学を目指している。

なお医療検査学科では、後期科目のみ単位未取得の卒業延期学生が前期に休学する場合、休学中の学力低下を防ぐために e ラーニングシステム「LearnO」を用いた国家試験対策等の学修支援を行っている。【資料 2-2-52】

3) 卒業延期（留年）への対応

本学では留年制度を設けていないため、休学以外の理由で卒業延期（留年に相当）に至るのは、単位取得が遅れて最終的に4年間で卒業できない学生と、保健科学部の臨地実習科目の履修要件制度のため、学年進行に沿った履修ができず4年次になる前に卒業延期が決まる学生である。【資料 2-2-53】

何れのケースも何らかの理由で学修が進まないことが原因であり、教員による学修支援対策で卒業延期（留年）に至らないよう支援に努めている。また4年次になる前に卒業延期（留年）が決定した学生に対しては、教員が保護者にも連絡を取り、その後の学修計画等の指導を行っている。

なおコロナ禍で対面での面談が難しい場合は、電話連絡も取り入れるなどして、できるだけきめ細やかな対応に努めている。

4. オフィスアワー

学生からの学修や学生生活に関する相談に応じるために、全専任教員がオフィスアワーを設定し、オフィスアワー・メールアドレス・研究室・研究日の一覧表をポータルシステムに掲載し学生が随時利用出来るようにしている。また、オフィスアワー以外の時間帯も学生の希望があれば随時相談に応じている。【資料 2-2-54】

5. 職員・SA 等による教員の教育活動の支援

1) SA (Student Assistant) 等による教育活動の支援

本学は大学院を設置していないため TA (Teaching Assistant) 制度はないが、学部生による SA や卒業生による教育活動の支援を行っている。SA による学修支援は、下級生は身近な上級生からの指導を通して、上級生は学んできたことを下級生に伝えるという経験を通して、共に大きな学びの成果が得られると考えている。全学及び学科等による取り組みの概要を以下に示す。

<全学>

基準 2-2-①入学前教育の項で述べた入学前のオンラインワークショップに上級生を SA として配置し、ワークの円滑な運営や入学予定者への大学に関する情報提供を担ってもらった。SA 参加者は基盤分野科目の「超ときわびと」でファシリテーション研修を受けており、さらに事前に SA 研修も受講しワークショップに臨んでいる。【資料 2-2-55】

<医療検査学科>

卒業研究担当教員が 3 年次までの実習科目を受け持つ場合、卒業研究で配属された 4 年次の学生が SA として実習中の下級生への指導や実習前の準備に関わっている。卒業研究内容に関連した実習を担当するため、卒業研究への理解も深まり、後輩を指導する過程で該当科目の復習にもつながっている。【資料 2-2-56】

<看護学科>

専門科目の「小児援助論」では、臨地実習を想定し、学内で学修内容を整えるためゲストスピーカーとして卒業生を招き演習を実施している。

また「母性援助論」では、上級生が SA として参加し、「屋根瓦式演習」を実施している。「屋根瓦式」とは、教えられた人が次に教える側に回ることを繰り返して技能を伝える、すなわち教員が大勢の学生を教えるのではなく、Everybody Teacher, Peer Teaching の形態の一つである。「母性援助論」では、臨地実習前の 3 年次学生に、出産場面と産まれたばかりの赤ちゃんへの看護について、臨地実習を終えた 4 年次学生主体で企画した授業を実施する。最初は緊張気味の後輩も、優しく具体的な先輩の指導に引き込まれて、身近な目標(ロールモデル)に出会える体験に繋がっている。また SA にとっても、教えることの難しさを感じるだけでなく、後輩が熱心に聴いてくれる姿に勇気や自信も得ることができる。

【資料 2-2-57】 【資料 2-2-58】

<こども教育学科、教職支援センター>

教員採用試験に合格したばかりの 4 年生による合格者座談会を開催し、支え合いながら

学修することの大切さ、自ら深く考えて取り組むことなど、体験に基づく4年間の具体的な学びを下級生に届く言葉で伝えている。【資料 2-2-59】

<図書館>

夜間延長開館時には本学のアルバイト学生が、館内整備・図書館利用案内・文献複写サービス受付・所蔵図書の配架場所案内などを行い、図書館開館時間延長による学修支援の一端を担う役割を果たすとともに、図書館機能の学生への広報にも寄与している。【資料 2-2-60】

2) 職員による教育活動の支援

教職支援センターでは、基準 2-2-①で述べた通り、教員採用試験対策を教職協働で実施し、特に面接や自治体に応じた個別対策指導などは職員主導で実施している。【資料 2-2-61】

地域交流センターでは、基盤分野科目の「地域との交流 A・B」で、地域交流センターの職員が合宿先やゲストスピーカーとのスケジュール調整や合宿への同行の他、授業内外での学生指導の補助を行っている。

IR 推進室では、学科からの依頼により国家試験対策のデータ解析等を行っている。

また、こども教育学科では、助手が演習授業の教材準備、器具の貸し出し等のサポートを行っている。また臨地実習の依頼から出席票の確認等、実習に係る業務にも従事し、学修支援に努めている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学修支援は、教育目標実現のための重要な柱として、正課・準正課にまたがる多様な取組みを実施している。今後とも学科や委員会・センター等の組織、及びこれらに関わる教職員の連携のもと、学修支援体制を充実させていく。

「ときわ教育推進機構」では、令和 4(2022)年度からの全学的な教育改革に合わせ、入学前・リメディアル教育ワーキンググループを設置し見直しを行っている。入学前教育の主たる目的を入学後の教育に向けた意欲向上とし、全学及び学科毎に実施する入学前教育を整理する。学習習慣の継続や知識確認を目的とした入学前教育を実施する場合は、入学後の学びとの繋がりを誰もが可視化できる仕組みを目指す。

各学科では、担任・チューター、ゼミ担当教員等がキャリア支援課や IR 推進室と連携を取りながら、学生一人一人に応じた学修支援が行える体制を構築している。学生の学修状況には経済面や生活面も含む様々な要因が影響を及ぼすため、今後も IR 推進室との連携をより一層深めて、個々の学生の入学時の状況から単位修得状況等の情報をより一層活用していく。また、「manaba」や整備が進められた ICT インフラも有効に活用して学生の学修状況等の情報を教員間でタイムリーに共有し、学生の学修支援につなげていく。

国際交流センターでは、学生が異文化交流（国際理解）により関心を持ち、また学修しやすくするために令和 4(2022)年度に正課の授業科目（「国際理解」）として科目立てできるように関係部署との調整を行う。

子育て総合支援施設 KIT では、令和 2(2020)年度から、学びの場として「KIT」の活用

をより活性化する予定であったが、コロナ禍で中断した。事態が収束した後は、取組を再開する予定である。

地域交流センターでは、令和 3(2021)年度に、診療放射線学科の学生を中心に東日本大震災・原子力災害伝承館を訪問し、津波や原子力災害で被災した施設や復興の状況等について学ぶプログラムを予定している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学のキャリア支援は、学科及び学科就職委員会とキャリア支援課の協働による正課内・外のキャリア教育と就職・進学支援からなる。

本学は全ての学科が専門職養成を目的としているため、正課内の教育とキャリア教育が密接に結びついている。また、就職に対する支援も、学科毎に目指す専門職につくことを目標に、学科教員とキャリア支援課職員によるきめ細かなキャリア支援を実施している。

1. 正課・準正課でのキャリア教育

1) 正課内のキャリア教育

専門職業人育成を目指す本学の教育活動は、その全てがキャリア教育とも言え、ディプロマ・ポリシーを達成し、それぞれの学科で目指す専門職に就くためのカリキュラムが設計されている。その中でも、表 2-3-1 に示す入学早期に目指す専門職について実体験を通して学ぶ科目や、自身の専門職としての方向性について深く考える科目、さらには資料 2-3-1 に示す各学科の資格取得のための臨地実習科目はキャリア教育の中で中心的な役割を果たすものである。臨地実習科目は専門教育としての位置づけの他にインターンシップの役割も果たしている。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】

2) 国家試験対策、教員・保育士採用試験対策

基準 2-2-①学修支援の項で述べたように、医療検査学科・看護学科・こども教育学科では、教職支援センターやキャリア支援課との協働で、正課・準正課として多くの支援を行っている。

3) 神戸市学生スクールサポーター制度の活用（こども教育学科）

「神戸市学生スクールサポーター制度」は、神戸市教育委員会と大学が連携して教員を目指す大学生を神戸市立学校へ配置し、学校教育活動を支援するとともに将来教員となる人材の自覚や資質を高め、神戸の教育力向上に資することを目的とする制度である。こども教育学科では、正課内のキャリア教育として教員養成コースの学生が、2 年次開講科目「基礎研究演習Ⅱ」及び「インターンシップ A」の中で神戸市立小学校で実習している。また、3,4 年次になってもスクールサポーターとして継続して小学校で経験を積む学生もいる。【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】

表 2-3-1 正課内のキャリア教育科目（臨地実習科目を除く）

学 科	科目名（開講年次）	概 要
医療検査学科	「臨床検査入門」 (1年次)	アーリーエクスポージャープログラム。臨床検査の概要や医療現場での位置づけを1年次早期に理解し、臨床検査技師を目指す学修意欲を引き出すことが目的である。病院を訪問して臨床検査室だけでなく医療現場全体を見学する機会を設けている。
	「BLS キャリアパスⅠ」 (2年次) 「BLS キャリアパスⅡ」 (3年次)	卒後に向けた各種職種および進学先の理解を自ら行えることを目的にしている。就職（活動）や社会人として必要なことは何かを考え、将来の就職先について調べ、その考えや調査結果を他者へ伝える力を養う。その過程で臨床検査技師の複数の進路で働く方々にお越し頂き、仕事内容および学生時代に修得が望ましいことの紹介、卒業生による体験談を聴講し、グループディスカッションを行っている。
	「先進医学検査学」 (3年次)	胚培養士、治験コーディネーター、がんゲノム医療などの臨床検査技術を活かした幅広い分野のゲストスピーカーを招き、最新の医学・医療の進歩について学ぶ。
診療放射線学科	「臨床技術入門」 (1年次)	アーリーエクスポージャープログラム。診療放射線技師の活動を、実際の場面を通して、国家試験資格取得後に実際に働く内容について学び、専門職としての診療放射線技師の学びの方向性を確認する。
看護学科	「看護活動基礎実習」 (1年次)	アーリーエクスポージャープログラム。看護専門職の活動の実際場面を通して、看護の対象と機能・役割について学び、看護専門職としての学びの方向性を確認する。
	「基礎看護学実習 (看護過程)」 (2年次)	看護専門職の基本となる科学的思考を用い対象の理解に務める。
こども教育学科	「基礎研究演習Ⅰ」 (1年次)	小学校・保育所・幼保連携こども園・児童養護施設において、観察実習などの現場体験を行う。
	「基礎研究演習Ⅱ」 (2年次)	子育て総合支援施設 KIT および保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・社会福祉施設から1施設を選択し、観察実習を行う。
	「インターンシップ A」 (2年次)	スクールサポーターとして小学校で現場体験を行う。
	「インターンシップ B」 (4年次)	6月～12月の連続した2週間、または週1回の実習を幼稚園、保育所、小学校、施設において行う。

2. 就職・進学に対する相談・助言体制の整備・運営

1) 就職委員会の役割と支援

本学では、各学科教員とキャリア支援課職員で構成する就職委員会を設置し、月1回の定例会議で教職員の連携と情報共有を図っている。事務局としてキャリア支援室を設置し、キャリア支援課の専任職員5名で運営している。【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】

キャリア支援室には、相談室、相談カウンター、求人検索用パソコン6台、14席用の求人情報閲覧テーブルを設置している。求人票は、キャリア支援室に学科別に設置しており、過去の就職試験内容もファイルしている。求人情報は、その都度学生に配信し、学外からも最新情報が閲覧できる。

何れの学科も専門職をめざしており、全学的な就職イベント、ガイダンスは実施せず、各学科就職委員会とキャリア支援課が協働で、3年次から4年次にかけて、学科の特性に応じ就職ガイダンスを実施している。最初のガイダンスでは、就職活動のすすめ方、履歴書の書き方や面接マナー等を記した「キャリアガイドブック」を配布している。その後、就職活動の進め方、履歴書の書き方、面接対策、小論文対策等の他に、目指す職種別の説明会など、各学科の特性に合わせたガイダンスを実施している。なお令和2(2020)年度は、コロナ禍で中止を余儀なくされたものもあるが、Webを用いた遠隔ガイダンスも導入し、学生のキャリア支援に努めた。【資料 2-3-8】【資料 2-3-9】

また3年次後半から、教員1名当たり、10名～15名の学生を担当する担当制を取り入れ、個別面談により個々の学生にあわせた助言・指導、履歴書やエントリーシートの添削等の他、模擬面接も実施している。令和2(2020)年度の模擬面接延べ件数は、医療検査学科53件、看護学科83件、こども教育学科47件であった。

こども教育学科では、更に教員による公立保幼試験対策としての個別面談を実施している。また教員が、卒業生が就職した私立児童福祉施設・幼稚園・認定こども園にお礼の訪問に伺う際、卒業生の状況把握とともに、在学生の就職もお願いしている。また正課外のインターンシップ（ボランティア実習）の受け入れが可能かどうかを調整し、園と学生のマッチングにも努めている。【資料 2-3-10】

2) 「キャリアサポーター」による勉強会等の実施

平成21(2009)年より卒業生の協力を得て、専門職としての先輩から後輩へ、そしてその後輩が次の後輩へと、情報提供と就業支援のサイクルが続くよう取り組んでいる。卒業生には「キャリアサポーター」としての登録を呼びかけ、蓄積した知識と体験を母校に還元して在学生の人間力と職業観を磨く支援を求め、後輩にとって最善のロールモデルとなっている。表2-3-2にキャリアサポーターの登録者数を示す。

令和2(2020)年度もキャリアサポーターによる勉強会や座談会・交流会等の多くのプログラムを予定していたが、残念ながらコロナ禍のなか、概ね中止となった。【資料 2-3-11】
【資料 2-3-12】

表 2-3-2 キャリアサポーターの登録者数

	医療検査学科	看護学科	こども教育学科
令和 2 年度登録数	71	72	80
累計登録数	595	662	659

診療放射線学科は、令和 2(2020)年度開設のためキャリアサポーターの登録はまだない。

3) 教職支援センターによる教員採用試験への相談・助言

教職支援センターでは、基準 2-2 で述べた学修支援に加え、表 2-3-3 に示す採用試験に向けた支援を行い、学科教員との情報共有も行っている。

表 2-3-3 教職支援センターによる採用試験支援

	概 要
進路希望調査	定期的に調査を実施し、学生への情報提供や進路指導に反映させる。
進路相談	相談窓口を常時開放し、個々の学生が必要とする情報の提供・助言等を時宜に応じて提供する。
合格者座談会	現役で小学校教員採用試験に合格した 4 年生が、下級生に対して合格に至ったプロセスや思いについて話す機会。下級生は学修への取り組みのあり方、面接にあたって注意すべきことなどを再認識し、自身の学習の振り返りの機会とする。
先輩激励訪問	正規採用された直近の卒業生をキャリアサポーターとして招聘し、個々の課題に応じた個別指導を実施する。

【資料 2-3-13】 【資料 2-3-14】

4) 進学に対する支援

本学は大学院を設置していないが、他大学の大学院等への進学希望学生に対し、学科ごとに支援を行っている。

医療検査学科では、大学院進学について入学時のガイダンスで案内を行い、進学希望者には個別に指導を行っている。大学院入試では英文読解が大きな比重をもっているため、医学・科学論文の読み方訳し方の指導を英語担当専任教員から受けている。また 1 年次前期必修科目「臨床検査入門」では、大学院進学者を含む卒業生の体験談を聞く場を設けている。

看護学科では、助産師への進学希望（大学院もしくは専門学校の助産師課程）の学生に対し、専任教員が個別の指導・助言を行っている。英語科目の指導には専任英語担当教員が個別に指導・助言を行っている。

こども教育学科では、大学推薦枠のある兵庫教育大学大学院を中心に進学指導を行っている。具体的には、修士課程で行う研究をまとめる研究計画書の執筆にあたり、研究分野ごとに学科内教員が連携して指導・助言を行っている。

就職・進学に関する実績を表 2-3-4 に示す。いずれの学科も進路決定率が高い。医療検査学科・看護学科では進路が決定した全員が学科が養成する医療専門職の資格を活かした進路に進んでいる。こども教育学科では、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士の資格職以外の就職先（一般企業、一般公務員、警察官、消防士等）へ進路変更する学生が一定数あり、令和 2(2020)年度は就職者 80 名の内、1 名が警察官、11 名が一般企業への就職となった。

表 2-3-4 令和 2(2020)年度就職・進学状況

	卒業生	就職 希望者 ①	進学 希望者 ②	就職者 ③	進学者 ④	就職率 ③/②	進路決定率 (③+④) /(①+②)
医療検査学科	72	69	3	63	3	91.3%	91.7%
看護学科	78	76	0	76	0	100.0%	100.0%
こども教育学科	84	80	2	80	2	100.0%	100.0%

【資料 2-3-15】【資料 2-3-16】

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

就職の実績は全体的に順調に推移しているが、近年、第一志望の施設への就職を果たせない学生が増えており、厳しさを感じる。本学と同学科の養成校の増加、また地方学生の入学も増えていることから、地方を含め就職先開拓を強化したい。

具体的には、医療検査学科では病院以外の衛生検査所や健診センター、胚培養士や企業など多様な職場との関係強化に取り組む。

看護学科では募集数が減少傾向にあり、第一志望内定率を低下させないために学生個々に合った就職先への指導を強化する。

こども教育学科では、近年増加傾向にある男子学生の保育系教育系専門職以外の就職先（一般企業、一般公務員、警察官・消防士等）への指導体制を強化する。教職支援センターでは、センター利用頻度の低い一部の学生に対する丁寧なアナウンスと「教職支援センターからのお知らせ」の周知を徹底する。またキャリア教育に関し、新型コロナウイルス感染症の終息後、「KIT」で、正課外のインターンシップ先としての位置づけを検討する予定である。

また新型コロナウイルス感染症対策本部では、再び全面休校となる事態に備えて、キャリアに関するサポートを必要とする学生との多様なコミュニケーション手段の確保を実施する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生委員会とキャリア支援課が中心となって、各学科や各委員会・センターと連携を図りながら、学生生活の安定のための支援を行っている。支援の内容は、奨学金受給者の募集、課外活動への支援や学生の心身の健康に関することなど多岐にわたる。これらの支援内容は学生便覧に記載し、新入生ガイダンスのキャリア支援課ガイダンス等でも説明して学生が利用しやすいよう便宜を図っている。【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】

また、学生の相談窓口として、担任・チューター等の学科教員に加え、カウンセリングルーム、「学生相談サロン」、ハラスメント相談員、キャリア支援課等の多様な窓口を設けており、学生生活に関する相談がしやすい環境を整えている。

1. 学生サービス、厚生補導のための組織

学生委員会、キャリア支援課が中心となり、健康保健センター、各学科（担任、チューター等）、ハラスメント防止対策委員会とも連携をとりながら学生生活の安定のための支援を行っている。以下に学生委員会、キャリア支援課の概要を述べる。【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】

<学生委員会>

学生部長（委員長）、各学科から選出された教員（各 2 人）と事務局キャリア支援課職員で構成される組織で、月 1 回の定例会議を開催して、新入生オリエンテーション、学生自治会活動ならびに課外活動（クラブ、同好会）、諸行事（新入生歓迎会、大学祭等）、奨学金、学生の生活指導、マナー向上など学生生活に関する必要な事項を審議し、これらについて必要な業務を行っている。【資料 2-4-5】

<キャリア支援課>

学生委員会の事務局として、学生生活全般から就職支援まで行う。学生の動線を考慮し、学生食堂（ハローホール）のフロアーにキャリア支援課を設置し、学生が利用しやすい環境を整えている。学生支援担当（職員 5 人、内 1 人は養護教諭）を配置し、相談・指導等の支援を行っている。【資料 2-4-6】

2. 奨学金

経済的理由で修学が困難な学生に対する支援を目的とした本学独自の奨学金制度として、平成 26（2014）年度から「神戸常盤大学修学支援奨学金」（給付）を設けている。平成 26(2014)年度～令和元(2019)年度の 6 年間で 243 人に 109,275 千円（1 人平均 450 千円）を給付している。令和 2(2020)年度には、高等教育の修学支援新制度の導入により従来の制度を変更し、コロナ禍の影響で家計収入が減少した学生を対象とし、給付額の上限を 30 万円とし募集を行った。令和 3(2021)度は 11 人を採用している。【資料 2-4-7】

令和 2(2020)年度の本学独自の奨学金及び本学が取り扱う他の奨学金の採用実績は表 2-4-1 及び表 2-4-2 のとおりである。

表 2-4-1 本学独自の奨学金の給付状況 令和 2（2020）年度実績

名称	種別	金額	実績(人)
修学支援奨学金	給付	年額 30 万円	11

表 2-4-2 日本学生支援機構及び他の奨学金給付・貸与状況 令和 2 (2020) 年実績

名 称	種 別	金 額	支給期間	実績 (人)
日本学生支援機構 第 1 種	貸与 (無利子)	—	修学期間	257
日本学生支援機構 第 2 種	貸与	—	修学期間	396
日本学生支援機構 給付型	給付	—	修学期間	106
中内育英会	給付	月額 30,000 円	1 年間	3
梶山高志ビケンケイ奨学財団	給付	月額 20,000 円	1 年間	7
三木市教育委員会奨学金	給付	月額 9,000 円	修学期間	2
交通遺児育英会	貸与 (無利子)	月額 40,000 円	修学期間	1
	給付	月額 20,000 円		
あしなが育英会	貸与 (無利子)	月額 40,000 円	修学期間	4
	給付	月額 30,000 円		
酒井 CHS 振興財団	給付	月額 30,000 円	1 年間	1
兵庫県私費留学生奨学金	給付	月額 30,000 円	1 年間	1

※梶山高志ビケンケイ奨学財団は医療検査学科学生のみ

また、看護学科学生に対する病院奨学金については、令和 2(2020)年度には、令和 3(2021)年 3 月卒業生 76 人の内 8 人 (10.5%) が受給していた。【資料 2-4-8】

3. 課外活動への支援

本学には大学・短期大学部合同の学生自治会が組織されており、学生自治会のもとに運動部 11 クラブ、文化部 7 クラブ、同好会 11 サークルのクラブ活動が展開している。これらの課外活動は、主体性・能動性を育む場であり、大学として支援を行っている。クラブ、同好会には教職員が顧問となり、クラブに対しては学生自治会より活動費が補助されているほか、自治会室や部室を貸与している。【資料 2-4-9】【資料 2-4-10】

令和 2(2020)年度の活動については、コロナ禍の影響で概ねのクラブが活動中止、又は一部の運動部では感染防止対策を講じたうえでの短時間の活動となった。

4. 健康保健センターによる学生の心身の健康管理及び生活相談

学生の健康管理における支援は主に「健康保健センター」が担っており、「身体」の問題を対象とする「健康管理室」と「心」の問題を対象とする「学生相談室」の二部門から構成される。医師であるセンター長の他に、「健康管理室」には 3 人の看護師、1 人の歯科衛生士を含む 6 人の教員、「学生相談室」には 2 人の臨床心理士を含む 5 人の教員が配属され、キャリア支援課職員 5 人 (うち 1 人は養護教諭) と協働で健康管理・健康支援・学生の悩み相談に対する支援を行っている。【資料 2-4-11】【資料 2-4-12】【資料 2-4-13】【資料 2-4-14】

「健康管理室」では、定期健康診断の実施や健康診断書の交付、健康相談や怪我、病気などへの緊急対応を行っている。健康診断は市内医療機関に委託し、その結果から保健指導・療養指導などが必要になった場合は、事後措置として健康管理室が関与している。

また感染症予防対策として、学内集団感染の予防と医療機関や教育機関での学外実習に

備える目的で、新入生全員に健康診断時に麻疹・風疹・水痘・ムンプスの抗体検査を実施し、これらの結果が基準値に達しない学生に対してワクチン接種を勧めている。保健科学部では、臨地実習での安全性を考慮して、B型・C型肝炎の抗体検査も実施し、基準値未満の学生に対してB型肝炎ワクチン接種を勧めている。【資料 2-4-15】

さらに全ての新入生に対し、健康調査票の提出を求め、在学中の健康管理に役立てている。特に学生生活や授業等で配慮が必要な内容については、本人の同意のもと必要な配慮の記述を求め、入学前に学科教員（担任）及び事務職員（教務課、キャリア支援課）による面談のうえ対応している。【資料 2-4-16】【資料 2-4-17】

「学生相談室」には、学生のメンタルヘルスケアやカウンセリングのためのカウンセリングルームを設けている。カウンセリングルームでは、週2回（月、木/12:00～18:00）、外部の臨床心理士を委嘱・配置し、予約制で相談を受けている。また「学生相談室」配属教員が学生相談員として研究室で「学生相談サロン」を開き、随時相談を受けている。相談内容は個別に協議し、情報の共有化と対応策の検討を行っている。【資料 2-4-18】【資料 2-4-19】

令和 2(2020)年はコロナ禍のなか、4月7日の緊急事態宣言後、電話による学生相談を開始した（基準 2-2 参照）。現在も対面相談、電話相談と両方で対応している。

健康管理室、カウンセリングルーム、「学生相談サロン」の利用状況については、令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度の実績を下に示す。【資料 2-4-20】

表 2-4-3 年間健康管理室利用状況

	令和元年度		令和 2 年度	
	男	女	男	女
内科的症状	4	77	1	32
外科的症状	2	7	0	6
救急搬送	1	4	0	0
計	7	88	1	38

表 2-4-4 カウンセリングルーム及び学生相談利用状況

	令和元年度		令和 2 年度	
	利用人数	実数	利用人数	実数
カウンセリングルーム	160	21	91	17
学生相談サロン	224	61	64	32

5. 学科教員による学生の生活相談

基準 2-2-①の学修支援の項で述べた通り、各学科で担任・チューター・卒研/ゼミ担当教員による学生の支援体制を設けており、心身の悩みや生活面での悩みを持つ学生と随時面談している。面談は IR 推進室から提供される学生実態調査（入学時、2 年次）（基準 2-6 参照）の結果等の情報を参考に学生の特性を把握して行い、悩みの解消に努めている。

メンタル面での悩みを抱えた学生には、カウンセリングルームやキャリア支援課と連携

をとりながら相談を継続したり、カウンセリングルームを紹介したりするなどの支援を行っている。また、必要に応じて学科教員間で情報共有し、担任や学科長が保護者とも連絡をとりながら支援を行っている。

6. 留学生支援

令和3(2021)年度現在、留学生は保健科学部看護学科に1人、教育学部こども教育学科に1人の計2人が在籍している。留学生の支援窓口もキャリア支援課が担当しており、外部奨学金の申請等の支援も行っている。また、本学独自の留学生奨学金を毎月現金にて給付しており、給付時に学業を含め生活状況や困りごと等を聴き取る場として留学生の相談を受けている。また、就職に関する支援も行っており、令和3(2021)年3月卒業の看護学科の留学生2人は日本の病院(実習病院)へ就職をしている。【資料2-4-21】【資料2-4-22】

7. 下宿斡旋及び下宿生の支援について

本学敷地内に女子専用の学生寮を設置していたが、入居希望者の減少と老朽化のため平成31(2019)年3月に廃止した。下宿の斡旋は、平成24(2012)年より株式会社学生情報センターに業務委託し対応している。平成31(2019)年4月からは提携学生寮として、株式会社協立メンテナンスの学生会館「ドリー神戸」と新たに提携し、快適な下宿生活が出来るよう支援している。この他にも本学を通した、又は民間企業による多くの下宿斡旋を行っている。令和2(2020)年度の下宿生の割合は16.2%である。【資料2-4-23】【資料2-4-24】【資料2-4-25】

令和2(2020)年度はコロナ禍の影響で、アルバイトの解雇、勤務時間減少による収入の減少により経済的に困窮している下宿生が増加した。これらの学生の支援のため、日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症対策助成金」を利用して、食費及び帰省交通費の一部を補助する支援を実施し、申請のあった50人の学生に20,000円を支給した。【資料2-4-26】

8. ハラスメント防止対策

ハラスメント防止対策委員会では「ハラスメント防止対策ガイドライン」を策定し、学生の相談については、各学科ハラスメント相談員、カウンセリングルーム、キャリア支援課等を窓口、事案の把握と相談、解決を行っている。【資料2-4-27】

全学科オリエンテーションの際に「キャンパス・ハラスメント防止ガイド」を全新生に配布し、ハラスメントに対する防止、意識化の啓発を行なっている。また、ハラスメント相談窓口について、ポスターを学内掲示板や研究室等に掲示し、周知している。【資料2-4-28】

9. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症対策としては、基準2-2で述べた通り、感染予防マニュアルの作成、相談窓口の設置、PCRセンターの設置などの多様な学生支援策を実施した。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学には広い地域から入学し一人住まいの学生も多い。家庭環境や本人の性格、精神的な側面など、学生の抱える課題、不安の在り方には多様性がある。従って学科、事務局が様々なチャンネルにおいて、学びの進捗、経済的な問題、進路、友人関係など、学生生活のあらゆる問題を早期に発見し、組織として適切な支援が必要になってきている。

学科では、教員と学生の面談に加えて、ポータルシステムや「manaba」掲示板等のLMS(Learning Management system)を活用した学生と教員の双方向の意思疎通をより充実していく。

また学生の心身に対する問題が、入学前からの親子関係に起因したり、不本意入学が誘因になっているケースがあり、チューターや担任の介入だけでは難しいケースがある。現在もカウンセラーや保護者との連携はとっているが、これらをより一層充実していく。

ハラスメント防止対策委員会では、学生の状況を迅速に把握するために相談窓口を今以上に親しみやすくするとともに、ハラスメントの早期発見、対策、予防につなげるために、随時、「ハラスメント防止ガイドライン」等の見直しを図っていく。

今後、新型コロナウイルス感染症流行の長期化により経済的に影響がある場合、学生の生活支援に関して、国、もしくは学生支援機構の動向をふまえ、本学として支援を検討する予定である。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1. 校地、校舎面積

本学の校地面積は30,833.90㎡（短期大学部と共用。大学設置基準上の必要面積：12,500.00㎡、大学・短大全体の必要設置基準面積合計：14,600.00㎡）、校舎面積は28,849.52㎡（大学設置の必要面積：7,470.20㎡、大学・短大全体の必要設置基準面積合計：9,920.20㎡）であり、大学設置基準を満たしている。【資料2-5-1】

表2-5-1 校地・校舎一覧表

区分	収容定員	校地面積 (㎡)			校舎面積 (㎡)		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
神戸常盤大学	1,250 人	12,500	30,834	16,234	7,470	28,850	9,096
神戸常盤大学 短期大学部	210 人	2,100			2,450		
合計		14,600	30,834	16,234	9,920	28,850	9,096

小数点以下四捨五入

2. 運動場、体育施設

運動場は大学・短期大学部共用の屋外運動場6,267㎡を備え、グラウンドの他にテニスコート2面を備えている。体育館は3,502㎡(共用)でメインホール、エクササイズルーム、フィットネスルーム、シャワールーム等を完備し、授業、クラブ活動及び学生の自主活動の他に講堂としても活用している。【資料2-5-2】 【資料2-5-3】

3. 講義室、演習室、実習室等

本学は、本館(旭記念館)、1号館、2号館、3号館、4号館、緑風館(5号館)、斉放館(6号館)、研究室棟(7号館)、8号館の9棟の学舎がある。【資料2-5-4】

講義室は、200人規模の大教室が3教室、150人規模の中教室が2教室、100人規模の中教室が10教室、50人規模の小教室が8教室の計23教室があり、プロジェクター等のAV機器、備品を設置し、視聴覚機器を用いた授業のための設備を整えている。演習室は、音楽室、図工室など教育学部関連の演習室が8室、看護学演習室など保健科学部関連の演習室が5室、LL教室が1室、コンピュータールームが1室の計15室を設置している。実験・実習室は、保健科学部医療検査学科7室、診療放射線学科4室(コンピューター実習室1室を含む)、こども教育学科1室の計12室を設置している。

このうち緑風館(5号館)は、図書館とともに研究機能を併せ持った施設として、細胞培養室、遺伝子実験室、生化学実験室を有している。コロナ禍での円滑な臨地実習の実施に向け、令和3年5月、「PCR検査センター」としての設備と機能も備えた。【資料2-5-5】

2号館は平成28(2016)年に改築を行い、講義室の他、生理検査など医療検査学科を中心に学修環境を整えた。さらに学生たちの自主学修スペース「カルティベ」と、チーム学修のために2室を整備し、アクティブ・ラーニング型授業や研究発表など多様な活用を行っている。

令和2(2020)年には、診療放射線学科の開設に合わせて8号館を増設し、講義室の他、放射線機器実習教室や画像処理教育に向けコンピューター実習室も整備した。

様々な教室等の効率的な活用のために「教室予約管理システム」を導入し、専任教職員は補講やガイダンス等に必要な空き教室をWeb上で検索することができる。【資料2-5-6】

この他、ボランティア活動の拠点として設置している「わいがやラボ」は、学生たちの自主的な活動だけでなく、アクティブラーニング・スペースとしても活用している。

また附属施設として、「子育て総合支援施設KIT」(基準2-2-①参照)の他、「附属ときわ幼稚園」を有している。「ときわ幼稚園」は、昭和45(1970)年に開設し、幼児教育の実

習の場としても連携している。【資料2-5-7】【資料2-5-8】

4. 施設・設備の安全性

本学が保有する校舎等（本館棟、1～8号館）のうち、新耐震基準以前に建造された1号館、3号館、4号館は耐震工事が完了し、その後建設された6棟は耐震基準に適合しているため本学の耐震化率は100%となっている。【資料2-5-9】

施設設備面においては、防火扉、消火器、消火栓等の消防用設備は、毎年消防法に沿って職員立ち合いのもと消防用設備点検資格を持つ業者により点検し、長田消防署に報告している。また、電気設備、受水槽、エレベーターについても関連法規に基づく点検、検査を毎年定期的に行っている。【資料2-5-10】

なお本学正門への道路は、阪神高速道路公団の管理用通路として拡幅整備されたが、神戸市、公団との協議により、本学への車両の導線として利用することとなった。これにより学生が主に利用している西門への導線と切り分けることで安全性を確保した。【資料2-5-11】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1. 実習施設の有効活用

実習施設は、学部学科ごとに設置し、各専門分野に特化した設備を整えて活用されている。

<保健科学部 医療検査学科>

医療検査学科では、1号館に「自然科学実習室」、「病原微生物検査学実習室」、2号館に「分析系実習室」が各1室、「生理機能検査学実習室」3室、「形態系実習室」1室、5号館に「医療検査研究室」、「細胞検査士養成課程講義室」が各1室設置されている。原則として各実習室には、準備室を併設し、施設管理している。また5号館の「ライフサイエンス研究センター」は、病理分野や遺伝子分野における専門的な研究の他、卒業研究にも活用されている。

<保健科学部 診療放射線学科>

診療放射線学科では、8号館に「計測学実習室」、「超音波室」、「眼底検査室」、「CT室」が各1室、「X線室」4室（マンモグラフィ1室含む）、「X線TV室」1室、「画像工学系実習室」2室、「コンピューター実習室」1室が設置されている。X線診断装置等の設備は、病院で実際に使用されている装置を整備し、効果的な実習を目指している。また画像処理教育用の「コンピューター実習室」も設置している。

<保健科学部 看護学科>

看護学科では、本館棟に「基礎看護学」で使用する「第1看護演習室」、1号館に「保健師養成課程実習準備室」、3号館に「小児看護学・母性看護学」で使用する「第3看護演習室」、「成人看護学・老年看護学」で使用する「第4看護演習室」、4号館に「在宅看護学・精神看護学」で使用する「第2看護演習室」が設置されている。なお本館棟「第1看護演習室」には、実際の病院の病室を模した演習室を設置している。実習施設は領域ごとに設置されており、各領域の演習等が効果的に実施できるよう常設のベッド、モデル人形等を

整備している。

＜教育学部 こども教育学科＞

こども教育学科では、1号館に「音楽室」1室、「ピアノ個人練習室」20室、「ピアノ指導室」3室、図工室1室、3号館に「小児栄養演習室・小児保健実習室」1室が設置されている。「ピアノ個人練習室」を多く設置し学生個人が練習できる環境を整備している。「小児栄養演習室・小児保健実習室」には講義室を併設しており、講義と実習を効率的に実施することができる。

【資料 2-5-12】

2. 図書館の有効活用

1) 施設の充実化

図書館は短期大学部と共用で設置し、823 m²の館内には閲覧室（116席）、グループ学習室、12万冊収納可能な書架スペースを整備している。開架方式のワンフロアとしてバリアフリーにも対応している。グループ学習室は、全面ホワイトボード、モニター、ビデオデッキを設置し、図書館の情報資源を利用したグループ学習スペースとしてラーニングコモンズ的な活用を行っており、グループ発表準備や、共同のレポート作成、実習のためのカンファレンスなどに活発に利用されている。【資料 2-5-13】【資料 2-5-14】

令和 2(2020)年度は、コロナ対策として閲覧席を 35%減らし、グループ学習室も利用を中止して「ハローホール（食堂）」や「カルティベ」の利用を勧めた。【資料 2-5-15】

2) 学生用パソコン

ノートパソコン 27 台、図書館蔵書検索専用デスクトップパソコン 3 台、文献検索専用デスクトップパソコン 3 台、タブレット端末 5 台を備え学修・研究の支援を行っている。また館内は Wi-Fi も整備されている。令和 2(2020)年度には、学生用のデスクトップパソコンを廃止してノートパソコンにリニューアルし、スペースのパフォーマンス向上に努めた。【資料 2-5-16】

3) 蔵書の充実

蔵書数は図書 79,384 冊（うち外国図書数は 9,925 冊）、視聴覚資料は 2,029 点である。学術雑誌は、洋雑誌・和雑誌合わせて 667 種類を所蔵している。本学カリキュラムに沿った図書、各専門分野の研究に必要な資料、本学学生の一般教養の向上に資する資料を主な対象とし、図書館資料収集方針に則り収集しており、教員・学生からの購入希望も随時受け付けている。【資料 2-5-17】【資料 2-5-18】【資料 2-5-19】

4) Web 上でできる機能の拡充

電子資料としては、電子ジャーナル（全文提供タイトル数）外国 2,278 タイトル・国内 1,463 タイトル、電子書籍は買い切り購入と年間購読を合わせて 6,716 冊、「医中誌 Web」等の医学文献検索データベースや「ジャパンナレッジ」・「聞蔵ビジュアルⅡ」の基礎教養のためのデータベースも整備し、学内のどこからでも接続利用可能としている。

令和 2(2020)～令和 3(2021)年度にかけて、新型コロナウイルス感染症対策として、ほぼすべての電子資料を学外からアクセス可能とし、「メディカルオンライン」のイーブックも新たに導入して、学生の自宅学習・遠隔授業の支援を充実した。学外からアクセスできる電子資料の広報にも努め、その利用状況についてのアンケート調査を行い、資料の充実に

活かしている。【資料 2-5-20】【資料 2-5-21】

更に、図書購入希望（リクエスト）、予約・文献取寄せの申込や貸出延長の機能を Web 上で行えるよう図書館ホームページにマイライブラリの機能を装備し、学生の図書館利用の利便性の向上に努めている。【資料 2-5-22】【資料 2-5-23】

5) 開館時間

開館時間は、授業のある期間は平日 9:00 から 20:00 まで、授業のない期間は 9:00 から 17:00 まで、土曜日は 9:00 から 14:00 までである。

令和 2(2020)年度は、一時コロナ禍により閉館を余儀なくされ、延長開館も行えなかったが、郵送貸出や予約制の特別利用などの対策を行い学修支援を継続した。【資料 2-5-24】

【資料 2-5-25】【資料 2-5-26】

3. IT施設

情報インフラの整備としては、学内ネットワークを整備しており、学生が利用可能な端末はPC教室（2室）、図書館など学内に約150台整備しているほか、貸し出し用のモバイル（ノートPC、Chromebook）も約130台整備している。また、Wi-Fiについてもキャンパス内全域で利用可能となっており、情報検索は勿論のこと、遠隔授業等での活用や学生の自学自習等に活用されている。これら情報（学習）環境の整備及び活用方法等を検討すべく、学内に組織されている情報インフラ整備ユニット、及び遠隔授業サポートチームを中心とし、時代のニーズに応じた、教育目標達成のためのよりよい情報（学習）環境の整備に努めている。【資料2-5-27】【資料2-5-28】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー対策としては、本館棟、2号館、緑風館(5号館)、研究室棟（7号館）、8号館にエレベーター計6基を設置している。各棟へはスロープを利用して入館できるよう整備しており、1号館、2号館、緑風館（5号館）、8号館の入り口には自動ドアを設置している。また、身体障がい者用トイレを1号館、2号館、緑風館（5号館）、本館棟、研究室棟（7号館）に設置している。【資料2-5-29】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

何れの学科でも演習科目や実習科目については少人数制で教育効果の充実を図っている。

演習科目については、おおむね各学科のクラス単位（50人未満）で授業を行っており、少人数のきめ細かい教育を実施している。中でもこども教育学科の「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」は、小学校の英語教育に対応するために1クラス24人以下としてLL教室で実施している。実習科目は、原則としてクラス単位(50人未満)で実施しており、科目によっては更に少人数のグループで実施し、使用機器を十分な台数整備し教育効果があがるように工夫している。【資料2-5-30】

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学は既成市街地に残された丘陵を開発した狭隘な土地に立地しており、学科の再編・拡充に伴い、老朽校舎の改築整備と併せ、周辺の土地を確保し、学びの場としての空間を確保し、最大限の工夫をしながら拡充整備を行ってきた。今後、経年劣化による施設設備の改修など中長期的に計画を進め、開設学科の学年進行と口腔保健学科の4年制大学化により、学生数が増加するため、学修環境の整備が課題となるが、限られた空間の中で整備計画を検討していく。

また、学習のICT化の必要性をふまえ、コンピュータールームから個々の学生へのPC提供の検討や、図書館では、コロナ禍による電子資料整備の必要性が増大することもあり、電子書籍の導入をより増加していく予定で、学生のWeb選書の実施も予定している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では学生の意見・要望を把握するために、多くの学科、委員会等がアンケートや聞き取りを行い、その結果を学生の学修支援・生活支援や学修環境整備の改善に活かしている。本学で実施している学生対象の主な調査の概要を表 2-6-1 及び図 2-6-1 に示す。

表 2-6-1 に示す全学的な調査・アンケートの他にも、図 2-6-1 に示すように学科、委員会、センター等がそれぞれの活動に関して学生の意見・要望をくみ上げ改善に活かしている。

【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】

【資料 2-6-7】【資料 2-6-8】【資料 2-6-9】【資料 2-6-10】

表 2-6-1 学生の意見・要望の把握（全学的な調査）

調査名称（実施主体）	調査内容：①学修支援 ②学生生活 ③施設・設備
概要（実施対象、時期、主な調査項目、結果の公表等）	
1. 学生による授業評価（自己点検・評価委員会） ①③	
対象：原則として全ての科目の履修学生（非常勤教員の担当科目を含む）	
時期：毎学期	
項目：学生自身、授業内容、授業方法、学修成果、総合評価の 5 つのカテゴリーの設問（17～20 問）と、授業や設備に対する意見・要望等の自由記述	
その他：年次報告書として本学ホームページに公表。令和 2(2020)年度から学生のアンケートへの回答を Web 化しており、遠隔授業でもアンケートが実施可能である。	
2. 授業に関する中間調査（自己点検・評価委員会） ①	
時期：毎学期の中頃	
項目：授業の進め方・教員の話し方・教材等	
その他：令和 2(2020)年度から遠隔授業にも対応できるように、紙ベースの調査票に加え、「manaba」を利用した遠隔アンケートも導入した。	
3. 卒業生へのアンケート（自己点検・評価委員会）①②③、学修成果の自己評価	
対象・時期：卒後 1 年目の卒業生、毎年 11 月	
その他：年次報告書として本学ホームページに公表	
4. 学生満足度調査（学生委員会）①②③	
対象：全学生	
時期：3 年に 1 度。平成 17(2005)年度に開始し、令和 2(2020)年 12 月に 5 回目の調査を Web アンケートで実施	
項目：大学生生活・学内施設等の利用度と満足度、学生生活の満足度、学生生活の充実に向けた要望について 60 の設問	
その他：調査結果は報告書にまとめ、学内・教職員専用ホームページで情報共有するとともに、学内に設置して学生にも公開している。	
5. 学生実態調査（入学時）（学生委員会）	
対象・時期：新入生、4 月	
項目：生活状況、受験・入学、高校での学習、大学生生活	
6. 学生実態調査（2 年次）（学生委員会）①②	
対象・時期：2 年次学生、4 月	
項目：生活状況（学修時間を含む）、満足度（学修支援、生活支援、授業他）	
7. 学生実態調査（卒業時）（学生委員会）①②	
対象・時期：卒業年次の学生、2～3 月頃	
項目：満足度（学修支援、生活支援、授業他）、学生生活を通して修得できた能力	
8. 2020 年度前期・後期授業の振り返りアンケート（新型コロナウイルス対策本部）①③	
対象：全学生	
項目：学生の遠隔授業の受講実態や受講しての意見・要望、学生側の ICT 環境等	
その他：全教職員、学生にフィードバック	

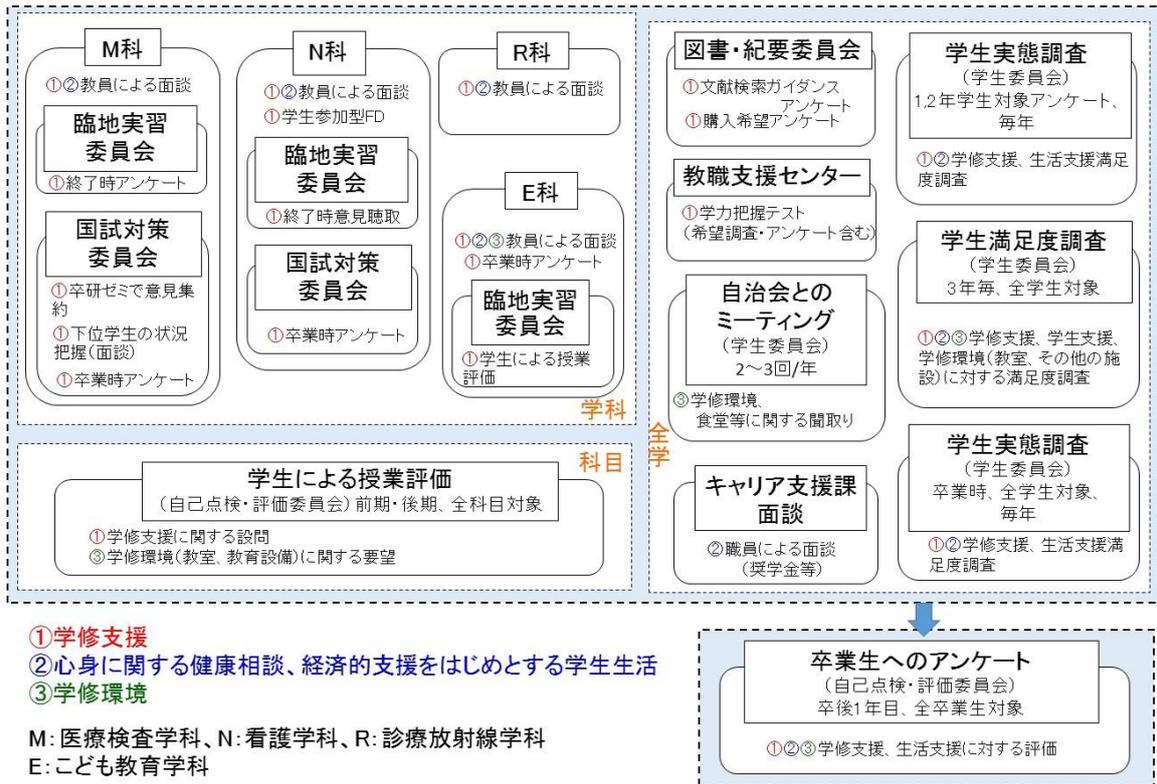


図 2-6-1 学生の意見・要望の把握

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望は、「学生による授業評価」「授業に関する中間調査」「学生満足度調査」「学生実態調査」「卒業生へのアンケート」等の全学的なアンケートや、国家試験対策委員会、教職支援センター、図書館によるアンケート調査、さらには教員による面談時の聞き取りによって把握し、結果を全学又は各組織内で共有して学修支援の改善に活用している。

1) 「学生による授業評価」の科目集計結果は担当教員に返却され、教員はこれをもとに学科長宛ての「授業評価報告書」と、学生宛ての「学生へのメッセージ」を作成する。「授業評価報告書」には、授業評価結果に加え「本年度の授業で工夫した点と評価結果の解析」「次年度の課題と対策」を記述し、科目ごとの授業改善の方向性を明確にしている。「学生へのメッセージ」には、カテゴリー別の授業評価結果と学生へのメッセージを記載し、ポータルシステムへの掲載、及び学内での冊子の閲覧を通して、意見を寄せた学生に対するフィードバックを行っている。

更に授業評価結果の学科ごとのまとめを「年次報告書」に掲載している。この報告書では、学科長宛てに提出された「授業評価報告書」から各教員の授業改善策を無記名で抽出したものをテキストマイニング解析し、学科毎の改善の方向の特性を抽出し、これを学科会議で共有することで学科単位での授業改善策の検討につなげている。【資料 2-6-11】【資料 2-6-12】【資料 2-6-13】【資料 2-6-14】

2) 「授業に関する中間調査」では、学期の中頃に、授業の進め方・教員の話し方・教材等

について学生の意見を調査し、その結果を次回以降の授業の改善につなげている。

- 3) 在学生に対する「学生満足度調査」、卒業時の学生実態調査（卒業時）や「卒業生へのアンケート」においても学修支援・国家試験対策等に対する満足度を調査し、結果は全学にフィードバックされ、学修支援体制改善の検討資料となっている。【資料 2-6-15】

【資料 2-6-16】【資料 2-6-17】

- 4) 国家試験対策に対する意見・要望の調査

医療検査学科 国家試験対策委員会では、国家試験後に 4 年次学生に対して国家試験対策についてアンケート調査を行っている。その調査結果は、学生の成績、国家試験の可否と共に分析して学科会議で報告し、次年度の国家試験対策の内容を決定している。またアンケート回答から抽出したコメントを下級生に配布し、次年度の国家試験対策に役立てている。さらに、リアルタイムに学生の意見を吸い上げるべく、4 年次学生による学生国試委員会を設置して話し合いの場を設けている。学生から出た意見は、学科会議で報告・情報共有し、すぐに対応出来るものから実施し、下級生の国家試験対策資料としても活用している。【資料 2-6-18】【資料 2-6-19】

看護学科国家試験対策委員会では、4 年次の国家試験終了後にアンケート調査を行い、このアンケートから、学生の意見・要望を把握し、次年度の国家試験対策に活かしている。また、模擬試験結果やアンケート結果は、学科会議で報告し、学科全体で意見共有し、下級生の国家試験対策に活用している。【資料 2-6-20】

- 5) 図書館では、令和 2(2020)年度にコロナ対策として学外からアクセスできる電子資料を提供したが、それに対する教員・学生からの意見をふまえ、令和 3(2021)年以降の医学系ジャーナル・データベース提供会社との契約に反映させた。【資料 2-6-21】【資料 2-6-22】

- 6) 教職支援センターでは、学生への聞き取りや記述アンケートを行い、学科と連携して情報を分析・検討し改善策を講じている。

- 7) 各学科では、基準 2-2-①、2-2-②及び 2-4-①で述べた通り、教員（担任・チューター等）による面談を実施しており、得られた学生の意見・要望は必要に応じて学科で共有し対応している。

- 8) 新型コロナ対策本部による「2020 年度授業の振り返りアンケート」を前期及び後期に実施し、調査結果を集約し、学生の意見を反映したより効果が期待できる授業となるように全教職員にもフィードバックした。また、学生にも調査結果の概要をフィードバックした。【資料 2-6-23】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する学生の意見・要望は、「学生満足度調査」「学生実態調査」「卒業生アンケート」等の全学的なアンケート調査や就職委員会によるアンケートの他に、教員・職員による面談時の聞き取りによっても把握し、学科や各種委員会での学生生活支援の改善に役立てている。

- 1) 「学生満足度調査」、学生実態調査（卒業時）や「卒業生へのアンケート」で学生生活へ

の支援に対する満足度を調査し、結果は全学にフィードバックされ、学生生活支援体制改善の検討資料となっている。【資料 2-6-24】【資料 2-6-25】【資料 2-6-26】

- 2) 就職委員会・キャリア支援課では、卒業前の全学生に対して、キャリア支援の体制や内容に関してアンケートを実施して要望を汲み取るようにしており、支援対策の改善に活かしている。【資料 2-6-27】
- 3) 各学科では、基準 2-2-①、2-2-②及び 2-4-①で述べた通り担任やチューター等による学生面談を行っており、学生生活に関する意見等を把握することができる。
- 4) キャリア支援課に直接寄せられる意見や要望に加え、クラス担任等の教員から学生委員を通じて汲み上げられる意見や要望について、学生委員会で審議し必要な対策を行っている。
- 5) 新型コロナウイルス感染症対策本部では、5月11日から29日までの間、常設本部事務室及びキャリア支援課で、特に新入生と自宅外生を優先して、在宅学習中の学修・生活状況に関して専用相談窓口(電話、メール)を開設し、遠隔授業の技術的な相談、学修の問題などの聞き取りを実施した。早急な対応が必要な学生に関しては、各学科専任教員によるサポートを実施した。【資料 2-6-28】【資料 2-6-29】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

施設・設備に対する学生の意見・要望の把握は「学生による授業評価」、「学生満足度調査」や「卒業生へのアンケート」で行っている。

「学生満足度調査」では学内施設等の利用度と満足度を調査しており、前回の平成 29(2017)年度の調査結果をもとに、平成 30(2018)年度より売店の営業時間 16:30 を 2 時間延長して 18:30 とし、また平成 31(2019)年度より学生ニーズに合わせて食事メニューを一新し、日替わり定食、ヘルシー定食、麺類、丼、軽食等バリエーション豊富に提供している。また令和 2(2020)年 4 月にテーブル 15 台、椅子 90 脚を増設し、同 8 月に照明器具の LED 化とあわせ更新による照度アップを行い環境整備を行った。しかし新型コロナウイルス感染症対策として、食堂を片側座席としたことで座席数の減少を余儀なくされた。そこでテイクアウトメニューを拡大、教室での食事を許可することとした。

「卒業生へのアンケート」でも各学科の教育環境・設備に対する満足度を調査している。調査結果は学科にフィードバックされ、教育環境・設備の検討資料となっている。【資料 2-6-30】

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の教育目標を達成し、学生の満足度を上げるため、今後も各委員会や学科において、学生の意見・要望を的確に把握し、学修支援・生活支援や学修環境の改善につなげる体制の向上に努める。

自己点検・評価委員会では、これまで「学生による授業評価」を授業終了時に対面で実施し、高い回答率を上げていたが、令和 2(2020)年度には、遠隔授業で Web による回答方法を導入したことにより、回答率が低下した。今後、遠隔授業での回答率を上げる方策を

検討する。また学生の意見・要望を学修支援・学生支援及び教育環境の改善に確実に反映するため、アンケート等の結果を学科や委員会に効果的にフィードバックする仕組みの改善を継続する。

学生委員会では令和2（2020）年度に学生満足度調査を実施したが、調査結果は本学に対する学生の生きた要望であり、これらを改善に結び付けるために検討を重ねていく。

各学科では、学生支援に関する課題も多様になってきていることから、メール、ポータルシステムや「manaba」掲示板等の種々の方法を駆使して学生と教員の双方向の意思疎通をより充実し、課題の早期発見に努める。

新型コロナウイルス感染症対策本部では、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、継続して半期終了後のアンケートを実施し、必要な対応を行う。

【基準2の自己評価】

学生の受入れにおいては、学部・学科ごとに教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内などの種々の媒体を通して周知している。入試選抜はアドミッション・ポリシーに沿った方法で実施し、入試委員会及び入試問題作成部会の下、適切に運用している。また、入学者数・学生数共に適正に管理出来ており、教育を行う環境が確保されている。

学修支援は「全学スチューデントサポート・ポリシー」に基づき、学科をはじめとする多くの組織が連携して教職協働で実施している。支援内容は、担任・チューターなどの教員による個々の学生への支援、国家試験対策、教員・保育士採用試験対策、図書館による学修支援等の他に、国際交流センター、地域交流センターによる準正課の学修支援も含み多岐にわたる。

キャリア支援は、学科、学科就職委員会とキャリア支援課の連携のもと、臨地実習などの正課内のキャリア教育に加え、国家試験対策、教員・保育士採用試験対策や、各種ガイダンスを実施し、教員や職員による相談・助言体制を整備している。

学生サービスは学生委員会とキャリア支援課が中心となり、奨学金給付・課外活動への支援の他に、健康保健センターによる学生の心身の健康管理や生活相談を、学科教員との連携のもとに行っている。

学修環境に関しては、校地・校舎面積等は大学設置基準を満たしており、学科ごとに教育内容に応じた実習室や実習施設が整備され活用されている。図書館は各学科のカリキュラムに沿った蔵書を備えており、パソコンのリニューアルや Web で出来る機能の拡充などの設備の充実に努めている。情報インフラの整備としては、PC 教室や図書館などに設置されたパソコンに加え貸出し用モバイルも整備し、キャンパス内全域で Wi-Fi を利用可能として学生の学修環境を整備している。

学生の学修支援・学生生活・学修環境に対する意見・要望への対応は、学生による授業評価・学生実態調査・学生満足度調査・卒業生アンケート等の全学的なアンケートの他に、学科や委員会によるきめ細かなアンケートを多く実施している。得られた解析結果は、全学または必要な部署にフィードバックされて、改善に活かされている。

なお、コロナ禍において、本学は当初の大学休校時の学生に対するフォローを行い、感

染状況の推移を見極め、面接(対面)授業の速やかな導入を行った。その後も新型コロナ対策本部会議を頻繁に開催し、方針を立て感染対策を取りながら学びの保証に取り組んできた。

以上のことから基準 2 を満たしていると判断できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

基準 1 で述べたとおり、本学では建学の精神、大学の目的、「ときわ教育目標」、及び学部・学科の教育理念・教育目標を掲げ、これらを反映したディプロマ・ポリシーを策定している。学部・学科では、それぞれが目指す専門職、及び教育内容に沿った教育目標が設定され、この教育目標を基にディプロマ・ポリシーが策定されている。「全学ディプロマ・ポリシー」は全学的な教育目標である「ときわ教育目標」に基づいて策定されており、学科ごとの要件に加え、「知性と感性を備えた専門職業人」に相応しいレベルの「ときわコンピテンシー」に掲げる諸能力の修得を目指している。「ときわコンピテンシー」は「知識」「思考力」「創造力」「市民性」の 4 つの力から構成されており、更に 19 の諸能力に細分化される。この諸能力は上位の 4 つの力と一対一の対応をしているわけではなく、4 つの力は諸能力が複合的に組み合わせられて構成されるという考えに立っている。【資料 3-1-1】

【資料 3-1-2】

「全学ディプロマ・ポリシー」は学生便覧及び神戸常盤大学ホームページ（以下「本学ホームページ」という）に掲載し、学内外に周知を図っている。また、新入生に対しては学内オリエンテーション内の基盤教育ガイダンスで説明している。学部・学科のディプロマ・ポリシーも、学生便覧と本学ホームページに掲載し、学内オリエンテーションの学科ガイダンスで、どのような学生に育ててほしいかという教育の方向性を含め、教育理念、教育目標、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを説明し周知している。また、こども教育学科では例年保護者会でも説明し周知を図っているが、令和 2(2020)年はコロナ禍のため中止となった。【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定基準については、履修及び単位認定に関する内容を「神戸常盤大学履修規程」（以下「履修規定」という）に示している。更に授業科目ごとに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修の到達目標を示し、到達度を評価するための評価基準及び評価方法を担当教員が策定してシラバスに記載している（基準 3-2-③参照）。履修及び単位認定に関する内容は「教務関係内規」にも示し、教務委員会より授業科目担当教員へ周知している。学生に対しては「学生便覧」に記載し、前期・後期の初めに履修ガイダンスを実施して説明し

ている。令和 2(2020)年度は、コロナ禍で前期のガイダンスが遠隔での実施となったため、質問に個別対応しながら周知に努めた。【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】

進級基準については、本学は単位制をとっているため、休学した場合を除き 4 年次まで留年がない。ただし、各学科の学外実習科目の履修は、医療現場や教育現場での“いのち”に関わる実習科目であるため、実習内容の前提となる既学修内容が到達度評価において、一定の基準に達していることが必要となる。そのため、前提となる既学修内容を履修規則（内規）に定めている。履修規則（内規）は各学科で審議した後に教務委員会の議を経て定め、学生には履修ガイダンス等で資料を配布して周知している。【資料 3-1-10】

卒業認定基準については、卒業要件を「神戸常盤大学学則」（以下「学則」という）第 35 条に示し、学生には履修ガイダンス等で周知している。卒業が認められた者には、学則第 37 条及び神戸常盤大学学位規程に基づき学位（学士）が授与される。【資料 3-1-11】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1. 単位認定基準の厳正な適用

単位認定は学則及び「履修規程」に則り行われている。

年間行事予定表で予め定めた期間に履修登録を行った授業科目を履修し、各科目の 3 分の 2 以上の出席をもって定期試験の受験資格を得ることが出来る。定期試験は、筆記試験・レポート試験・実技等により行う。授業科目担当教員は、予めシラバスに示した学修の到達目標・評価方法・評価基準に基づいた評価を行う。成績評価が 100 点満点で 60 点以上の者に単位を与える。

なお、本学入学前に他大学等で修得した単位については、学則第 42 条及び「神戸常盤大学既修得単位の認定に関する取扱い内規」に基づき単位認定を行っている。【資料 3-1-12】

【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】

2. 卒業認定基準の厳正な適用

ディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修めた者に卒業が認定され、学位が授与される。卒業の認定は、学則第 35 条及び学則第 36 条に基づき行われる。学則に定める授業科目及び単位数を修得した者について教務委員会での審議の後、卒業認定教授会の議を経た上で学長が卒業を認定する。【資料 3-1-17】

3. 単位認定など成績評価の公平性のための工夫

成績評価は単位認定基準に基づき科目担当者が行うが、学生は通知された成績に対して疑問が生じた場合、照会が可能である。本学ポータルシステム（以下「ポータルシステム」という）に「成績評価に対する照会について」及び「成績評価照会票」を掲示している。学生は「成績評価照会票」を提出することにより、科目担当者に成績照会ができるようになっている。その他個別の事案が生じた場合は、公平性を確保するために教務委員会において審議する。【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】

4. GPA(Grade Point Average)の活用

GPAは、学則34条に定められている。学生便覧の「履修要領」及び「GPA(成績評定平均値)制度取扱規程」に示す通り、適用除外科目を除くすべての授業科目を対象として算出し、学生個別の成績表に半期ごとに示している。活用については、教員・学生双方が学修状況の把握や、学修計画の見直しに用いている。また各学科選択コース・課程の履修者の選考や奨学金受給者選考の基礎資料、卒業時の受賞者・成績優秀者の選考など学科ごとに活用している。【資料3-1-20】【資料3-1-21】

更にIR推進室により、学科毎の卒業時GPA、及び年度毎の学年別GPAの推移が集計されて学内・教職員専用ホームページ(以下「教職員専用ホームページ」という)で情報共有されており、学修成果の点検に活用している。【資料3-1-22】【資料3-1-23】

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

「ときわ教育目標」と、「全学ディプロマ・ポリシー」に掲げる「ときわコンピテンシー」、及びそれを構成する19の諸能力は、平成29(2017)年度の教学改革に合わせて策定されたもので、4年が経過している。「ときわ教育推進機構」では、4年間の検証に着手しており、令和4(2022)年度に予定している全学的な教学改革に向けて、全体的な整合性を取りながら見直しを行う。

各学科では今後とも、ディプロマ・ポリシーや単位認定基準等について学科会議で確認し教員間で共有するとともに、見直しの必要性や単位認定の運用状況等について点検・改善を図る。

GPA制度は平成26(2014)年度から導入しているが、教務委員会では、更に効果的な活用方法について、成績評価との関係を精査し検討していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、全学教育目標として「ときわ教育目標」を策定し、「ときわコンピテンシー」に掲げる諸能力の修得を目指している。そして、この「ときわコンピテンシー」に掲げる諸能力の修得を促すために「全学カリキュラム・ポリシー」を定め、教育課程を「基盤教育分野」と「専門教育分野」の2分野を軸にし、それぞれの学部・学科の定める専門分野への

深化をねらった編成を行っている。「全学カリキュラム・ポリシー」は「ときわ教育目標」に基づき策定され、学生便覧、本学ホームページ等で公表している。

学部・学科のカリキュラム・ポリシーは、「全学カリキュラム・ポリシー」、学部・学科の教育目標に基づき策定され、学生便覧、本学ホームページで公表し、学生に対しては学科ガイダンスで説明している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

「全学カリキュラム・ポリシー」は、「全学ディプロマ・ポリシー」にあげた 3 つの項目を全て満たすことが可能になるよう策定されている。また全学共通「カリキュラムマップ」を作成し、「全学ディプロマ・ポリシー」との一貫性を明示している。【資料 3-2-4】

学部・学科のカリキュラム・ポリシーは、学部・学科のディプロマ・ポリシーにあげた項目を全て満たすことが可能になるよう策定され、各学科が実際に編成したカリキュラムの各分野の科目は、それぞれ学科のディプロマ・ポリシーのいずれか、あるいは複数のそれに対応するものとなっている。また各学科では、「カリキュラムマップ」「カリキュラム概念図とカリキュラム編成」を作成し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を明示している。それぞれの「カリキュラムマップ」では、学科のディプロマ・ポリシー・学修成果（基準 3-3-①参照）と「全学ディプロマ・ポリシー」に掲げる「ときわコンピテンシー」の「知識」「思考力」「創造力」「市民性」の 4 つの力との対応が示されている。【資料 3-2-5】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1. 教育課程の体系的編成

各学科の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って科目が設置され、個々の科目の位置づけが体系的に編成されている。

医療検査学科のカリキュラム・ポリシーは、「全学カリキュラム・ポリシー」と 学科教育理念「豊かな人間性と高い倫理感および臨床検査に関する専門的な知識と技術を修得し、医療チームの一員として地域社会はもとより、国際社会においても貢献できる人材を育成する」に基づき、学科の教育目標を掲げ、それを達成するために、教育課程を「基盤教育分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」の 3 つに区分している。専門分野は「形態検査学系」、「生物化学分析検査学系」、「病因・生体防御検査学系」、「生理機能検査学系」「臨床病態学・検査管理学系」、及び「総合・発展医療検査系」の 6 領域に区分し、各分野の連携により体系的な学修が可能となるように教科目を配置している。

診療放射線学科のカリキュラム・ポリシーは、「全学カリキュラム・ポリシー」と 学科教育理念「いのちに対する温かい眼差しと高い倫理観を備え、放射線技術学における専門的な知識と技術を持ち、社会に貢献できる専門職業人を育成する」に基づき、学科の教育目標を掲げ、それを達成するために、教育課程を「基盤教育分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」の 3 つに区分している。専門分野は「医用画像情報学」、「診療画像技術学」、「核医学検査技術学」、「放射線治療技術学」、「画像診断学」、「放射線安全管理学」、「医療安全管理学」、「臨床実習」、「総合・発展技術学」の 9 領域に区分し、各分野が有機的に学修で

きるよう教科目を配置している。

看護学科のカリキュラム・ポリシーは、「全学カリキュラム・ポリシー」と 学科教育理念「“いのち”に対する豊かな感性と知性、及び幅広い人間性を備え、的確な看護判断と実践ための基礎的能力を養い、現代のヘルスケアニーズに応じる資質の高い看護専門職業人を育成する」に基づき、学科の教育目標を掲げ、それを達成するために教育課程を「基盤教育分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」の3つに区分している。専門分野は、「基礎看護学」、「健康支援看護学」、「療養支援看護学」、「母子支援看護学」の4領域に区分し、各分野が有機的に学修できるよう教科目を配置している。

こども教育学科のカリキュラム・ポリシーは、「全学カリキュラム・ポリシー」と 学科教育理念「豊かな人間性と理論に裏付けされた実践的な教育力をもち、新しい時代や社会に対応できる質の高い保育士・教員を育成する」に基づき、学科の教育目標を掲げ、それを達成するために教育課程を「基盤教育分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」、「専門発展分野」の4つに区分し、各分野を有機的に学修できるよう科目を配置している。【資料 3-2-6】

2. シラバスの整備

科目担当教員が作成するシラバスは、科目の概要、授業方法、学修の到達目標、評価項目・基準、評価方法等が、学生にわかりやすいように具体的に明示されている。また学生が自己評価しながら主体的・自律的に学修に取り組むことができるように評価項目・基準に「ルーブリック」を導入している。また評価項目には、その項目に最も該当する「ときわコンピテンシー」を強化する19の諸能力を原則1つ記入し、学生が「ときわコンピテンシー」を意識して学修に取り組むことを意図している。科目担当教員に配布される「シラバス作成の手引き」には各項目の内容が分かりやすく説明されており、ルーブリック作成の参考となるよう「19の能力」コモンルーブリックも示されている。

各教員が作成したシラバスは、各学科長が点検し、カリキュラム・ポリシーとの整合性について確認している。またシラバスは、冊子として配布するとともにポータルシステム及び本学ホームページでも公開している。【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】

3. 単位制度の実質を保つための工夫

単位制度の実質を保つための工夫として、科目の過剰登録を防ぐことを目的に、学則第31条において、履修科目の登録の上限を定めている。具体的には「履修規程」第6条において、学生が1年間に登録できる単位数を保健科学部、教育学部共に49単位と定めている。ただし学修意欲に溢れ、なおかつ優れた成績を修めた学生については、各学科での審議を経て教務委員会の議を経た上で、上限を超える履修を認めることがある。

また1単位の実質的な時間数については、学則第28条において示し、シラバスに「授業時間外の学修」を提示することにより、学生が単位に見合った学修内容を理解しやすいようにしている。【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】

3-2-④ 教養教育の実施

本学では教養を「単により多くの知識を蓄えている状態をいうのではなく、それぞれが生きる意味ある世界に彩りを新たに与え、豊かな拡がりをもたせる、その変化の過程をいうものである。それゆえ、教養ある人は、自己の世界に閉じこもらず、常に自己変革を求める者である」と再定義した。このことから、本学の教養教育のあり方と方向性を、彩り豊かな知の拡がりを与えるための教育と結論づけ、その呼称を「他者を理解するための基盤」、「世界／社会を理解するための基盤」、「学びを深化させるための基盤」、「専門職であるまえの人としての基盤」という意味合いを込めて、「基盤教育」とし、平成 29(2017)年度より新カリキュラムとして運用している。【資料 3-2-12】

基盤教育は、上記の 4 つの目的を達成するために「学びの始め科目群」、「人間探究科目群」、「創造実践科目群」の 3 つの科目群で構成される。【資料 3-2-13】

「学びの始め科目群」は、初年次教育において学生の学びに基盤の中核を与えるものとして、基盤教育の“背骨”に位置づけられる科目群で、新入生に「大学で学ぶこととはどういうことか」ということを一から学修してもらうことを主旨としている。この代表的な科目が「まなぶる▶ときわびと I・II」である。本科目は 1 年次の前期・後期で開講する必修科目で、全学科の学生が 5～6 名の学科混成チームを作り、学修・課題解決を行うスタイルを取っている。授業運営は、各学科からの約 30 名の教員団で行っている。また学生に“学ぶ喜び、知る愉しさ”を経験してもらうために、各学科からの約 30 名の教員による「大学道場 mini ゼミ A・B」を開講し「入っていきなりゼミ体験」の機会を設けている。【資料 3-2-14】

「人間探究科目群」は、いわゆる一般教養科目で、専門性の枠を越えて、幅広く物事に興味・関心をもって学べるよう、数多くの科目を配置している。

「創造実践科目群」では、近年特に社会的に求められている「学生の主体性」を伸ばすためのアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れた実践型の科目を用意している。

この基盤教育の質を保証し、滞りのない運用を図る役割を担うのが、学部・学科を超えて設置された全学組織「ときわ教育推進機構」（以下「機構」という）である。機構では、入学オリエンテーション期間中に全学科の全新生を対象に基盤教育ガイダンスを実施し、本学の全学教育目標、ときわコンピテンシーや基盤教育の目的等について説明を行い、学修への動機づけを図っている。【資料 3-2-15】【資料 3-2-16】

さらに機構では、平成 29(2017)年度に導入した基盤教育カリキュラムが一巡（4 年が経過）したことから、学生や教員を対象に実施したアンケートも参考にして、基盤教育について全体的かつ入念な見直しを行っている。この一環として、基盤教育と専門教育のさらなる有機的連携を図るために、令和 4(2022)年度からの運用を目指して基盤教育カリキュラム改定の検討を行っている。【資料 3-2-17】【資料 3-2-18】【資料 3-2-19】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1. 教授方法の改善を進めるための組織体制と取り組み

授業内容・教授方法の改善は、教員及び学科ごとの取り組みに加え、組織的な取り組みとして、SD 委員会（Staff Development 委員会）による研修会や公開授業の実施、自己

点検・評価委員会による「授業に関する中間調査」「学生による授業評価」の実施などがある。

また令和 2(2020)年は、コロナ禍による遠隔授業を実施するにあたり、「遠隔授業実施特命チーム」を発足させ、教員（常勤・非常勤）が円滑に授業できるよう技術面へのサポート体制を構築した。

これらの組織が連携を取りながら教育の一層の質向上を目指している。各組織の具体的な取り組みは以下の通りである。

1) SD 委員会の取り組み

SD 委員会は、教育の質保証のために SD 研修と学科独自の FD 研修を行っている。令和元(2019)年から令和 2(2020)年 には、教職員の教育力・教育支援力の向上に関する SD 研修会が年に 2 回～3 回、各学科による FD 研修会が年に 1 回実施された。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、例年、対面で行う研修会を本学の LMS(Learning Management system) である「manaba」を活用してオンデマンド方式で開催した。

教職員の教育力・教育支援力の向上に関する SD 研修会を表 3-2-1 に示す。

また令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度の学科内 FD 研修会とその成果を資料 3-2-20 に示す。【資料 3-2-20】

表 3-2-1 令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度の SD 研修会

年度	テーマ	講師	参加率
2019	学生参画型 FD の大学教育における意義と先進事例に学ぶ	立命館大学 教育開発機構 教授 沖 裕貴	教員 89.0% 職員 58.7%
	数理・データサイエンス教育に関する研修	本学 IR 推進室部長 教育学部長 大森雅人 教育学部 准教授 高松邦彦	希望者
	エクセル研修	本学教育学部准教授 高松邦彦	希望者
2020	IPE の概念と取り組みについて	加古川中央市民病院医療監兼健康増進・ヘルスケアセンター長 石川雄一	延期
	前期の遠隔授業を振り返り、後期の授業に活用する。	本学教育学部長 大森雅人 看護学科教授 生島祥江	教員 87.3% 職員 17.1%

公開授業は、FD の一環として、教員相互の教育技法を学び合う機会として実施している。参観可能な科目は、学科の枠を超えた全科目（実習科目を除く）で、参観希望者は参観する授業の科目責任者に事前に連絡を取り、参観後に見学記録を提出している。コロナ禍での令和 2 (2020) 年度は、各学科のオンライン授業に関しても公開授業として適応し、教員の教育力の維持向上に努めた。なお令和 2(2020)年度の公開授業実施件数は 43 件であった。【資料 3-2-21】

令和元 (2019) 年度、令和 2(2020)年度に実施された公開授業を表 3-2-2 に示す。

表 3-2-2 学科別公開授業の実施回数

年度	医療検査学科	診療放射線学科	看護学科	教育こども学科	計
2019	10	—	12	11	33
2020	12	7	13	11	43

2) 自己点検・評価委員会の取り組み

基準 2-6 で述べたとおり、授業方法に対する学生の評価は、毎学期中頃に実施する「授業に関する中間調査」と毎学期末に実施する「学生による授業評価」により行っている。

「授業に関する中間調査」は、例年紙ベースの調査票で行っているが、令和 2(2020)年度は遠隔授業にも対応できるよう、紙ベースの調査票に加え、「manaba」を利用した遠隔アンケートを導入した。また「学生による授業評価」は、令和 2(2020)年度から Web 化した。教員は「授業に関する中間調査」「学生による授業評価」の内容を分析することで教授方法の工夫・開発の試みに繋げている。【資料 3-2-22】【資料 3-2-23】【資料 3-2-24】

3) 遠隔授業実施特命チーム（現、遠隔授業サポートチーム）の取り組み

新型コロナウイルス感染拡大により、令和 2(2020)年 4 月 7 日、兵庫県は緊急事態宣言が発令された。これを受け本学は、遠隔授業の迅速な開始と教員の教材作成のサポートを目指し、4 月 8 日、「遠隔授業実施特命チーム（現、遠隔授業サポートチーム）」を発足させた。4 月 13 日には「遠隔授業教材作成マニュアル Ver.1」を作成し配布し、同時に、専任教員を対象とした遠隔授業の教材作成のため、学科単位の説明会を実施した。5 月 1 日には全授業を遠隔授業として実施することに対応させた「遠隔授業教材作成マニュアル Ver.2」を作成し配布した。また 5 月 11 日には、「遠隔授業実施特命チーム」委員が常駐する本部事務所を開設し、教員（常勤・非常勤）を対象とした遠隔授業実施に関するサポート（教務面、技術面）を実施した（開設期間は 5 月 29 日まで）。さらに 9 月 10 日、後期授業の開始に向けて、前期に実施した遠隔授業における課題を踏まえ、内容を更新した「遠隔授業教材作成マニュアル Ver.3」を作成し配布した。また令和 3(2021)年 4 月 8 日に「遠隔授業教材作成マニュアル Ver.4」を作成し配布した。

また新型コロナウイルス感染症対策本部と合同で、学生及び教員対象に授業の振り返りアンケートを実施し、その結果を学生及び教員に共有し、教員に対しては「manaba」の活用例などの遠隔授業実施の参考となる情報を提供した。さらに教職員や学生の意見をふまえ、多様な形態の遠隔授業の配信を可能にするため、本学の ICT インフラ整備を推進した（Office365、Google G-Suite、Web 会議システム、動画配信のためのクラウドシステム等の導入）。【資料 3-2-25】【資料 3-2-26】【資料 3-2-27】【資料 3-2-28】

2. アクティブ・ラーニングへの全学的取り組み

本学では、多くの授業で「manaba」を活用した双方向型授業、自主学習支援を行っている。またグループワーク、ディベート、PBL(問題解決型学習)、プレゼンテーション、反転授業、演習・実習などのアクティブ・ラーニングを取り入れることにより、主体的に学習し表現する学生あるいは専門職業人の育成に努めている。また各授業に、どのようなアク

ティブ・ラーニング要素が含まれているかをシラバスにわかり易く示している。【資料 3-2-29】

更に本学では、アクティブ・ラーニングを支えるための全学的・多面的な取り組みを実施している。具体的には、SD 委員会によるアクティブ・ラーニングに関連した研修会の実施、事務局による教育環境の整備などである。SD 委員会によるアクティブ・ラーニングに関連した研修会は表 3-2-3 のとおりである。【資料 3-2-30】

表 3-2-3 SD 委員会主催のアクティブ・ラーニングに関連した研修会

年度	テーマ	参加率
2018 年度	学習を成功に導くルーブリックをどのように作成し、活用するのか	教員 79% 職員 43%
2019 年度	学生参画型 FD の大学教育における意義と先進事例に学ぶ	教員 89% 職員 58.7%

教育環境に関しては、壁一面にホワイトボードを設置したアクティブ・ラーニング対応教室の整備、授業や演習を収録した振り返りや、クリッカーを用いた双方向授業が実施できる持ち運び可能な教育用 ICT 機器 (PF-NOTE) や電子黒板を整備している。さらに令和 2(2020)年は、さまざまな実施形態での遠隔授業の配信を可能にするため、Office365、Google G-Suite、Web 会議システム (Cisco Webex)、動画配信のためのクラウドシステム等を導入した。

各学科では、それぞれの教育課程に沿って学内実習・演習や臨地実習等をはじめとするアクティブ・ラーニングとしての性格を持つ科目を実施している。具体例は以下の通りである。

<基盤分野>

「学びのはじめ科目群」として、全学必修初年次科目「まなぶる▶ときわびとⅠ」、及び「まなぶる▶ときわびとⅡ」がある。専門職を養成する学科特性に合致した学修形態として、全学科混合のチームベースド・ラーニングにより授業を展開している。初年次教育の目的として「教育から学習へのパラダイムシフト」をテーマに、事前・事後学修の習慣を養えるような授業構造にしている。評価に関しては、多様な専門を持つ複数教員が授業を担当することから、「ルーブリック表」を作成し、評価基準・方法を明確化し、評価の適正化を図るとともに、学生にも周知している。

「まなぶる▶ときわびとⅠ」においては、ロジカルコミュニケーション力の養成を主目的とし、レポートの書き方、LTD (Learning through discussion)、ディベート、プレゼンテーションを実践する。「まなぶる▶ときわびとⅡ」は、SPI (Synthetic Personality Inventory)総合検査を教材に、「計画的学修とまなびあい」の実践により、個人の力だけではなく、チームの力を伸ばすことを意識して学修する授業として企画・運営している。【資料 3-2-31】

<保健科学部>

保健科学部の共通科目「国際医療保健活動Ⅱ」では、ネパール又はアメリカで 10 日間の

研修を行っている。研修前には事前学習を、帰国後には研修報告会を行い、日本を軸としてネパール、アメリカ三カ国の保健・医療に関する違いの理解を目指している。研修は学科合同で行い、それぞれの関心の違いを相互に理解することも目指している。なお、令和2(2020)年度はコロナ禍のため開講されなかった。【資料 3-2-32】

<医療検査学科>

「臨床検査入門」において、1年次早期に少人数のグループで病院訪問を行っている。訪問前には臨床検査技師長経験者である専任教員の講義や、グループごとの事前学修を行い、訪問後には成果発表を行い、グループワークで異なる病院の訪問体験を共有する。「臨床検査学演習」では、検査データ・臨床所見から、疾患を推測する RCPC(Reversed Clinicopathological Conference)を実施している。グループに分かれ、症例ごとに解説・発表を行い、最後に教員が解説し、データの読み方について能動的に学び、臨地実習前にそれまでの学修内容を統合することを目的としている。「医療コミュニケーション」では、グループワークで検査時の患者との接し方や、患者への検査結果の説明などのロールプレイを行い、臨床検査技師として必要なコミュニケーション能力を身につけることを目指している。【資料 3-2-33】

<診療放射線学科>

アーリーエクスポージャー科目として「臨床技術入門」を設置している。令和2(2020)年度はコロナ禍により当初計画とは異なるものになった。MRI その他の機器だけでなく、病院組織や病院内他職種の業務を目の前にするなどといった、本来の「エクスポージャー」ではなく、学内教員に加え、学外講師を招くなどして行う講義の比重が高くなった。【資料 3-2-34】

<看護学科>

「基本看護技術Ⅲ」において、シミュレーターを用いた反転授業、TBL(Team-Based Learning)を導入している。また臨床指導者が授業に参画する臨床とのユニフィケーションを導入し、リアルな実践力育成に取り組んでいる。さらに「看護対象論Ⅰ」において、SP(模擬患者)に演習に参加してもらうことで、対人援助者としての能力を高めている。また「母性援助論」では、上級生が企画運営する授業に下級生が参加し、上級生と下級生が共に学ぶ「屋根瓦式教育」を実践している。「小児援助論」においては、卒業生をゲストスピーカーに招き、臨床における実践場面を学内で再現し学修内容を深めている。

臨地実習は、1年時の早期にアーリーエクスポージャープログラムとして「看護活動基礎実習」を実施し、実践の場から看護の専門性が学べるようにしている。「療養支援実習Ⅲ(クリティカル)」では、急激な患者の変化に対応できるよう、学内のシミュレーション教育を強化し、実践力の育成を図っている。またすべての看護学臨地実習が終了した4年次の「課題別総合実習」は、将来の専攻予定領域の実習を選択し、自己の進路が見定められるように構成している。【資料 3-2-35】

<こども教育学科>

1年次の「基礎研究演習Ⅰ」から2年次の「基礎研究演習Ⅱ」、3年次の「卒業研究Ⅰ、Ⅱ」、4年次の「卒業研究Ⅲ、Ⅳ」まで、専任教員による少人数制のゼミを取り入れ、きめ細やかな指導により、「自ら課題を持ち、学び、解決する」力を育成している。また「基礎研究演習Ⅰ」では、保育者養成コースは、保育所、幼保連携型こども園、教員養成コース

は小学校、更に両コースとも児童福祉施設、子育て総合支援施設 KIT（以下「KIT」という）での観察実習を行い、こどもたちの生活の理解や日常の活動のあり方を学んでいる。

2年次の「基礎研究演習Ⅱ」での自ら選ぶ保育、教育現場、及び「KIT」、さらには、併設する附属幼稚園での空きコマボランティアでの実習に繋げ、早期から実践力育成に取り組んでいる。これらは3年次からの「保育実習」、「教育実習」での高度な専門性を修得するための基盤となっている。

「教職実践演習」では、4年次学生が2年次学生に実習経験等をグループで成果発表を行っている。1年次より充実した現場での経験、実習事前事後指導、成果発表などを通し、理論に裏付けされたより豊かな人間力と高度な専門性の育成を図っている。

実践は国内に留まらず、隔年開講の「海外研修」でニュージーランドの教育機関での観察実習・交流を行い、国際感覚を養っている。なお、令和2(2020)年度はコロナ禍のため開講されなかった。【資料 3-2-36】【資料 3-2-37】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性の見直しを定期的に行い、強化することで本学の目指す教育をブラッシュアップする。また授業内容を、他者評価（公開授業の感想、学生による授業評価）をもとにリフレクションすることで、学生のレディネスや時代の変化に応じた教育方法の開発の強化に繋げる。さらに、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業のさらなる充実化を図るべく、SD 及び FD 研修会を継続する。

「ときわ教育推進機構」では、平成 29(2017)年度に導入した基盤教育について全体的かつ入念な見直しを行い、基盤教育と専門教育のさらなる有機的連携を図るために、令和 4(2022)年度からの運用を目指して、基盤教育カリキュラムの改定を行う。また「まなぶる ▶ときわびと」で培った「ときわコンピテンシー」を専門分野に繋げるため、専門性を身に付けた上で多職種協働を知り・実践することを目的とする学科横断的な科目（「IPW(Interprofessional Work)論」）の開講を検討する。

遠隔授業サポートチームでは、令和 2(2020)年度に実施した教員対象の遠隔授業実施に関するアンケート調査や、学生対象の遠隔授業受講に関するアンケート調査(基準 3-2-⑤、2-6 参照)の結果等を踏まえて、遠隔授業教材作成マニュアルを補完する資料を作成し、全学的な遠隔授業の標準化と共に遠隔授業全体に対する学生満足度や教育効果の向上を目指す。

3-3. 学修成果の点検・評価

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、各学科のディプロマ・ポリシーを「何が出来るようになるか」という観点で

分割して学生に理解しやすく表現したものを、学修成果として明示している。また、各々の学修成果には関連する「ときわコンピテンシー」を対応させている。各学科の学修成果はカリキュラムマップに示して学生便覧で学生に周知している。【資料 3-3-1】。

本学は、三つのポリシーを踏まえた学修成果の検証方針として、「全学アセスメント・ポリシー」を策定し、「全学アセスメント・ポリシー」に掲げる①大学および学部・学科対象②授業科目対象③学生個人対象の評価を毎年度定期的に行い、教育改善につなげている。以下に、本学が実施している学修成果の点検・評価を、入学時（入学前・後）、在学時、卒業時・卒業後といった時系列の3段階に区分して示す。【資料 3-3-2】

1. 入学時の点検・評価（アドミッション・ポリシーに関する点検・評価）

アドミッション・ポリシーに沿った入学とその後の成長を把握するため、入学時に学生実態調査(入学時)を行い、受験時の志望校数中の本学の志望順位の確認、高校時の授業出席状態や予習・復習、課題への取り組み方、今後の学生生活で取り組みたい事柄などの入学時の状況を調査している。また全学科の新入生全員を対象に「基礎テスト」を実施し、大学での学びに必要な基礎学力を有しているか、本学での学修を継続する力が身についているか確認している。【資料 3-3-3】

2. 在学時の点検・評価（カリキュラム・ポリシーに関する点検・評価）

在学時の学修成果の点検・評価は、成績評価、単位修得状況、GPA (Grade Point Average)、退学・休学等の状況の他、「学生による授業評価」、学生実態調査（2年次）などにより実施している。

成績評価は、客観テスト・論述試験、パフォーマンス（レポート・ポートフォリオ・プレゼンテーション等）により行っている。本学ではポータルシステムを用いて、学生の成績評価、修得単位状況、GPA等を確認することが出来るため、学生・教員ともに過去学期の数値と比較しながら学修成果を確認することが可能である。【資料 3-3-4】

また、本学はシラバスで科目ごとのルーブリックを示している。ルーブリックは学修の到達目標の評価項目・基準として掲げているが、ときわコンピテンシーとの関係も示している。これにより科目の学修の到達目標の達成度と、ときわコンピテンシー獲得状況を評価（形成的評価）することが可能である。ルーブリックを用いて、学生は学修成果を自己評価し学修に活用することができ、教員は、履修指導及び学修指導に活用することができる。【資料 3-3-5】

また、原則すべての授業科目で「学生による授業評価」を実施している。調査項目は、授業内容・方法に関する評価項目の他、「授業時間外に学習した時間」を問う設問や、「自分にとって新しい考え方・発想を得ることができた」、「授業で扱った分野に対する基本的な知識を得ることができた」、「自分で調べ、考える姿勢が身についた」という質問項目を設けて、5段階で学修成果の自己評価を把握している。【資料 3-3-6】

さらに2年次に行われる学生実態調査（2年次）では、予習と復習時間の実態と「ときわコンピテンシー」に関する自己の課題を調査する項目を設けて学修成果を点検・評価している。【資料 3-3-7】

3. 卒業時・卒業後の点検・評価（ディプロマ・ポリシーに関する点検・評価）

「全学ディプロマ・ポリシー」に関する学修成果の点検・評価は「ときわコンピテンシー」の獲得状況を基に行っている。「ときわコンピテンシー」の獲得状況の可視化は、「ときわ教育推進機構」が中心となって検討を重ねており、令和2(2020)年度はカリキュラムマップの対応に基づき、単位修得した科目の単位数に成績の素点を掛けて、関連するコンピテンシーの数で割って数値を算出した。また学生実態調査（卒業時）では「ときわコンピテンシー」の獲得状況を、「大学生活を通して自身が修得できたと思う能力」を選択する形で間接評価している。【資料 3-3-8】【資料 3-3-9】

各学部・学科のディプロマ・ポリシーに関する学修成果の点検・評価は「卒業生数（卒業率）」、「卒業生へのアンケート」、「就職先へのアンケート」、「資格取得状況」、「進路決定状況」をもとに行っている。

卒後1年目の卒業生を対象にした「卒業生へのアンケート」（毎年実施）、及び卒業生の就職先(所属長)を対象にした「就職先へのアンケート」（3年毎に実施）では、卒業生の学科ディプロマ・ポリシーの達成度を5段階で尋ね、回答を集計・分析して学修成果の間接評価を行っている。【資料 3-3-10】【資料 3-3-11】

医療検査学科は臨床検査技師、看護学科は看護師及び保健師の国家資格取得を目指しており、資格取得状況（国家試験合格率）は各々の学科の学修成果の重要な指標ととらえることができる。令和2(2020)年度の臨床検査技師国家試験の合格率は95.8%(全国新卒平均91.6%)、看護師国家試験の合格率は98.7%(全国新卒平均95.4%)、保健師国家試験の合格率は100%(全国新卒平均97.4%)であり、何れも全国新卒平均を上回った。またこども教育学科では幼稚園教諭一種、小学校教諭一種、保育士資格、看護学科では養護教諭一種の資格を取得できる教育課程を編成していることから、これらの資格の取得状況も学修成果の重要な指標となる。【資料 3-3-12】

全ての学科が専門職業人を目指す本学では、進路決定状況が重要な学修成果の指標となる。令和2(2020)年度の進路決定率は医療検査学科が91.7%、看護学科が100.0%、こども教育学科が100.0%と何れも高い成果を得ている。特に保健科学部の2学科については、ほとんどの学生が取得した資格を活かす進路に決定しており、高い学修成果が得られているといえる。【資料 3-3-13】【資料 3-3-14】【資料 3-3-15】

なお診療放射線学科は令和2(2020)年4月開設のため、卒業時・卒業後の点検・評価については評価対象外とした。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導などの改善に向け、前述の取り組みや調査等による点検・評価結果を次のようにフィードバックしている。

1. 入学時の点検・評価（アドミッション・ポリシーに関する点検・評価）結果のフィードバック

学生実態調査（入学時）の分析結果は、IR推進室によりまとめられ、学生毎の個人票とし

て各学科教員にフィードバックされ、学修指導に活用されている。また「基礎テスト」の結果も各学科にフィードバックされ、学修指導に活用されている。【資料 3-3-16】

また、IR 推進室により、入学時に得られたデータと入学後の成績や退学状況等との関係性などが分析され、その結果は広報活動や学修指導にフィードバックされている。【資料 3-3-17】【資料 3-3-18】

2. 在学時の点検・評価（カリキュラム・ポリシーに関する学修成果の点検・評価）結果のフィードバック

学生の成績評価・単位修得状況・GPA は、ポータルシステムの学生カルテで、学生及び教員の双方が確認することができる。学生は、これをもとに学修成果を確認して計画的な履修管理に活用し、教員は、学生面談等の際に確認して個々の学生の状況に応じた履修指導及び学修指導に活用している。

また、IR 推進室により集計された学科・学年別の GPA 分布・推移が、教職員専用ホームページに掲載されており、学年ごとの推移を確認して学科全体の学修支援に活かすことができる。【資料 3-3-19】

「学生による授業評価」の集計結果は、授業担当教員へフィードバックされ、教員はその結果をもとに担当科目の教育内容及び学修指導方法を点検・評価し、学科長宛の「授業評価報告書」と学生宛の「学生へのメッセージ」を作成する。学科長宛の「授業評価報告書」には、授業評価結果に加え「本年度の授業で工夫した点と評価結果の解析」「次年度の課題と対策」を記述して科目ごとの改善の方向性を明確にし、次年度の授業改善に活かしている。また各学科の自己点検・評価委員は、「学生による授業評価」の学科別解析結果集計、及び「授業評価報告書」に記載された授業改善に向けた取り組みをテキストマイニングにより解析した結果を学科会議で報告し、学科全体の課題として共有している。また解析結果は、学科内 FD 活動につなげ、授業の改善に役立たせている。さらに学科教員の意見を反映させた「学生による授業評価」報告を作成し、「年次報告書」に掲載して教職員専用ホームページに掲示することで、各学科の授業改善に向けた情報を大学全体で共有している。また学生宛の「学生へのメッセージ」には、カテゴリー別の授業評価結果と学生へのメッセージを記載し、ポータルシステムに掲示することで学生に対するフィードバックをおこなっている。【資料 3-3-20】【資料 3-3-21】

学生実態調査（2 年次）結果の集計・分析は IR 推進室が行い、調査結果は学生毎の個人票として各学科にフィードバックされて学修指導に活用されている。ただし令和 2(2020)年度は、コロナ禍で回収率が低迷し報告に至らなかった。また、学生実態調査（2 年次）で得られた授業外学修時間の結果は年度別・学科別に集計されて教職員専用ホームページに掲載され、学科の教育改善に活かすことができる。【資料 3-3-22】【資料 3-3-23】

退学、休学、卒業延期者とその理由は、学科会議等で共有され個々の学生に対す学修指導や学科全体の教育内容・方法の改善に活用している。概要は年間活動報告書にまとめられ、年次報告書として教職員専用ホームページ及び本学ホームページに掲載している。また、学科別退学者数推移は IR 推進室によりまとめられ、教職員専用ホームページで学内に共有されている。更に IR 推進室では、退学者の入学前の状況や入学後の成績に関する特性分析も行っている。【資料 3-3-24】【資料 3-3-25】【資料 3-3-26】【資料 3-3-27】【資料

3-3-28】

3. 卒業時・卒業後の点検・評価（ディプロマ・ポリシーに関する学修成果の点検・評価） 結果のフィードバック

「全学ディプロマ・ポリシー」である「ときわコンピテンシー」の獲得状況（直接評価）は、グラフとして可視化し、概要が各学科会議でフィードバックされている。また、学生実態調査（卒業時）による「ときわコンピテンシー」の間接評価結果は、IR推進室によって教職員専用ホームページに掲載され学内で共有されている。【資料 3-3-29】【資料 3-3-30】

「卒業生へのアンケート」及び「就職先へのアンケート」の結果は、自己点検・評価委員会で集計・分析し、各学科会議で報告することで全教員にフィードバックしている。分析結果は、教育内容・方法の改善に活用されるとともに、各学科内のFD活動に活用している。また学科教員の意見を反映させた学科別の卒業後評価報告書を「年次報告書」として編集し、学内で情報共有している。【資料 3-3-31】

医療検査学科、看護学科の国家試験の結果や内容分析は、各学科の国家試験対策委員会が行い、学科会議で報告することで学科教員にフィードバックし、学科会議や国家試験対策委員会で十分議論した上で、教育内容・方法の改善や国家試験対策（補講、模擬試験の実施）の改善に活用している。医療検査学科、看護学科、こども教育学科の進路決定状況の集計・分析は、各学科の就職委員会とキャリア支援課が行い、学科会議で報告することで学科教員にフィードバックし、キャリア教育や進路・就職指導の改善に活用されている。国家試験結果及び進路決定状況は、各学科の年間活動報告書としてまとめ年次報告書として編集し、学内での情報共有を図っている。【資料 3-3-32】

また、卒業時 GPA、国家試験合格率、就職率、卒業率、学生実態調査（卒業時）結果、及び「卒業生へのアンケート」で得られたディプロマ・ポリシー到達度・卒業後満足度の結果は、ディプロマ・ポリシーに関する学修成果の指標として IR 推進室により集計され、その年次推移等が教職員専用ホームページに掲載されており、教員は随時この結果を確認して教育改善に活かすことができる。【資料 3-3-33】【資料 3-3-34】

「卒業生へのアンケート」、「就職先へのアンケート」、国家試験合格率、進路決定状況として得られたディプロマ・ポリシーに関する学修成果の指標は、年次報告書にまとめて教育改善に活かすとともに、教職員専用ホームページ及び本学ホームページにも掲載して、学内での共有と社会に向けた情報公開に努めている。更に国家試験合格率・進路決定状況として得られた学修成果も、本学ホームページ（学部・学科）や大学案内で社会に向けて公表している。【資料 3-3-35】【資料 3-3-36】【資料 3-3-37】【資料 3-3-38】

基準 3-3-①②で述べた通り、本学では多様な指標を用いて学修成果を点検・評価し、これらの結果を学科内のみならず全学的に共有している。その上で、これらの多様な指標から本学・学科の学修成果を向上させるための方策を常に考察し、教育の改善につなげる努力を継続している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーを踏まえた学修成果について、多様な指標を用いて点検・評価し教育改

善にフィードバックしているが、今後も引き続き点検・評価の結果を効果的にフィードバックし、教育内容・方法の改善に努めていく。点検・評価結果は、教職員専用ホームページ、ポータルシステム、本学ホームページ等を利用して、より活用しやすい形でフィードバックを行い、教育改善に結び付ける。また、IR推進室と学科の連携を更に強化することで教育の質保証を目指す。

「ときわ教育推進機構」では、基準 3-1 の改善・向上方策で述べた通り「ときわコンピテンシー」及び 19 の諸能力の見直しを進めており、これに伴い「ときわコンピテンシー」獲得状況の可視化手法についても更に検討を重ねていく。

自己点検・評価委員会で実施している「学生による授業評価」の実施方法や授業改善に結び付ける方法にも改善を重ね、学生・教員ともに、より授業評価の意義を感じられるような点検・評価を目指す。

【基準 3 の自己評価】

ディプロマ・ポリシーは、全学及び学部・学科の教育目標を基に策定され、カリキュラム・ポリシーと共に学生便覧や本学ホームページで学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定や卒業認定の基準を「履修規定」で定め、学生便覧や学科ガイダンスで周知し、運用にあたっては各基準を厳正に適用している。

全学及び学部・学科のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーにあげた項目を全て満たすことが可能になるよう策定され、学科の教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って科目が設置され、個々の科目の位置づけが体系的に編成されている。また、「カリキュラムマップ」や「カリキュラム概念図とカリキュラム編成」を作成し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を明示している。

シラバスには科目の概要、授業方法、到達目標、評価項目・基準等が分かりやすく記載され、冊子及びポータルシステムにより学生に示されている。また、単位制度の実質化を保つ目的で、履修登録単位数の上限を定め、シラバスには授業時間外の学修を提示している。

さらに本学の教養教育は、「基盤教育」として、初年次教育として大学での学修の基盤をつくる、幅広く物事に興味・関心を持つ、主体性を伸ばすことを目的とした全学共通カリキュラムを策定している。また、基盤教育の設計及び運用を行う組織として「ときわ教育推進機構」を設置し、教育の質を保証している。

各授業は LMS(Learning Management system) 活用の双方向型授業や自主学修支援、グループワーク、ディベート、PBL(問題解決型学習)、プレゼンテーション、反転授業、演習・実習などのアクティブ・ラーニングを取り入れることで、主体的に学習し表現する学生あるいは専門職業人の育成に繋げている。さらに、SD 研修会や学科ごとの FD 研修会を定期的に開催して教授方法の工夫と開発に繋げている。

また、令和元(2020)年4月から、新型コロナウイルス感染拡大により、授業が遠隔と対面のハイブリット式となった。しかし、本学は速やかに遠隔授業実施特命チーム(現、遠隔授業サポートチーム)を立ち上げ、教員のスキルを支援した。さらに、本学の ICT インフラ整備を推進した(Office365、Google G-Suite、Web 会議システム、動画配信のための

クラウドシステム等の導入)。そのため、遠隔授業はスムーズに行われている。

学修成果の点検・評価は、入学時から卒業時・卒業後までの各段階で、成績評価、単位修得状況、GPA、卒業者数、休退学状況、資格取得状況、進路決定状況、「学生による授業評価」、学生実態調査、「卒業生アンケート」、「就職先アンケート」などの多様な指標を用いて行っている。その結果は、教職員にフィードバックされ教育内容や方法の改善、また、学修指導等に活用されている。

以上のことから、基準3を満たしていると判断できる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確 立・発揮

神戸常盤大学（以下「本学」という）の学長は「神戸常盤大学学長選任規程」に基づき理事会での審議を経て理事長より任命されている。学長は、リーダーシップを発揮しながら神戸常盤大学学則（以下「学則」という）第 50 条に示すとおり、大学の校務をつかさどり、大学を代表する最高責任者として意思決定を行っている。学長がリーダーシップを適切に発揮できるよう学則第 50 条に規定されたとおり副学長を置き、副学長は学長を補佐している。副学長は広く学長を補佐するとともに、「ときわ教育推進機構」の機構長として学長の命に従い担当している。また令和元(2019)年に事務組織として学長室を整備し、学長室長に主として法人の IR 部門を担当する法人本部統括管理部長をあて、室員には事務局より専任職員を兼務者として配置し、学長宛の諸調査や外部諸機関との調整、学長が主催する会議の事務等を担当している。また、学長室の整備に伴い、学長が大学運営における適切なガバナンスを確保するため、教授会とは別に教育研究の必要な事項及び教育課程の編成に関する全学的な方針策定等について、各学部学科の責任者に諮問し情報の共有を図ることを目的とした「学長会議」を令和元(2019)年に整備した。しかしながら、同年度末より新型コロナウイルス感染症による影響を受け、未曾有の事態に対応すべく、翌年の令和 2(2020)年度 5 月に学長会議をベースとしながら学長を対策本部長、教育学部長並びに法人本部長を副本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。令和 3(2021)年 5 月 1 日時点に至るまで、授業方針、情報の共有、感染症対策に係る周知方法等々について学長が適切なリーダーシップを発揮しながら協議され決定を行っている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の使命・目的を達成するための本学の基本方針、学則、その他諸規定の制定及び改廃、全学的な教育研究目標・計画の策定などを協議、審議し、本学の発展と充実に資することを目的とした運営委員会を設置しており、運営委員会の構成員は、学長は勿論のこと、理事長、副学長、学部長及び学科長、学内の主たる組織の長、法人本部並びに事務局の幹部職員とし、原則として月に 1 回開催され、大学運営における重要事項についての審議機関として機能している。

学長が教育研究に関する意思決定を行うにあたり意見を聴取する場として教授会を学則第 51 条の定めのとおり設置している。教授会は、学則第 53 条に定めるところにより、定められた事項に対し意見を述べ、学長の求めに応じ意見を述べる場として機能している。教授会は、定例教授会として原則月に 1 回開催され、入学試験の合否判定等の臨時教授会もあわせると年間 20 回以上開催されている。また、意思決定を要しない事項についても、専任教職員に対し周知が必要な事項を伝達する場としても機能しており、事務局より事務局長、所管課として庶務課長が出席している。教授会等に出席していない教職員への意思決定及び連絡事項の伝達については、教員においては学科会議を通じておこなわれ、職員においては事務局長より教授会翌日に事務局に職員を招集し教授会報告として伝達している。

学長は学生に対する懲戒権も有しており、学則第 60 条に定めるところにより、教授会による審議を経て、学長が懲戒する。

学長がリーダーシップを適切に発揮し、意思決定を円滑に行えるよう、運営委員会及び教授会の他に、各種委員会及びセンターを設置している。学長は、本学教職員の能力及び適性に応じてそれぞれの組織の委員として委嘱を行っている。各種委員会及びセンターは、各組織の規程に定める目的・任務に従い職務を遂行し、運営委員会及び教授会に上申している。【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学園の事務組織は法人本部と事務局から成り、事務局には教学マネジメントに必要な職員を配置し、役割を明確にしている。

各種委員会・センターには、本学園の事務職員が学長より委嘱を受けて委員として参画している。また、教授会においては、事務局長並びに庶務課長として出席している。

毎年、年度の始まりに際し、理事長並びに学長より、本学園及び本学の教職員を対象に本学の目的・使命を一丸となって達成できるよう所信表明され、本学園及び本学の短期・中期の目標・課題等を示されている。【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2(2020)年度までは、学長自らが「ときわ教育推進機構」の責任者となり各学科を横断する基盤教育のカリキュラム改革の陣頭指揮を執り推し進め、一旦の着地を迎えることができた。今後は「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部 第 I 期中期実行計画(2020-2023 年)」のもと自己点検・評価のありようを強化していく必要があるため、学長が自ら自己点検・評価の責任者となり、カリキュラム改革の担当責任者として権限の一部を副学長に委ねて教学マネジメント体制を強化していく予定である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

令和3（2021）年5月1日現在、専任教員86人（うち教授は40人。助手を除く。）が教育活動に従事している。ST比（教員1人あたりの学生数）は、大学全体で14.2人、保健科学部医療検査学科で16.1人、診療放射線学科で12.1人（令和2年度開設）、看護学科で10.9人、教育学部こども教育学科で19.2人となっており、学生の個々の伸長をねらいとしたティーラームード教育を行ううえで大きな強みとなっている。

大学設置基準上の必要専任教員数は56人（うち教授は28人）であり、これを満たしている。また、指定規則に定められる教員数についても同様に満たしている。

教員の採用並びに昇格については、本学の教員として教育課程を適切に運営し、教育目的を実現するために、「教員資格規程」及び「教員採用（資格）及び学内昇格基準」に照らし本学教員として適当な人材を「教員選考規程」に則り選考を行っている。【資料4-2-1】 【資料4-2-2】 【資料4-2-3】 【資料4-2-4】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学のFD活動はSD委員会と学科が中心となって推進している。SD委員会は、大学の役割や他の委員会活動を俯瞰して本学の基軸としてのSD(Staff Development)を担う委員会で、「教育」「研究」「社会貢献」の面から内部質保証を図れるような研修の機会を立案・運営している。対象は教育研究活動を担う教員と教育支援及び学生の学修支援業務にあたる教職員とし、教職員それぞれが教育研究活動等の質の保証・向上の担い手であることの自覚を促し、能力向上を図るための方策を継続的に実施している。

SD委員会では、研修会や各学科での取り組みを「SD委員会の仕組みのトータルシステム」に示す4つの観点から計画的・組織的に取り組んでいる。

SD委員会は、①年間活動計画の提示、②各研修会の広報と研修会の目的や参加者に期待することの事前の発信、③参加者の学びや今後への活用方法のアンケート実施とその結果の教職員全員への発信、④委員会の年間活動総括の学内での共有、⑤アンケート内容と研修の4本柱から次年度の研修の企画というPDCAサイクルを意識して活動している。

研修会には学内の他の組織との共催企画も取り入れ、本学全体の研修会のコーディネーター機能を果たしている。また研修会のアンケート結果は、学内・教職員専用ホームページ（以下「教職員専用ホームページ」という）に公開し、共有を図っている。アンケートによれば、参加者の理解度・満足感・教育への活動可能性が高く評価され、研修会の目標が

達成できていると考えている。

併せて、SD の成果及び効果を広く社会に発信し、大学その他の学校の管理運営にかかる知見として意義ある活用に供されることを期待して、兵庫県下の 25 大学が加盟する「大学コンソーシアムひょうご神戸」を通じて他大学の教職員にも研修会を公開している。

SD 委員会の活動のうち、主に FD としての教育内容・方法等の改善の工夫・開発に関連した取り組みの実績として、令和元（2019）年度、令和 2(2020)年度に計画された研修会を「研修の柱別の研修会の実際」に示す。【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

研修会については、年度初めの研修会で SD 研修会の全体像を示し、その後、個々の研修会に先立ち、全学メールで研修会の趣旨・内容を告知・広報を行うとともに、学科会議や課長会議での更なる参加呼びかけなど、参加率向上を目指している。その結果、平成 26(2014)年～28(2016)年までは教員 75%職員 50%であった参加率が、平成 29(2017)年以降は教員 80%程度、職員 60%程度と上昇した。なお参加できなかった教職員については、研修会の録画 DVD や資料の提供も行っている。

また教育技法の向上のための FD として、基準 3-2-⑤で述べた公開授業について、各学科に年 10 件の公開授業参観を目指すべく新任教職員の研修会や各学科会議で FD 委員から呼びかけを行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、平成 29（2017）年 4 月の SD の義務化（「大学設置基準の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 18 号）」に伴い、SD 委員会を設置し、FD を含めた委員会活動を展開してきた。対象は、教育研究活動を担う教員と、教育支援、及び学修支援業務にあたる教職員、また、大学管理運営、改革を支える職員としている。

教員の本来業務である「教育」「研究」「学生指導」に係る FD 活動については、4-2-②で説明したとおりであるが、教育の側面支援、或いは持続的な大学改革を支える職員の能力を向上させるため、独自の取り組みを展開してきた。

一例として、平成 25（2013）年度の「中長期展望に基づく職員の能力向上を図る取り組み計画」がある。その目的は、ステークホルダーとの接衝による対応力の向上、単一部署のセクショナリズムにとらわれない、より広い視野で大学全体を見る柔軟性や発想力を向上させるものであった。これを具現化するため、若手事務職員は全員、平成 14（2002）年に

設置した「神戸常盤地域交流センター（以下「地域交流センター」という）」委員として活動を行い、事務職員を中心として取組みを継続、遂行している。

また私立大学協会等で主催される研修会の参加を励行し、必要に応じて事務局課長会議において報告会を行っている。

更に個々の職員には育成面談を実施しており、自らの業務内容・課題に向けて当該職員と管理職職員の双方で共通認識を持ち、職員の成長、能力向上を果たしている。なお職員全般には、課長会議を通じて情報の共有化と時宜に応じた啓発・指導のため、課員への徹底を図っている。

なお本学では学生指導にかかる指導力育成のため職員にキャリア・デベロップメント・アドバイザー（CDA）の資格を取らせ(2名)、職務能力の向上とともに、そこで得たノウハウを共有するため、有資格職員により、新規採用職員等に対する研修会を実施している。

【資料 4-3-1】 【資料 4-3-2】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学園は、医療と教育に特化した専門性の高い大学を基本理念に掲げ、邁進してきたが、目まぐるしく教育環境が変化している現在、ますます社会ニーズに対応した教育内容を教授することが不可欠である。事務職員にも、教育の側面支援の観点から、それぞれの部署における学生サービスの向上が求められ、一層の研鑽が求められる。

今後も事務職員に対する研修を増やし、求められる能力や資質の向上を図る一方、全学 SD 委員会としても、大学として専門性が高いが故に起こり得る他学科への理解不足の解消、或いは私立大学を取り巻く現状の確認などを含め、全教職員、及び学園役員に対する全学 SD 研修の機会を増やし、学園をあげて体制を強化していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

学内に専任教員の教育及び研究に資することを目的に研究室を整備し、各研究室には机・椅子・パソコン・書庫等の共通備品を設置している。こども教育学科・看護学科は研究室棟、医療検査学科は研究室棟・2号館・3号館・5号館、診療放射線学科は8号館に研究室を配備し、共同研究室としても利用可能な多目的室を設置している。なお病理分野や遺伝子分野における専門的な研究を深化・発展させることを目的にしたライフサイエンス研究センターを設置し、医療検査研究室、細胞培養室、遺伝子実験室、生化学実験室から構成

され、研究及び教育の場として活用されている。

教員が本学での研究活動を円滑に行えるように「研究者ハンドブック」を作成し、入職時ガイダンスにて配布説明を行っている。また、教職員専用ホームページでも公開しており、随時閲覧が可能である。【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】

図書館では、学術雑誌を洋雑誌・和雑誌合わせて 667 種類を所蔵している。電子資料としては、電子ジャーナル（全文提供タイトル数）外国 2,278 タイトル・国内 1,463 タイトル、電子書籍は 6,716 冊（買取り制と年間購読制の利用可能数の計）、医中誌 Web 等の医学文献検索データベースやジャパンナレッジ・聞蔵ビジュアルⅡの基礎教養のためのデータベースも整備している。これら電子資料は、図書館内だけでなく IP 認証により学内のどこからでも接続利用が可能であり、学認を経由して学外からの利用が可能な資料も多数用意している。

研究成果の発表については、「神戸常盤大学紀要（複数査読制）」及び「神戸常盤大学緑葉（査読無し）」により確保している。平成 28(2016)年度より機関リポジトリ運用規程を整備し、「神戸常盤大学機関リポジトリ」にて、紀要等の成果物を登録し社会に公開している。【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】

教員は自己点検・評価委員会に対し、個人年間活動報告書にて教育・研究・社会的活動を毎年報告しており、「年次報告書分冊：教員の年間活動報告」として、神戸常盤大学ホームページ（以下「本学ホームページ」という）及び教職員専用ホームページで公開している。また、researchmap を各教員の情報公開プラットフォームとし、個人年間活動報告書の作成に合わせて、情報の更新を促している。【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】

KTU 研究開発推進センターでは概ね 3 年に一度、教員対象の研究意識調査を行っており、研究設備・環境への満足度や各自の研究活動への活性化について意見を聞き、今後の研究サポート体制への参考としている。また、調査結果は教職員専用ホームページでも公開している。【資料 4-4-8】

なお、本学専任の教授・准教授・講師・助教には週 2 日、助手については週 1 日の研究日を与えている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理を遵守するための取り組みとしての研究倫理教育は、研究倫理委員会が担当しており、教職員専用ホームページに研修の流れを掲載している。受講後は誓約書の提出を対象者全員に課しており、希望者には研修受講証の発行も行っている。令和 3(2021)年度は、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース[eL CoRE]を導入予定である。

規程の整備として、『研究機関における公的研究の管理・監査のガイドライン(実施基準)』に基づき、「神戸常盤大学公的研究費管理監査規程」、「神戸常盤大学公的研究費の運営及び管理並びに不正使用の防止等に関する監査規程」、「神戸常盤大学不正事案調査委員会規程」を定め、これらの規程に基づき公的研究費における研究活動を適正に管理している。

また、『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）に基づき、「神戸常盤大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、この規程に基づき研究活動上の不正行為防止及び不正行為が生じ

た場合における対応についても適正に管理している。

「発明取扱規程」、「共同研究取扱規程」、「受託研究取扱規程」、「成果有体物取扱規程」、「利益相反マネジメント規程」、「奨学寄附金取扱規程」を整備し、本学ホームページ上で規程のみならず各種様式などを公開している。【資料 4-4-9】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「神戸常盤大学個人別研究費取扱規程」に基づき、職位に応じた個人研究費を配当し、また学内の競争的資金として「テーマ別研究」を設けている。

「テーマ別研究」は、研究資金を戦略的に配分することにより、定期的な研究アウトカムの推進、外部資金獲得に向けた基盤的な研究支援を行い、本学の教育研究力の向上及び研究活動の活性化を目的としている。今年度は〈地域研究〉〈教育研究〉を応募区分とし、優先的に研究資金を配分している。また、神戸常盤学術フォーラムでの発表及び本学紀要での研究論文としての公表を原則とすると規定している。【資料 4-4-10】【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】

「神戸常盤学術フォーラム」は、平成 24 (2012) 年度より本学における学際的研究の機運を向上させ、研究発表の機会拡大を図ることを目的として年に 1 回開催している。学科長推薦（卒業生含む）、一般演題、テーマ別研究等の発表を行い、抄録集を紀要に掲載している。【資料 4-4-13】

「科学研究費助成事業」については、公募情報発信、説明会実施、研究計画調書のチェック、教授会で申請及び採択状況の報告を、「学術研究振興資金、若手・女性研究者奨励金（日本私立学校振興・共済事業団）」については、募集、選考、採否管理を行っている。【資料 4-4-14】

また、書面などで学内に届く公募情報をメールで学内に周知し、閲覧可能な場所にファイルリングすると共に、LMS として活用している「manaba」上でも公開している。【資料 4-4-15】

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究活動の活性化への指標として、科研費の申請数と採択数、論文数を掲げ、学内競争的資金であるテーマ別研究制度の更なる活用、教員への個別相談指導体制の構築が必要である。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が令和 3(2021) 年 2 月に改正されたことを受け、令和 3 (2021) 年度は「不正防止対策強化年度」と位置付け、学内体制の再整備を行う。

【基準 4 の自己評価】

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。また、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築しており、適切な職員の配置及び役割の明確化に努めている。教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置についても、規程及び基準に則り、設置基準並びに指定規則を満たすことは勿論のこと必要な人材の確保と配置を行っている。

教育内容・方法等の改善の工夫・開発（FD）及び大学運営に関わる職員の資質・能力向上の取組み（SD）について SD 委員会を設け組織的に行っている。また、本学独自の取組みとして教育の側面支援、或いは持続的な大学改革を支える職員の能力開発としての SD を展開している。

教員への研究支援として、①研究環境の整備と適切な運営管理、②研究倫理の確立と厳正な運用、③研究活動への資源配分、それぞれの視点からも教員が本学において円滑に研究活動を行えるようハンドブックや規程等の整備、また研究環境の充実を図っている。

以上のことから、基準 4 を満たしていると判断できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

寄附行為第 3 条に法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」として明確に定めている。また、建学の精神を「広く学術の基礎となる知識及び技能を授けるとともに、深く専門の学問及び技術を研究・教授して、知的、道徳的に優れた技術者を育成し、また、成果を社会に還元することにより、国家及び地域社会の発展に寄与すること。」として明確に定めている。

本学園は、教育機関としての社会的使命並びに目的を果たし、安定的な経営と教育研究のさらなる向上を図るため、事業計画を毎年策定している。この計画には、学園の中期事業計画、財政基盤の安定化、入学者の安定確保、自己点検・評価への取り組みなどが盛り込まれており、教育研究機関としての規律や安定性、あるいは将来性を含んだ総合的な計画となっている。これに加え、令和 2 (2020) 年度より理事長のリーダーシップのもと「学校法人玉田学園 将来構想及び将来構想実行計画第 1 期中期実行計画 (2020-2023)」

(以下「学園中期実行計画」という) を策定し、神戸常盤大学ホームページ (以下「本学ホームページ」という) に公表し運用を進めている。【資料 5-1-1】

この計画には、建学の精神に基づいた人材養成、学園一体化の充実、戦略的 IR の構築、戦略的広報活動のさらなる充実など学園共通の項目のほか、大学(短期大学部)、高等学校、及び幼稚園独自の項目で取りまとめられている。さらに、大学においては教育、入学者選抜、学生支援、研究、地域連携、国際交流、自己点検・評価に関する計画、及び学部・学科の特色に向けた計画を取りまとめた「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部 第 I 期中期実行計画(2020-2023)」(以下「大学中期実行計画」という) が策定され、「学園中期実行計画」同様、本学ホームページに公表し、計画に基づき鋭意運用を進めているところである。【資料 5-1-2】

また、法令及び法人の諸規則等に違反、またはその恐れのある行為の是正、及び防止のための公益通報制度については、「学校法人玉田学園 公益通報等に関する規程」において、通報者に対する不利益な取り扱いの禁止、及び通報者が特定できる情報の守秘義務について規定し、運用している。【資料 5-1-3】

以上より、本学園はその使命・目的を具現化すべく、組織的かつ継続的に努めている。

また、全教職員がこれらの計画を情報共有し、その目標達成に向けて一致団結して取り組めるよう、毎年度実施している年度初め打合せ会にて理事長より提言し、周知を図っている。基準財務情報については、保護者や一般市民の理解を深めてもらえるよう本学ホームページに公表し、公共性を有する教育研究機関としての責務を果たしている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学園・大学の教育理念・教育目標の実現については、中期計画を含めた事業計画を毎年度作成し、教育研究環境の充実、入学者の安定確保、自己点検・評価への取り組み、競争的資金の獲得のほか、耐震補強工事の実施や本学独自の奨学金設立など、計画に基づき様々な事業を実施している。

これまで毎年事業計画を策定していたが、令和2(2020)年度より「学園中期実行計画」、並びに「大学中期実行計画」を策定し、さらに計画的な学園・大学運営を目指し、多面的かつ継続的な運営と検証を実現している。

管理運営組織体制としては理事会と評議員会はもとより、その審議決定に至る手続きや、運営の円滑化のため、常任理事会を活用するとともに、運営委員会において重要事項等の審議を毎月行い、全ての事業の進捗管理、新たな課題の審議等を行い、学園並びに大学の管理運営に遺漏なきよう適切に行っている。

これらの組織の運営にあたっては、確実な情報共有と連携体制を整備し、状況に応じたトップダウン、あるいはボトムアップにより柔軟な対応を行い、毎年度の事業計画、あるいは「学園中期実行計画」並びに「大学中期実行計画」の遂行による学園・大学の教育理念・教育目標の具現化を図っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関し、省エネ・省資源対策については、計画的に照明設備のLED化を進めているほか、空調設備更新時には随時、省エネタイプの機種を導入している。併せて節電対策のため夏季・冬季に事務局長名で全教職員に対し、空調ならびに照明関係の具体的対策9か条を定め、節電を呼びかけている。またOA用紙、機密書類、新聞等の不要紙資料や缶ペットボトル等の資源ゴミのリサイクル化を推進するなど、環境保全に努めている。また、衛生的で快適な学習・教育研究環境の整備・充実を図ることを目指し、各部署が連携し構内の利用マナー、学内美化に努め、ごみの分別の徹底、省エネなどに取り組んでいる。これらを推進する策として、構内にポスター掲示、教授会等でのアナウンスなど、環境保全に対し全学的に取り組んでいる。【資料5-1-4】

人権への配慮については関係法令に則り、各種ハラスメント防止対策、個人情報保護、及び労働関係の諸規程の整備により実施されている。【資料5-1-5】【資料5-1-6】【資料5-1-7】【資料5-1-8】【資料5-1-9】【資料5-1-10】

学生や教職員に対しては、快適な環境の中で教育・研究・修学・就労が行えるよう「キャンパス・ハラスメント防止ガイド」を作成・配付し、各種ハラスメントの理解と防止に努めるとともに、ハラスメント相談窓口を通じ、相談内容によりハラスメント防止対策委員会にて対応できる体制を整備している。また、毎年4月には教職員を対象とした「ハラスメント防止対策研修会」を実施するなど、教職員のハラスメント防止、啓発を行っている。ちなみに、令和元(2019)年度の参加者は82名、事後アンケートでの満足度は80%であった。【資料5-1-11】【資料5-1-12】

また、人権問題に対する知識・理解を高め、偏見や差別のないボーダレスな職場環境を構築すべく、教職員は文部科学省、地方公共団体、あるいは日本私立大学協会等が主催す

る研修会・講習会等に参加し、その内容をフィードバックしている。コロナ禍による人権配慮は、ガイドライン等でも言及し、学生に呼びかけるとともに、個々の相談の際に思いやりを持つことの大切さを留意して指導している。

安全への配慮については、火災・自然災害の災害対策として「危機管理（災害）規程」、「危機管理（災害）委員会規程」、「防火管理細則」、「消防計画」、及び「危機管理マニュアル」を策定し、危機管理（災害）委員会が中心となり、危機管理対策等を行っている。このほか、情報ツールとして「manaba」に全教職員や学生の安否確認可能なコース（項目）を設け、昨今のコロナ禍における学生あるいは教職員の健康状態の確認など、有事の際の活用にも備えている。避難訓練については、毎年度初めに、新入生を対象に防災マニュアル、避難経路、消火器の設置場所等の説明を行っている。また、毎年秋には全学生ならびに広く地域住民の方々を対象に開催している「KOBE TOKIWA健康ふれあいフェスタ」において、長田消防署との協力のもと、避難訓練を実施している。なお、令和2（2020）年度は、コロナ禍により本学が一時閉鎖となったため、新入生対象の避難訓練は実施することができなかった。併せて「KOBE TOKIWA健康ふれあいフェスタ」も開催中止となり、避難訓練は断念した。【資料5-1-13】【資料5-1-14】【資料5-1-15】【資料5-1-16】【資料5-1-17】【資料5-1-18】

このほか、文部科学省、あるいは長田消防署が定期的で開催する研修会等への参加、消防法に定める防火防災管理者を置くなど、消防計画に則り、有事の際は自衛消防隊を組織するなど、適正な防火防災管理体制を整備している。

防犯対策として、正門はもとより、死角となる場所の他、更衣室前などに防犯カメラを設置している。時間外及び休日は、警備員による校舎内外の巡回を実施し、防犯体制を整備している。なお長田警察署の要請により地域防犯に協力している。

また救命措置のため構内にAEDを設置している。なお本学は平成22（2010）年7月に神戸市よりFAST（民間救急講習団体：First Aid Support Teamの略）に認定され、市民救命士講習を実施している。（特記事項として再掲）

教職員は、法令に基づいた定期健康診断を毎年実施しているほか、衛生委員会規程に基づきストレスチェックを行うなど、教職員の心身に関するケアを行っている。【資料5-1-19】

情報セキュリティ対策としては、「神戸常盤大学情報ネットワーク規程」を整備し、ファイアウォール並びに UTM（Unified Threat Management）装置を設置するとともに、学内ネットワークに繋がっているすべての PC にはウイルスチェックソフトを、また PC 教室及び図書館の PC には環境復元ソフトを導入するなど、円滑な情報環境の整備に努めている。併せて、Wi-Fi を含めた学内ネットワークを利用するには、ID 及びパスワードがなければ利用できないシステムとなっている。学内ネットワークは「教育系」と「事務系」に大別している。「教育系」は教員が利用する「教員ネットワーク系」と学生が利用する「学生ネットワーク系」に細分化、また Wi-Fi についても「教職員系」と「学生系」に分け、インターネットの閲覧時にはゲートウェイでウイルスチェックを行うなど、セキュアな環境で管理運用している。【資料 5-1-20】

ネットワーク（サーバー）管理について、以前はすべて学内（CPU 室）にサーバーを設置し管理運用していたが、災害や地震など、有事の際でも業務を滞りなく遂行できるよう、

一部のサーバーを除き、外部クラウドサービスで管理運用している。その際、定期的にデータのバックアップを行うなど、業務を円滑に運用するための環境を構築するとともに、有事に備えた体制を整備している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

人権への配慮について、特にハラスメントについては多様化が進む中、学内組織を整備し、啓発のための研修会等を定期的実施するなど、柔軟かつ適切に対応していきたい。また、南海トラフ地震などの自然災害だけでなく、自死問題、健康危機など、学生を取りまく多様な危機に対する対応をまとめた簡易なマニュアルの作成を予定している。

施設設備面については、法令に基づいた定期点検は勿論のこと、中期計画に基づき、より充実した教育環境の整備に努めていきたい。

ネットワーク環境については、社会情勢や情報環境の変化等に鑑み、より有用なネットワーク環境の整備、あるいはセキュリティ対策を段階的に整備していく。中でも、遠隔授業実施に伴うインフラ整備・強化は今後、教育環境のスタンダードとなることが予想されることから、文部科学省等からの補助金も活用し、整備を進めていきたい。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学園の理事会は寄附行為第16条第2項の規定に基づき、最高決議機関として学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、理事会は私立学校法、寄附行為、学校法人玉田学園寄附行為施行細則（以下「施行細則」という）に基づき、原則として年4回開催しており、学園運営全般の重要事項を審議しているが、緊急を要する案件が生じた場合は随時、臨時理事会を開催するなど柔軟に対応している。また、寄附行為第17条にて「法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。」と定め、理事会の権限の一部を理事に委譲しており、理事会機能の円滑化並びに業務執行の迅速化を図っている。【資料5-2-1】 【資料5-2-2】

理事の定数は、寄附行為第5条第1項第1号の規定により6人以上9人以内としており、現在数は8名となっている。

理事の選任については、寄附行為第6条第1項第1号から第3号の規定のほか、私立学校法、及び施行細則に基づき、適切に行われている。また、理事には常務理事として本学園の建学の精神を十分に理解した見識者を1名配置している。併せて、学外理事として他大学の学識経験者等が含まれており、第三者評価の観点からの学園の健全な運営に関する学識、及

び見識を有した者が務めている。原則として年4回開催される理事会への理事の出席状況は96.7%（令和2（2020）年度実績）と良好で、欠席する場合は委任状をもって意見聴取を行うなど、関係法令に基づいた理事会運用が適切に行われている。【資料5-2-3】

機能的な意思決定のための仕組みとしては、理事会に諮られる予定の審議事項等の事前協議を行う常任理事会を設けており、原則として理事会開催と連動して開催している。常任理事会では常任理事会規程第4条に記載の協議事項について協議されており、必要に応じて理事会及び評議員会にて審議あるいは報告がなされるなど、組織としてのボトムアップ体制は整備され、機能的かつ戦略的意思決定がなされるよう連携を図っている。（図5-2-1）

よって、本学園の理事会は使命・目的達成に向けた意思決定がなされる体制は整備されており、かつその機能性は十分確保されている。

（3）5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会は本学の教育理念・教育目標を達成するための、戦略的意志決定が可能となる体制は整備されており、かつ円滑に機能している。今後も理事長リーダーシップのもと、不断の検証に努め、昨今の高等教育機関の著しい変化に迅速かつ柔軟に対応していくための体制整備に努め、法人と大学、学園のさらなる一体化を図りたい。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

（2）5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本法人は、寄附行為の定めるところにより、理事会が学校法人の業務を決し、また理事長は本法人を代表し業務を総理している。学園の最高決議機関である理事会は、私立学校法、寄附行為、及び施行細則に基づき、原則として年4回開催している。理事会においては、寄附行為変更、学則変更、予算・決算、役員人事、関係規程の改廃など学園の重要事項について決議がなされている。【資料5-3-1】【資料5-3-2】

評議員会は、理事会の諮問機関とし、理事会に先立ち、寄附行為第21条に掲げる重要事項について審議し意見を述べており、審議上の便を図るため、基本的には理事会と同日開催としている。【資料5-3-3】

理事会・評議員会に諮られる予定の審議事項等の事前協議と調整を行い、理事会・評議員会委員会の円滑な運営に資するための組織として常任理事会を設けている。常任理事会は、理事長、常務理事、神戸常盤大学学長及び神戸常盤女子高等学校長で構成され、原則として理事会・評議員会の開催に先立ち、開催している。

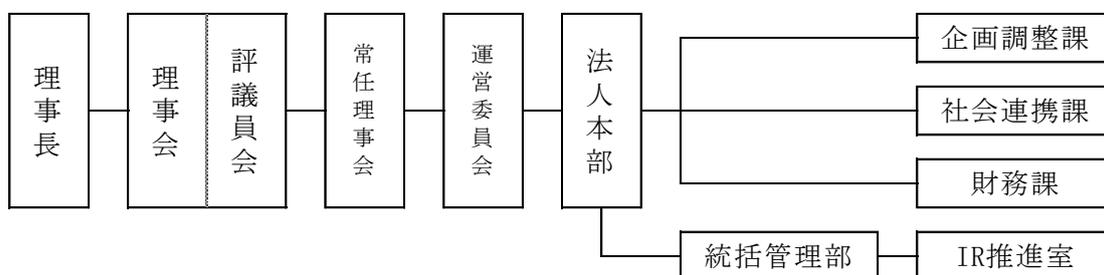
教育に関する事項は、学長の諮問に基づき教授会で審議し、学長が決定する。

運営委員会に諮られる事項は、具体的には中長期計画及び年度計画、規程等の制定・改廃、組織の設置・改廃、施設・設備等の設置・廃止に関する事項、人事、教育課程編成の方針、学科・各種委員会等学内諸機関の連絡・調整、予算の編成など、教学運営に関する重要事項を取り上げている。【資料 5-3-4】

学部・学科、あるいは各種委員会、センター等学内組織からの審議事項等は、運営委員会にて審議・報告がなされた後、教授会で適宜審議・報告され、必要に応じて理事会、評議員会、及び常任理事会でも取り上げられるなど、教職員の意見をくみ上げる仕組みは整備されている。(図 5-2-1)

以上より、意思決定において、法人及び大学の管理運営機関の意思疎通と連携は適切に行われており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境も整備されている。

【玉田学園 法人組織図】



【神戸常盤大学 組織図】

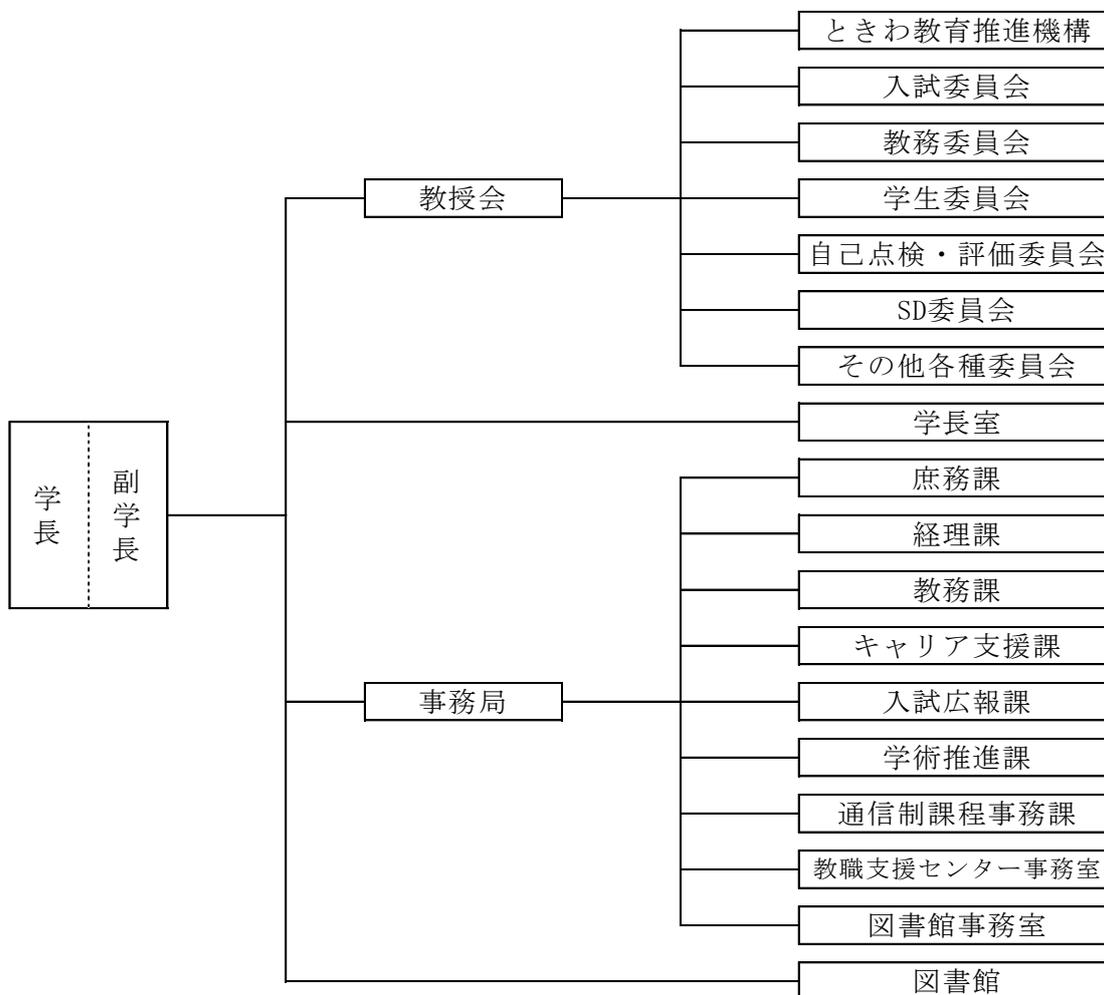


図 5-2-1 学園及び大学組織図

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人及び法人が運営する本学は、それぞれ関係法令、寄附行為及び学則等の定めるところにより構成され運営し、諸事項を審議決定しまた報告を受けている。理事会が学校法人の業務を決し、また理事長、学長はそれぞれの役割を分任、相互に連携し職責を果たしている。

理事長は本法人を代表し業務を総理する。そのリーダーシップのもと、学園全体の経営や大学の重要事項に係る最高意思決定・調整機関として、運営委員会を設置している。運営委員会は、理事長、学長、副学長、各学部・学科長、教務・入試等主要委員長、及び法人本部長、その他法人・事務局職員から構成されている。【資料 5-3-5】

運営委員会は理事長が議長となり、原則として月 1 回、法人・大学の諸事項について幅広く審議し、また報告を受ける。ここで審議された事項のうち、必要なものは寄附行為、学則その他規定に沿って理事会あるいは教授会の審議に付されるなど、それぞれの手続きに従って決定されることとなる。

学長は、法人理事として常任理事会のメンバーでもあり、寄附行為に定められた評議員でもある。常任理事会は、理事会・評議員会の円滑な運営のために議案の検討など事前調整を行うよう設置されている。

学長は教授会を主催し、教育研究に関する事項を審議に付し決定を行っている。また学内のさまざまな委員会に、それぞれ所掌する事項の審議にあたらせ、必要に応じ教授会に諮り、報告させている。

大学を取り巻く厳しい環境や本学の未来を見据え、新たな教育研究上の課題については学長会議で検討、調整を図っている。学長会議は学長のリーダーシップのもと、副学長、各学部長・学科長で構成され、本学が目指す方向に向け、情報の共有と調整を行うなど、教授会審議の円滑化を図っている。また、学園全体に係る重要事項については、理事長と協議のうえ、運営委員会の審議に付している。必要事項については学長会議でワーキンググループを組成し、具体的な検討及び案を作成する。このほか、教育改革など新たな課題を集中的に審議する「ときわ教育推進機構」を設置している。

以上より、本法人・大学では、理事会・評議員会―常任理事会―運営委員会―教授会という一連の組織的連携を図り、寄附行為、学則に定める審議決定の流れを適切かつ円滑に行うため、理事長と学長の協力と相互のチェックを機能させ、事務局（法人本部及び大学事務局）を活用し、管理・教学部門の連携を図ることにより、法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制は整備され、かつ機能している。

監事は寄附行為第 5 条及び第 7 条に基づき、適切に選任され、理事会及び評議員会に毎回出席するほか、会計監査への立ち会い、業務監査の実施等、寄附行為第 15 条に規定する監事の職務を遂行している。さらに、文部科学省主催の学校法人監事研修会に毎回派遣するなど、監査業務に係る職務の重要性の認識、あるいは専門性の向上等にも努めている。加えて、「学校法人玉田学園監事監査規程」に基づき、監査の目的、効力、監査計画、業務監査、会計監査、監査の実施方法等を明確にするとともに、会計監査人及び内部監査人との綿密な連携を規定するなど三様監査体制を構築している。【資料 5-3-6】

なお、令和 2 年度の監事 3 名の理事会・評議員会への出席状況は、資料 5-3-7 のとおり監事が不在となる理事会・評議員会はなく、また毎年 5 月度の理事会・評議員会での監査

報告時には、監査報告とともに法人の業務または財産の状況について意見を述べている。評議員会については、令和 2 年度の評議員の出席状況は資料 5-3-7 のとおり、何れの年度も評議員会開催に係る定足数に達し、適切に運営されている。【資料 5-3-7】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

理事長・学長のリーダーシップのもと、教学並びに管理運営に係る意思決定機関は適切に整備し、それぞれの役割を果たし相互の連携とチェック機能を果たし、学園、大学は適切かつ円滑に運営されている。厳しい大学運営の中で未来に向け新たな取り組みや、必要な対策に柔軟に対応している。

今後、短期大学部口腔保健学科の 4 年制大学化や新たな施設の開設、適切な入学生の獲得に向け、限られた財政状況のなか、教職員体制を整え、学園が一体となり取り組んでいかなければならない。そのため、各組織を構成する教職員の能力向上のための SD 活動の活性化とともに、確実なデータの収集と予測を可能にする IR 機能を強化していく。本学園では法人本部に IR 推進室を設置し、学生及び入試に係る多くのデータ等を収集・蓄積し活用している。理事長、学長のリーダーシップとそれを支えるあらゆるスタッフと組織をさらに高度化し、実現に結びつける統括と調整機能を強化するため、情報収集とさまざまな企画力を高め、本学の活性化に取り組んでいく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は、建学の精神に基づき、各学部・学科が明確な「教育理念」「教育目標」を持ち、社会に貢献できるすぐれたスペシャリストの養成を目指してきた。大学の将来像においても、法人全体の方向性のもと明確に示されている。

財務中長期計画のもと、本学に待望の兵庫県内初の診療放射線学科が令和 2(2020)年度に開設された。開設準備のため新校舎建築事業、機器備品等設置経費などに多額の資金が平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度に支出されることとなった。但し設置届出時に策定した、財務中期計画（令和元年度から令和 6 年度まで 6 年間）を履行中であるが、順調に推移しており資金収支、事業活動収支共予定以上の業績となっている。現在、毎年修正を加えながら中期的な計画に基づく適切な財務運営に努めている。【資料 5-4-1】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の収入の多くは学生生徒等納付金であり、毎年度安定した納付金収入を計上している。経常収支差額も毎年度黒字で推移しており（令和年度は診療放射線学科開設初年度）、収支のバランスは確保されている。

なお令和 2(2020)年度の日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく経営状況の区分（法人全体）は「A3」であった。【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】

表 5-4-1 事業活動収支計算書の推移（神戸常盤大学）

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
学生生徒等納付金	1,482,254	1,494,010	1,486,504	1,480,720	1,673,329
教育活動収入	1,784,338	1,845,337	1,772,719	1,793,937	1,985,596
教育活動支出	1,580,618	1,625,007	1,682,081	1,659,930	1,744,589
教育活動収支差額	203,720	220,330	90,639	134,007	241,007
教育活動外収支差額	△1,671	△220	1,410	456	△542
経常収支差額	202,049	220,110	92,049	134,463	240,466
特別収支差額	29,352	37,233	4,311	2,651	11,929
基本金組入前当年度収支差額	231,401	257,342	96,359	137,114	252,395

入学定員充足率も毎年 100%を超える水準で推移しており、安定した財務基盤は確立されている。【資料 5-4-5】【資料 5-4-6】

表 5-4-2 入学定員充足率の推移（神戸常盤大学）

（充足率単位：％）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入学定員	240	240	240	240	315	315
入学者数	264	270	258	256	350	346
充足率	110.0	112.5	107.5	106.7	111.1	109.8

外部資金獲得については、科研費、補助金、寄付金、事業収入、資産運用収入等が主であるが、特に本学においては学術推進課、学長室等事務局主導により、ブランディング事業、改革総合支援事業等を初めとする補助金獲得実績が多数あり、成果を上げている。

【資料 5-4-7】

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

予算管理を徹底するなど収支のバランスを考慮した運営に努め、中・長期事業計画のもと、将来的な施設設備の整備・更新に備えた、2号基本金・特定資産増による内部留保の充実に努め、借入金返済による負債額の減少等を実行し財務体質の改善・向上を図り、一層の教育研究の充実と財務基盤の強化を行うことが必要である。なお、安定的な経営基盤を構築するためには入学定員の確保が最重要課題と考えており、それによって学生納付金の安定的な確保に努めていく。

本学の教育研究発展のためには、経営体制の安定と財政基盤の充実が不可欠である。本法人の経営方針とビジョンは明確に示されており、いかに経営実践を行い、今後も安定した財務状況を維持・確保するかが重要である。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適切な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適切な実施

本法人の会計は「学校法人玉田学園 経理規程」、「学校法人玉田学園 固定資産および物品管理規程」、「学校法人玉田学園 財産目録計上基準規程」及び「学校法人会計基準」を遵守し、適切に実施している。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】

本学予算は、管理部署の明確化、正確な数値管理を目的に最終事務局の各部署が担当し、目的別予算区分表に基づいた階層型目的予算編成を行っている。予算案は、中期計画に基づいた毎年度の事業計画に従って、各部門の予算要求を調整するなどの予算編成作業を行い、理事会・評議員会を経て予算を決定している。決定した事業計画と予算は、法人及び各管理部署を通じて速やかに関係部門、担当教職員に通知されている。

予算の執行は、予算計上済事業の執行といえども、執行事由と出納業務の流れを明確にしておく必要性から執行の都度、当該者が起案書を提出し、必ず最終決裁者である理事長の承認を得たうえで適正に執行している。予算管理は、目的別予算対比資料により、各担当部署及び法人財務課で正確な数値管理が行われ、適正な会計処理が実施されている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は監査法人と契約を結び、通年的に会計監査を受けている。期中の会計処理、決算、帳簿と現金の照合などが主な監査の対象であるが、毎年決算監査終了後に行われる理事長・監事・法人本部長ヒアリングでは管理・運営面についても意見交換が行われる。

学園監事の監査は、監査法人との連携のもと、「学校法人玉田学園 監事監査規程」により、資金収支・事業活動収支妥当性の検証等財産状況の監査及び業務執行状況等の監査を

適切に実施されている。また、監事は評議員会及び理事会に出席し、大学運営の政策やその執行内容について意見を述べている。【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の会計は、法令に基づいて厳格に処理されており、監査法人による会計監査も適正に受けている。また「学校法人玉田学園経理規程」や「学校法人会計基準」に沿って処理しており、今後も厳正に行うと同時に、業務の拡大に対応した人員の確保や組織の整備を含む体制の構築に取り組んでいく方針である。

【基準 5 の自己評価】

理事会の決定を踏まえ、学園中期実行計画、大学中期実行計画、年次事業計画、及び中長期経営計画に基づき運用が進められていることで、経営の規律と誠実性は担保されている。また、学園中期実行計画、大学中期実行計画、中長期経営計画、年次事業計画、及び年次事業報告の策定あたっては、PDCA サイクルを機能させ、大学全体で継続的に取り組むことで、本学の使命・目的等の具現化に努めている。管理運営は、最高意思決定機関である理事会の決定を踏まえ、理事長・学長のガバナンスのもと、教職員が教職協働にて業務を遂行し、運営委員会、教授会等を通じ全学周知を図っている。財務運営については、中・長期事業計画に基づき学園の経営目標を設定するとともに、監事監査等による毎年度のフォローアップ等により、不断の努力を行っている。

以上より、基準 5 を満たしていると判断できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

内部質保証に関する全学的な方針として、「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部 内部質保証の推進に関する方針」を明示し、基本的な考え方として①目的②組織体制③客観性の担保④学内評価風土の醸成の 4 項目を示している。また神戸常盤大学学則（以下「学則」という）第 3 条で「教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動並びに組織及び運営等の状況について自ら点検及び評価を行う。」と定めている。教職員はこれらの方針の下に日々内部質保証の向上に向けた教育研究をはじめとする大学運営の諸活動を行っている。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】

内部質保証の全学的な責任組織は「運営委員会」である。「運営委員会」は本学の教学・管理運営等の根幹に関する問題を審議する組織であり、理事長、学長、副学長、各学部長・学科長、学生部長・入試委員長・教務委員長等、さらに法人本部長・事務局長、及びその他理事長が必要と認める者から構成される。理事長が召集し、議長を務め、全学的な自己改善・改革の推進を可能としている。【資料 6-1-3】

また教育研究活動及び本学管理運営等の具体的な自己点検・評価と内部質保証を機能させる組織として、「自己点検・評価委員会」を設置している。自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、各学科の教員、法人本部・事務局の責任者及び所管事務職員で構成される。委員会は、本学で実施している様々な自己点検・評価活動の計画・実施・結果の活用に関する業務を行い、大学全体の PDCA サイクルを機能させる役割を担っている。【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】

更に全学的な「教育の質保証」システムを構築するために、教育改革を主導的に設計・推進する組織として「ときわ教育推進機構」を設置し、副学長を機構長として各学科教員と所管事務職員で構成される。「ときわ教育推進機構」では、自己点検・評価の結果を踏まえ、基準 1～3 で示した全学的な教育改革を推進している。【資料 6-1-7】

加えて学園全体の管理運営については、基準 5 で述べた通り、理事会（法人本部）が組織の倫理に関する規定に基づき適切な運営を行い、経営の規律と誠実性の維持の下、私立学校法を主とする法令を遵守し、法人と大学の各管理運営機関が相互にチェックし、学校法人本来の基本理念を守ることに努めている。大学のさらなる運営改善に関しては、前述した運営委員会において、理事長自らが議長を務め、理事会、運営委員会双方の意見具申や使命（ミッション）の伝達を行うなど、内部統制環境をと調えることに努めている。【資料 6-1-8】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

「内部質保証の推進に関する方針」に基づき、内部質保証に果たす各組織の役割をより

明確にして組織間の連携を強化することで、内部質保証の PDCA サイクルを一層機能させる。また、エビデンスを重視したより客観的な学内評価風土を更に高めていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は令和 2(2020)年度に「神戸常盤大学・神戸常盤短期大学 第 I 期中期実行計画(2020-2023)」(以下「大学中期実行計画」という)を策定し、期間を 4 年とする全学的な目標を設定したが、これを機に自己点検・評価の実施方法を大きく改正した。この項では、まず令和元(2019)年度までの本学の自己点検・評価について述べた後、令和 2(2020)年度の変更点について述べる。【資料 6-2-1】

1. 令和元(2019)年度までの自己点検・評価

令和元(2019)までの自己点検・評価活動は、主に「大学機関別認証評価」と「年次報告書による自己点検・評価」の 2 つで構成される。

A. 大学機関別認証評価

7 年毎に日本高等教育評価機構が定めた評価基準に基づく「自己点検評価書」を作成し、評価を受ける。

B. 年次報告書による自己点検・評価

毎年実施し、主に学科・委員会等の活動を対象とした自己点検・評価で、各組織が中期目標を意識しつつ、年度ごとの PDCA サイクルを機能させることを目的として実施してきた。各組織が毎年度当初に策定する「年間活動計画」及び年度終了時の「年間活動報告書」と、自己点検・評価委員会が実施する「年次報告書に基づく評価報告」で構成される。

- ①「年間活動計画」は、各組織が各々の中期目標に基づいて、本年度の課題・本年度の目標・活動内容を年度当初に策定し、自己点検・評価委員会で編集し、学内で共有する。同時に自己点検・評価委員会は、提出された「年間活動計画」について各組織の活動計画が大学の方針に沿っているか、昨年度の課題を反映しているかなどの視点で点検し、「活動計画の点検報告」として、運営委員会及び教授会に報告する。
- ②「年間活動報告書」は、各組織が活動計画で策定した年度目標に向けた活動内容を評価し、改善方策について検討する。活動内容にはその成果と根拠を示すことを求めており、エビデンスに基づく点検・評価を行っている。各組織の「年間活動報告書」及び授業評価報告書、卒後評価報告書、更に「教員の年間活動報告」を合わせて「年次報告書」として編集し、学内での共有と、社会への公表を行う。
- ③自己点検・評価委員会で「年次報告書」をもとに評価を行い、「年次報告書に基づく評価報告」として、運営委員会での審議・教授会報告を経て、学内での共有を行う。評価は「年次報告書」の記載を基に、主に各組織の PDCA サイクルが機能しているかという視点で「年次報告書に基づく活動状況の評価基準」に沿って評価する。学科の「年間活動報告書」は、自己点検・評価委員による評価に加えて学科長間のピア評価も実施する。

【資料 6-2-2】 【資料 6-2-3】 【資料 6-2-4】 【資料 6-2-5】 【資料 6-2-6】

2. 令和 2(2020)年度以降の自己点検・評価

令和 2(2020)年度の「大学中期実行計画」策定を機に、内部質保証のシステムを大きく改正した。令和 2(2020)年度以降は図 6-2-1 及び資料 6-2-7 に示すとおり、「中期実行計画に基づく自己点検・評価（中間評価、4 年終了時評価）」に重点を置き、全学レベルの目標達成状況の点検・評価を実施する。【資料 6-2-7】

A. 大学機関別認証評価

B. 「中期実行計画に基づく自己点検・評価」

全学的な議論を経て策定された「大学中期実行計画」の達成状況を、中間年(2 年)・終了時(4 年)に全学レベルで点検・評価する。点検は自己点検・評価委員会で行い、評価は運営委員会において評価に関する組織を別に設けて行う。点検・評価は本学の「大学中期実行計画」に即した項目及び基準を定めて実施し、評価組織には自治体や地域からの外部評価委員も含めて評価する。

C. 年次報告書による自己点検・評価

各組織が毎年度当初に策定する「年間活動計画」と、年度終了時の各組織の「年間活動報告書」で構成される。令和元(2019)年度まで自己点検・評価委員会を実施してきた「年次報告書に基づく評価報告」は廃止し、「年間活動報告書」を各組織による毎年の自己点検・評価と位置づける。

- ①「年間活動計画」は、「大学中期実行計画」に基づく組織ごとの中期目標・本年度の目標・活動計画を年度当初に策定し、自己点検評価委員会で編集して学内で共有する。
- ②「年間活動報告書」は、活動計画で策定した年度目標に向けた活動内容・成果と自己評価を記述する。活動内容には成果と根拠を示すことを求め、エビデンスに基づく点検・評価を行っている。各組織の「年間活動報告書」及び授業評価報告書、卒後評価報告書、更に「教員の年間活動報告」を合わせて「年次報告書」として編集し、学内での共有と、社会への公表を行う。

【資料 6-2-8】 【資料 6-2-9】 【資料 6-2-10】 【資料 6-2-11】

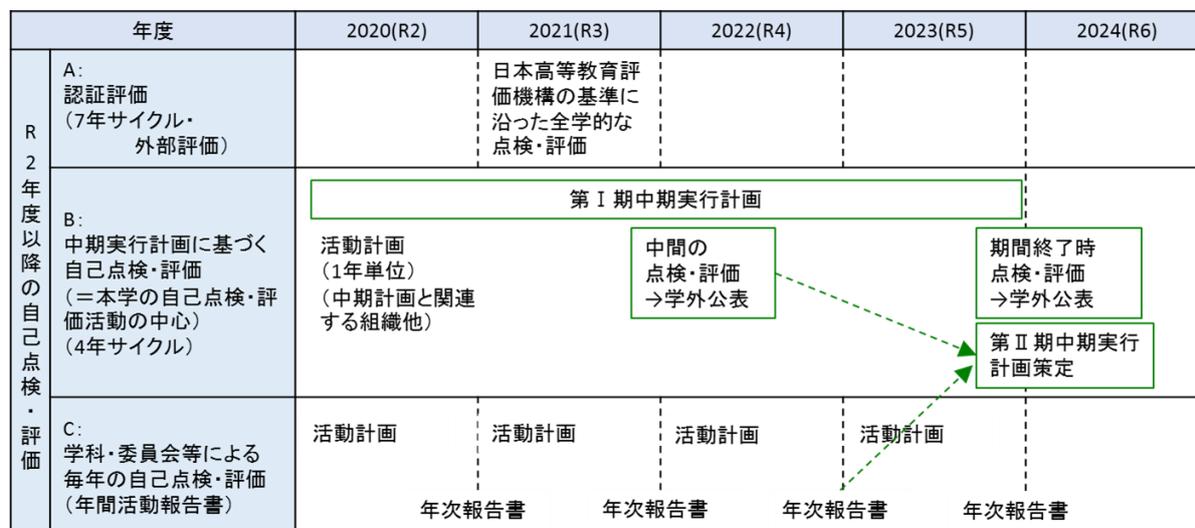


図 6-2-1 「第 I 期中期実行計画」策定(2020 年度)後の自己点検・評価のサイクル

3. 自己点検・評価結果の学内での共有及び社会への公表

点検・評価活動の総括として「学科・委員会等の年間活動報告書」、「学生による授業評価結果」、「卒業生アンケート結果」、「教員年間活動報告」は「年次報告書」として編集して学内・教職員専用ホームページ（以下「教職員専用ホームページ」という）に掲載し、全学的な課題を学内で共有することで改善につなげている。また神戸常盤大学ホームページ（以下「本学ホームページ」という）に掲載し公表している。大学機関別認証評価の「自己点検評価書」及び「評価報告書」も同様の方法で学内での共有及び公表を行っている。更に令和 3(2021)年度以降実施する「中期実行計画に基づく点検・評価」の報告書及び評価結果も学内共有と公表を行うこととなっている。【資料 6-2-12】【資料 6-2-13】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

「IR 推進室」は法人本部に所属し、職員 3 人体制で学内に点在する様々な情報を収集し、客観性を持ったエビデンスの蓄積を行っている。データの統計分析強化のため分析ソフト・統計ソフトを導入し、職員は統計分析スキル向上のため各種研修会を積極的に受講し、より充実した分析体制構築を進めている。【資料 6-2-14】

業務内容は、①学生一人ひとりに係る情報の収集、分析、提供に関する業務、②大学運営上の意思決定支援に係る情報の収集、分析、提供に関する業務、③各部署が行う調査等の分析支援に関する業務を基本方針としている。それぞれにおいて、理事長、学長、もしくは法人本部長の指示に基づいた事案や学内での必要に応じた事案へ対応し、意思決定支援を行っている。【資料 6-2-15】

基本業務は、在学生データベースの作成（出身高校偏差値、高校での内申点、高校での欠席状況、入試種別、入試得点・順位、「基礎テスト」結果、在学中成績・席次、GPA 値、奨学金利用実績、国家試験結果、就職先、学生実態調査の結果等）、学生実態調査の実施（ひとり暮らしの有無、通学時間、授業コマ数、サークル・ボランティア活動状況、アルバイト状況、生活全般の課題、学習・生活・授業内容等への評価、学生生活を始めるにあたっての不安、現在の課題等）、面談記録入力（学生実態調査をもとに教員が面談実施）等である。

データベース活用事例として、例えば入試委員会において、4年間累積席次と1年次席次・入学前情報との関係性などを解析し、1年次成績と4年間累積席次との高い相関性、入学前教育・入学時教育での意欲やモチベーション引き上げの重要性などを説明した。運営委員会では、入学生個別データ、志望順位下位者・退学者の特性分析の結果等を提出した。その他、志望順位下位者や退学の兆候のある学生に対し、フォローアップ体制の依頼を各学科に行っている。また基準 2-2、基準 2-4 で述べた通り、教員による学生面談の参考資料として学生実態調査の結果を提供し、更に IR 推進室にフィードバックされた面談結果を蓄積し、その後の学生支援に活用できる体制を整えている。

また教職員専用ホームページに退学者数推移、卒業率推移、GPA 分布・推移、授業外学習時間の調査、就職率の推移、ディプロマ・ポリシーに対する評価等を掲載し各部署への情報提供を行っている。【資料 6-2-16】【資料 6-2-17】

IR 推進室では、上述の業務を通じて大学の教育の質向上及び学生支援の助けとなるよう努めている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2(2020)年度に「大学中期実行計画」に基づく点検・評価のサイクルを新たに構築したが、現在進行過程であり、令和 3(2021)年度末の中間評価及び令和 5(2023)年度末の終了時評価に向けて、点検・評価の組織、項目、基準等の詳細を検討し決定する。必要に応じて規程等の整備を行い、4 年サイクルの点検・評価の実施方法を確立する。点検・評価には IR 推進室の機能を活用し、評価結果はその後の全学及び各組織の活動の改善に活かすとともに、本学ホームページで学外に公表する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1. 三つのポリシーを起点とした内部質保証

基準 6-2 では全学レベルで実施している「中期実行計画に基づく自己点検・評価」と「年次報告書による自己点検・評価」について述べた。「大学中期実行計画」は三つのポリシーを踏まえた教育の質保証の推進を目的としており、「中期実行計画に基づく自己点検・評価」はまさに三つのポリシーを起点とした内部質保証のための点検・評価である。また毎年の「年次報告書」による自己点検・評価も、「大学中期実行計画」を基に各組織が策定した年間活動計画の成果を点検・評価するものであり、何れも三つのポリシーを起点とした内部質保証として大学全体の PDCA サイクルを機能させている。

加えて本学では、「全学アセスメント・ポリシー」に基づき、基準 2-6 で述べた学生の意見・要望を把握するための多くの調査や、基準 3-3 で述べた種々の尺度を用いた学修成果の点検・評価を行っている。これらは何れも三つのポリシーを起点とした本学の教育活動の成果や満足度を点検・評価するものである。これらの調査等は資料 6-3-1（内部質保証システム体系図教学中心）に示す通り、授業（教員）・学科・全学レベルの階層性をもって構成されており、得られた結果をもとに、各々のレベル間で相互に連携をとりながら、以下に示すような教育の改善・向上に努め、授業（教員）・学科・全学それぞれのレベルで PDCA サイクルを機能させている。詳細は基準 2-6 及び基準 3-3 を参照されたい。【資料 6-3-1】

- 授業（教員）レベル：「学生による授業評価」の結果を授業改善に活かす。教員の年間活動報告書での自己点検・評価の結果を次年度の教育・研究・社会活動に活かす。
- 学科レベル：学科全体として「学生による授業評価」、学生実態調査、「学生満足度調査」等の調査や、学修成果の評価指標を点検・評価し、学科の教育（リメディアルを

- 含む) 改善やカリキュラム改善に活かす。
- 全学レベル：全学的な調査や学修成果を点検・評価し、学科横断的な教育改革に活かす。例えば、授業評価の結果から明らかになった課題から、SD 委員会による FD 研修テーマが決定されたり、科目レベル・学科レベルの点検・評価からリメディアル教育の必要性が明らかになったことを受けて、「ときわ教育推進機構」で全学的なリメディアル教育について検討されたりしている。

2. 中長期的な内部質保証の仕組み

令和 2(2020)年度から「第Ⅰ期中期実行計画に基づく点検・評価」の 4 年サイクルが開始しているが、令和 3(2021)年度末に実施する中間評価及び毎年実施している「年次報告書」による自己点検・評価の結果を踏まえ、令和 6(2024)年度からの「第Ⅱ期中期実行計画」の策定を行う。

平成 26(2014)年度の日本高等教育評価機構による認証評価では改善点の指摘はなかったが、実地調査の面談で評価員より「中期サイクルの自己点検・評価のしくみ」の構築についてアドバイスを受けた。これについては、基準 6-2 で述べた通り、「大学中期実行計画」策定を機に自己点検・評価のサイクルを見直し、新たな内部質保証システムを構築した。また、平成 26(2014)年度の認証評価を機に教養教育実施のための体制として設置された「教育イノベーション機構」は、その後平成 29(2017)年度に全学横断的な基盤教育（教養教育）カリキュラムを編成・開始し、現在は「ときわ教育推進機構」として、基盤教育のみならず全学レベルの教育改革を推進する組織に改変されている。

令和 2(2020)年度開設の保健科学部診療放射線学科に対する令和 2(2020)年度設置計画履行状況調査では改善意見は付されておらず、現在まで設置計画を確実に履行している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

7 年サイクルの大学機関別認証評価、4 年(2 年)サイクルの「中期実行計画に基づく自己点検・評価」、1 年サイクルの「年次報告書による自己点検・評価」、学生アンケート、学修成果のアセスメントなど、サイクル及び項目の異なる点検・評価を組み合わせた内部質保証の体制を構築し実行している。今後この体制が効果的に機能しているかどうかを点検・評価することを通して、本学の教育研究活動を更に改善していく。

【基準 6 の自己評価】

「神戸常盤大学・神戸常盤短期大学部 内部質保証の推進に関する方針」及び学則第 3 条で内部質保証に関する全学的な方針を明示している。内部質保証のために恒常的な組織体制を整備し、各組織の責任を明確にすることで、全学的な内部質保証体制が整備されている。

内部質保証のための自己点検・評価の実施は主に自己点検・評価委員会が担い、7 年サイクルの大学機関別認証評価、4 年サイクルの「中期実行計画に基づく自己点検・評価」、1 年サイクルの「年次報告書」による自己点検・評価を組み合わせた、自己点検・評価の

仕組みを構築している。自己点検・評価には IR 推進室が蓄積したデータベースも活用し、その結果は学内で共有して改善に活かすとともに、本学ホームページを通して社会にも公表している。

上記の全学レベルの自己点検・評価に加え、授業（教員）・学科・全学レベルでの種々のアンケート調査や学修成果のアセスメントを活用して、教育の改善・向上に結び付け、大学全体の PDCA サイクルを機能させている。

以上のことから、基準 6 を満たしていると判断できる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域と共に成長するための活動展開

A-1. 大学・学生・地域がともに元気になる社会貢献・地域交流

A-1-① 地域のニーズに即した連携体制と学内体制

A-1-② 大学知財の社会への還元

A-1-③ 地域子育て支援拠点事業「ときわんクニヅカ」、「ときわモトロク」、 「ときわんノエスタ」

A-1-④ SD も兼ねる特色ある地域貢献

A-1-⑤ 包括連携協定に基づく交流・貢献活動

A-1-⑥ 震災を体験した大学としての使命と役割

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域のニーズに即した連携体制と学内体制

平成 17(2005)年、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、社会貢献が大学の「第三の使命」として提言され、翌年の教育基本法改正により正式に『社会貢献』が大学の使命として位置づけられた。本学では、それ以前の平成 14(2002)年に「エクステンションセンター」を設立した。エクステンションセンターは、学習支援と地域および海外交流という 3つのフィールドで在学生、卒業生そして一般社会人がともに学び交流する事業に取り組むことを目指したもので、その後の地域交流事業や国際交流事業につながっている。特に「社会連携(地域貢献)」を大学の特色の一つとして、より強化を行うため、平成 21(2009)年に「神戸常盤ボランティアセンター」を開設、平成 25(2013)年にはエクステンションセンターを発展的解消し、生涯学習支援と地域交流事業を行う「神戸常盤地域交流センター（以下「地域交流センター」という）」と国際交流事業を行う「国際交流センター」を開設した。【資料 A-1-1】

学内では、地域交流センターと法人本部社会連携課が社会連携（地域貢献）推進の中心となり、様々なステークホルダーとの協力体制を調整・実践・集約している。地域ニーズを受け止める総合窓口が出来たことで、全学的な取り組みと情報の共有が可能となっている。

また地域交流センターは、ボランティアセンターを内包しており、専任職員をコーディネーターとして配置した「わいがやラボ」を拠点に、ボランティアに興味・関心のある学生に向けて、ボランティア募集情報や学内外で実施するイベント情報等を定期的に配信している。コーディネーターは、学生に単に情報を伝達するだけでなく、ボランティアをする際の基礎的な知識、心構え、マナー等を教え、ボランティアの意味をより深く学ぶ機会を提供している。そのため、より多くの学生にボランティア活動を経験してもらえよう、時宜を得た募集に努めている。

本学の専門性と学生の意欲を生かした様々な活動は、地元地域から広く共感と支持を得

ており、本学の体制は、教育の質の保証に対しても良い影響を与えている。地域とのつながりを通して、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの内容などに対するステークホルダーの率直な意見を聞くことが出来、本学の PDCA サイクルを回すことにも役立っている。【資料 A-1-2】

A-1-② 大学知財の社会への還元

本学では多くの教員がその専門性を生かし、地域住民の健康課題に関する研究、あるいは地域文化に関する研究活動などに取り組んでいるほか、健康ふれあいフェスタにより住民を対象としたさまざまな範囲に及ぶ健康チェック事業を実施している。令和 2 (2020) 年度はコロナ禍で実施来なかったが、毎年 800~1,000 人の地域住民が来られている。また公開講座や出張講義の実施の他、地域との連携を強めるため、そして地域の課題を効率的に解決するための組織設置などを行っている。公開講座については、毎年 10 回以上の講座を公開しており、下表に示す通り多数の参加を得ている。【資料 A-1-3】

開講年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
申込者数	930 人	536 人	725 人	948 人	795 人

A-1-③ 地域子育て支援拠点事業「ときわんクニヅカ」、「ときわモトロク」、「ときわんノエスタ」

地域に根ざし、『地域と共に歩む大学』を標榜している本学は、平成 22(2010)年 11 月に子育て支援センター子育て広場「えん」を、戦災・震災を乗り越えた地域のシンボルである旧二葉小学校（昭和 4 年建設、現ふたば学舎）に開設した。この子育て広場は、神戸市と連携して子育て中の親子が集える「地域子育て支援拠点」づくりを進めるもので、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談・援助、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を目的にしている。「えん」を開設してから 8 年後の平成 30(2018)年にふたば学舎から近い大正筋商店街へ移転し、「子育て総合支援施設 KIT (きっと)」(以下 KIT という)をオープンした。KIT は、【Kids Inspire Tokiwa】の頭文字である。この移転を決意した大きな理由は、神戸市の課題であった長田区南エリア、特に大正筋商店街の活性化に本学が参画し、商店街の店主らと同商店街リボーンプロジェクトを立ち上げ、多くの人々から後押しを受けたことに始まる。

また、平成 29 (2017)年には、本学の「地域子育てプラットホームの構築を通じた All-Win プラン」が文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に採択された。この事業は、本学の専門性を駆使して長田区の課題に対する解決策を講じ、地域のソーシャルキャピタルを発掘・強化し、本学と地域が一体となった『地域子育てプラットホーム』を組織することを目的としたものである。「KIT」は、子育てを支援する「ときわんクニヅカ」、小学生の学びを支援する「てらこや」、地域の方々との多世代交流の場となる「コティエ」で構

成されており、同時に神戸市中央区元町に「ときわんモトロク」も開設した。更に、令和3(2021)年4月には同市兵庫区ノエビアスタジアム神戸内「ときわんノエスタ」を開設し、これで神戸市内に大学、KIT、ときわんモトロク、ときわんノエスタと4つの点が出来上がった。この4つの拠点が連携（協力）することで「線」になり、点が全て連携することにより最適化した「面」になる。特定の点同士に繋がりのある面ができると、1つの点というアクションが面に含まれる全ての点に波及し、増幅して何倍もの効果を生み出しており、それぞれの点が課題解決のハブ機能を果たすと考えている。これらの各拠点は、本学学生が教育課程の中で学んだ知識を実践する場にもなっており、貴重な学びの機会を提供している。【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】

A-1-④ SD も兼ねる特色ある地域貢献

小規模な本学が、長年途切れることなく地域貢献を行えるのは、多くの事務職員が地域交流センター委員として活動の中心になっているためである。教員は異動も多く、継続性に課題があるため、本学では事務職員が中核となって地域貢献活動に関わることにしている。

そして地域活動は、職員の重要な SD (Staff Development) 活動として位置付けられている。職員は地域における活動を通じ、地域の人たちとの世間話など、様々な会話の中から地域課題やニーズを拾いあげ、学内会議で共有する。この課題を各学科教員に投げかけ、本学として対応ができるかを相談・検討し、可能なものは解決に当たる。

職員は、地域の人たちとのコミュニケーションを通じて課題を見出し、企画を練り上げ、教員との調整を行い、実行していくスキルを身に付けていく。また他部署との連携も学ぶ。職員は、結果として大学全体のことを見ながら、組織に横串を通し、セクショナリズムの打破にも繋がる。これらの活動を通して、職員それぞれの個性が生きてくることになる。

地域課題を正しく理解し、それに適切な教職員を充てていくと、自律的に取り組みを深め、更に発展させていく。いわば、適切に幹を作れば、自発的に枝が伸び、葉が出て、花が咲き、そして実になるという考え方である。小規模大学であるため、全てについて一つひとつの活動を責任者が丁寧に見ている余裕がないのも確かであるが、こうして、現場の一人ひとりがアイデアを出し合って新しい取り組みとして育てていく環境を整えることが何より必要なのだと考える。

【資料 A-1-6】

A-1-⑤ 包括連携協定に基づく交流・貢献活動

本学の教育目標である“「知性」と「感性」を備えた専門職業人”を社会に輩出し続けていくことが社会貢献の一つと言えるが、これに加えて、本学が位置する神戸市を中心に、本学の持つ知的・物的財産をもって地域のニーズに応えた直接的な貢献活動をすることが重要と考える。そのため市内外を問わず、様々なステークホルダーと包括連携協定を締結している。その中で本学の学生達が積極的に活動に参加・関与し、地域の実際に触れることで、専門職業人として自立（自律）出来ると考える。

以下は、本学学生、教職員が企画・参加しているイベント・活動の一例である。

- ◎LOVE49 キャンペーン（子宮頸がん予防・啓発アクション）
- ◎神戸まつり長田フェスティバル（市内各地で実施されている兵庫県最大の祭典）
- ◎SSfeS（卒業を迎える4年生が行う地域への恩返しイベント）
- ◎丸五アジア横丁ナイト屋台（アジア各国の料理が提供される屋台イベント）
- ◎新長田くにつかローカル&ワールドフェスティバル
- ◎長田消防団（学生消防団員）
- ◎フィエスタペルアナ神戸（国際交流イベント：防災教育コーナー担当）
- ◎大正筋縁日（大正時代より続く老舗の商店街で行われる縁日）
- ◎元町夜市（元町商店街全体で日頃の感謝還元イベント）
- ◎地域交流合宿（離島活性プロジェクト【小豆島】）
- ◎健康ふれあいフェスタ（健康をテーマに学生が中心となり、学園の知財を使って子どもから高齢の方まで、参加される皆様に感謝を伝えるイベント）
- ◎ながたっ子祭（長田区内で子どもを見守り育てる団体が連携して実施するお祭り）
- ◎新長田鉄板こなもん祭（“食のまち長田”の魅力を発信する、グルメの祭典）
- ◎1.17KOBE に灯りを in ながた（阪神淡路大震災追悼行事）

また、高大連携事業として令和2(2020)年度は、以下の高校において医療系、教育系、キャリア教育などの講座を実施し、延べ、1200人の高校生が講座を受講した。

明石南高校、東灘高校、三木北高校、神戸鈴蘭台高校、御影高校、県立西宮高校、小野高校、姫路女学院高校、淡路三原高校、相生学院高校

【資料 A-1-7】

A-1-⑥ 震災を体験した大学としての使命と役割

本学の地域活動の原点は、阪神・淡路大震災の経験にあるといっても過言ではない。社会貢献そして地域連携において、震災を体験した大学としての使命は何か、それを常に考えながら一歩ずつ着実に進めていくことが重要であると考えている。

具体的な取り組みとしては福島県立福島高等学校、宮城県立石巻商業高等学校、宮城県立石巻高等学校、福島県立郡山高等学校の震災ツーリズムの受け入れがあげられる。2019(平成元)年9月の郡山高等学校は、修学旅行の一環で行われた「震災学習ツーリズム」に協力する形で行った。東日本大震災で被災した福島県郡山市の高校生259人が、神戸市を訪れた際、本学学生たちがガイドとして長田区を案内した。震災で焼け野原となったところから再建された商店街や、震災の教訓を伝える交流施設の「ふたば学舎」を訪問して、被災者の話などを聞いたり、長田の街での復興に向けた工夫や問題点を学んだりした。その後、まち歩きで学んだことをまとめ、東北の復興に向けて発表し合った。このような取り組みが可能なのは、本学学生が授業科目「地域との協働A」「地域との協働B」で地域連携・貢献の意義を学び、その後、地域連携・貢献の実践を果たすというカリキュラムの成果であるとも言える。【資料 A-1-8】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学としての使命は何かを常に考えながら堅実に実学教育を進めることが大切であると認識している。本学は、これまでに主催した行事、大学・学生の参加を依頼された各種行事へのボランティア活動等において一定の成果をおさめてきた。今後も、このような活動をより活発に行い、地域にとって一層必要とされる大学としてアンテナを高く・広くはりながら歩み続けることを進めていきたい。

【基準 A の自己評価】

本学は、「地域と共に歩む大学」として知性と感性を兼ね備えた人材を育成、輩出することで地域の貢献している。本学が位置する神戸市長田区とも年 1 回の合同会議を通して、有機的な関係を深め、大学と地域との距離が縮まり、連携強化に役立っている。

以上のことから、基準 A を満たしていると判断できる。

V. 特記事項

1. 初年次教育科目「まなぶる▶ときわびとⅠ」「まなぶる▶ときわびとⅡ」

全学共通である基盤教育の「学びの始め科目群」に初年次教育科目として「まなぶる▶ときわびとⅠ」「まなぶる▶ときわびとⅡ」を設置している。この科目は全学科必修で、一貫して全学科混合のチームベースド・ラーニングで授業展開しており、「学び方を学ぶ」「仲間と共に学ぶ」をキーワードに「学びあえる大学生」となることを目指している。

約 30 名の学科混合の教員チームが科目担当者となり「教育から学習へのパラダイムシフト」「事前・事後学修の実質化」「ルーブリック評価」に取組み、「学び合える教員」としての FD 実践の場にもなっている。

令和 3(2020)年 3 月には、本学独自の接続学修である「リエゾン・モデル」の一つとして、入学前教育【1st ステッププログラム～チームビルディングってなに?】をオンラインで実施し、「まなぶる▶ときわびとⅠ」へのスムーズな移行へと役立てた。

2. 全新生対象の市民救命士講習

「いのち」を支える専門職業人の育成をめざし、「地域貢献」を大きな柱とする本学の建学の精神に基づき、平成 27(2015)年度から全新生に対し、正課又は準正課のプログラムとして市民救命士講習を行なっている。令和 2(2020)年度はコロナ禍により実施できなかったが、令和 3(2021)年度は感染症対策を講じたうえで再開した。

この事業は、本学が文部科学省「大学教育推進プログラム (GP)」における「危機対応実践力養成プログラム」として採択された際に始めたもので、組織的に実施するために学内に「FAST 等企画運営ユニット」を組成し推進している。「FAST (民間救急講習団体)」とは神戸市(消防局)が市民救命士養成の推進のために認定する組織であり、講師となるインストラクターは、本学教員が神戸市消防局の講習を受け登録している。令和 3(2021)年現在、30 名の教員がインストラクターとして登録している。なお地域貢献事業としての市民講習は、区内の中学校生徒に対して、毎年実施している。

3. 国際交流及び国際教育としてのネパールとの交流

本学は、平成 9(1997)年にネパール連邦民主共和国公認 NGO の「ハチガンダ福祉協会」と交流覚書を交わした。以来、大学・短期大学部はもとより、系列校である神戸常盤女子高校、同窓会とともに、学園一体となり、22 年間にわたる交換交流を続けている。隔年で双方の学生等を派遣し、医療、衛生分野を基軸に、生活、文化、風俗、全てにわたり著しく異なる地域のフィールドワーク調査や視察を通じた交流・世界体験を目指している。

令和元(2019)年度には、20 周年事業として、相互とも規模を拡大実施した。本学では、神戸市の外郭団体である公益財団法人神戸国際協力交流センターや JICA (国際協力機構)の協力のもと、市内在住のネパール留学生やその関係する他大学の参加を得て記念事業を行った。またネパールでも、政府の重責者の参加を得て記念事業が行われた。

本学には、国際関係の専門学科はないが、学生は、今後いかなる職場においてもグローバルな感性を求められる。また神戸市内にはネパールの留学生が徐々に増えている。本学の長年にわたるネパール交流事業を生かし、市内のネパールコミュニティとの交流につながることを目指している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 4 条に定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 6 条に定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 42 条に定めている。	3-1
第 89 条	—	該当せず。	3-1
第 90 条	○	学則第 12 条に定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 50 条に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 51 条、第 52 条、第 53 条に定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 37 条に定めている。また学位に関して必要な事項は「学位 規程」に定めている。	3-1
第 105 条	—	該当せず。	3-1
第 108 条	—	該当せず。	2-1
第 109 条	○	学則第 3 条に定めている。またホームページの「情報公開」で認 証評価の評価報告書を公表している。	6-2
第 113 条	○	学則第 2 条に定めている。ホームページの「情報公開」で公表し ている。	3-2
第 114 条	○	学則第 50 条に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	—	学則第 17 条に定めにより、高等専門学校は編入学要件に該当せ ず。	2-1
第 132 条	○	学則第 17 条に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 4 条、第 5 条、第 25 条、第 29 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 5 条、第 50 条、第 11 条、第 12 条、第 18 条、第 24 条、第 19 条、第 36 条、 第 43 条、第 44 条、第 59 条、第 60 条に定めている。	3-1 3-2
第 24 条	—	該当せず。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 60 条に定めている。	4-1

神戸常盤大学

第 28 条	○	「文書取扱規程」に定めている。	3-2
第 143 条	－	該当せず。	4-1
第 146 条	○	学則第 42 条（入学前の既修得単位等の認定）に定めている。	3-1
第 147 条	－	該当せず。	3-1
第 148 条	－	該当せず。	3-1
第 149 条	－	該当せず。	3-1
第 150 条	○	学則第 12 条（3）から（8）に定めている。	2-1
第 151 条	－	該当せず。	2-1
第 152 条	－	該当せず。	2-1
第 153 条	－	該当せず。	2-1
第 154 条	－	該当せず。	2-1
第 161 条	○	学則第 17 条に定めている。	2-1
第 162 条	－	該当せず。	2-1
第 163 条	○	学則第 8 条、第 11 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条に定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	「科目等履修生規程」に定めている。	3-1
第 164 条	－	該当せず。	3-1
第 165 条の 2	○	一 卒業又は終了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、二 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、三 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定め、ホームページ「情報公開」、学生便覧等に記載している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 3 条、「自己点検・評価委員会規程」、「自己点検・評価委員会細則」に定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	学則第 2 条に定め、ホームページ「情報公開」において公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 36 条、第 37 条、「学位規程」に定めている。	3-1
第 178 条	－	学則第 17 条に定めにより、高等専門学校は編入学要件に該当せず。	2-1
第 186 条	○	学則第 17 条に定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を順守し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条に定めている。ホームページ「情報公開」、学生便覧等	1-1

神戸常盤大学

		に記載している。	1-2
第2条の2	○	学則第14条、「入学者選抜規程」、「入試委員会規程」に定めている。	2-1
第2条の3	○	各種委員会の委員として、教員のみならず職員についても学長より委嘱を受け参画している。	2-2
第3条	○	学則第1条の目的を達成するために学則第4条に設置する学部を定め、各学部とも教育研究上適当な規模内容であり、教員組織、教員数も大学設置基準に則り適当である。	1-2
第4条	○	学則第5条に設置する学科を定めている。学科はそれぞれの選考分野を教育研究するに必要な組織を備えている。	1-2
第5条	—	該当せず。	1-2
第6条	—	該当せず。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な教員組織を学科ごとに設置しており、教員数については大学設置基準に則っている。また、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を適切に編制している。尚、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮している。	3-2 4-2
第10条	○	「講義要綱」のとおり授業科目については原則として専任の教員が担当している。また教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授又は准教授が担当している。	3-2 4-2
第10条の2	—	該当せず。	3-2
第11条	—	該当せず。	3-2 4-2
第12条	○	教育研究に従事する専任教員を大学設置基準に則り配置している。	3-2 4-2
第13条	○	大学設置基準に則り、必要専任教員数(教授数含む)以上の専任教員を配置している。	3-2 4-2
第13条の2	○	「学長選任規程」に定めている。	4-1
第14条	○	「教員資格規程」に定めている。	3-2 4-2
第15条	○	「教員資格規程」に定めている。	3-2 4-2
第16条	○	「教員資格規程」に定めている。	3-2 4-2
第16条の2	○	「教員資格規程」に定めている。	3-2 4-2

神戸常盤大学

第 17 条	○	「教員資格規程」に定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員について、学則第 5 条に定めている。	2-1
第 19 条	○	教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、それに基づき学則第 25 条、第 26 条、別表 1、別表 2 のとおり体系的に教育課程の編成を行っている。	3-2
第 20 条	○	学則第 25 条、第 26 条の定めに基づき教育課程を編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 28 条、「履修規程」に定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 29 条に定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 9 条に学期を定め、各期十五週を確保している。	3-2
第 24 条	○	一つの授業の学生数は教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるよう適当な人数としている。	2-5
第 25 条	○	学則第 27 条に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学生に対して、講義要綱により授業の方法及び内容授業の計画をあらかじめ明示している。各授業科目の学修成果に係る評価についても学則第 34 条、履修規程に定め、それに基づき各授業科目ごとに基準を設け講義要綱に明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	学則第 3 条の 2 の定めにより、本学に SD 委員会を設け教育内容及び方法の改善を図る FD 活動を組織的に行っている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当せず。	3-2
第 27 条	○	単位の授与について学則第 32 条に定め、試験については学則第 33 条及び「履修規程」に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 31 条、「履修規程」に定めている。	3-2
第 28 条	○	学則第 40 条に定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 41 条に定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 42 条に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当せず。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生については、学則第 55 条、「科目等履修生規程」に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 35 条に定めている。	3-1
第 33 条	—	該当せず。	3-1
第 34 条	○	ホームページ(キャンパスマップ)に示すように、教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	ホームページ(キャンパスマップ)に示すように、大学敷地内に運動場を有している。	2-5
第 36 条	○	エビデンス集(データ編)【共通基礎】に示すように、校舎等施設は基準どおり備えている。	2-5

神戸常盤大学

第 37 条	○	エビデンス集(データ編)【共通基礎】に示すように、校地の面積は基準どおり備えている。	2-5
第 37 条の 2	○	エビデンス集(データ編)【共通基礎】に示すように、校舎の面積は基準どおり備えている。	2-5
第 38 条	○	エビデンス集(データ編)【共通基礎】に示すように、図書等の資料及び図書館は基準どおり備えている。	2-5
第 39 条	—	該当せず。	2-5
第 39 条の 2	—	該当せず。	2-5
第 40 条	○	機械、器具等は基準どおり備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当せず。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究環境の整備を行っている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、各学部名及び各学科名は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	「組織規程」に定めるとおり適当な事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条	○	「組織規程」、「事務局事務分掌規程」に定めるとおり厚生補導を行うための適当な組織を設けている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	事務局キャリア支援課、各学科就職委員会が中心となって大学内の組織間の有機的な連携を図り、学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための適切な体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	本学に SD 委員会を設け教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため SD 活動を組織的に行っている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当せず。	3-2
第 43 条	—	該当せず。	3-2
第 44 条	—	該当せず。	3-1
第 45 条	—	該当せず。	3-1
第 46 条	—	該当せず。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当せず。	2-5
第 48 条	—	該当せず。	2-5
第 49 条	—	該当せず。	2-5
第 49 条の 2	—	該当せず。	3-2
第 49 条の 3	—	該当せず。	4-2
第 49 条の 4	—	該当せず。	4-2
第 57 条	—	該当せず。	1-2
第 58 条	—	該当せず。	2-5
第 60 条	—	該当せず。	2-5

神戸常盤大学

		3-2
		4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第2条	○	学則第37条、「学位規程」に定めている。	3-1
第10条	○	学則第37条、「学位規程」に定めている。	3-1
第10条の2	—	該当せず。	3-1
第13条	○	学則第37条、「学位規程」に定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第24条	○	法令に則り、運営基盤の強化、教育の質向上及び運営の透明性確保に努めている。	5-1
第26条の2	○	法令に則り、理事、監事、評議員、職員等本法人の関係者に特別の利益供与をしていない。	5-1
第33条の2	○	寄附行為第35条に定めている。	5-1
第35条	○	寄附行為第5条に定めている。	5-2 5-3
第35条の2	○	学校法人と役員との関係については、委任に関する規定に従う。	5-2 5-3
第36条	○	寄附行為第16条に定めている。	5-2
第37条	○	寄附行為第11条、第12条、第13条、第14条、第15条に定めている。	5-2 5-3
第38条	○	寄附行為第6条、第7条に定めている。	5-2
第39条	○	寄附行為第7条に定めている。	5-2
第40条	○	寄附行為第9条に定めている。	5-2
第41条	○	寄附行為第19条に定めている。	5-3
第42条	○	寄附行為第21条に定めている。	5-3
第43条	○	寄附行為第22条に定めている。	5-3
第44条	○	寄附行為第23条に定めている。	5-3
第44条の2	○	法令に則り、役員の仕事懈怠により学校法人に損害が生じた場合は、その損害を賠償することとしている。また、責任の免除、責任限定契約については寄附行為第44条、第45条に定めている。	5-2 5-3
第44条の3	○	法令に則り、役員が悪意又は重過失により第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償することとしている。	5-2 5-3
第44条の4	○	法令に則り、第三者に生じた賠償について、複数人の役員に責任が	5-2

神戸常盤大学

		生じる場合は、連帯債務者として損害を賠償することとしている。	5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 32 条に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 34 条に定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 35 条に定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 37 条に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 39 条に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 36 条に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—	該当せず。	1-1
第 100 条	—	該当せず。	1-2
第 102 条	—	該当せず。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—	該当せず。	2-1
第 156 条	—	該当せず。	2-1
第 157 条	—	該当せず。	2-1
第 158 条	—	該当せず。	2-1
第 159 条	—	該当せず。	2-1
第 160 条	—	該当せず。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当せず。	6-2 6-3
第 1 条の 2	—	該当せず。	1-1 1-2
第 1 条の 3	—	該当せず。	2-1
第 1 条の 4	—	該当せず。	2-2
第 2 条	—	該当せず。	1-2

神戸常盤大学

第2条の2	—	該当せず。	1-2
第3条	—	該当せず。	1-2
第4条	—	該当せず。	1-2
第5条	—	該当せず。	1-2
第6条	—	該当せず。	1-2
第7条	—	該当せず。	1-2
第7条の2	—	該当せず。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当せず。	1-2 3-2 4-2
第8条	—	該当せず。	3-2 4-2
第9条	—	該当せず。	3-2 4-2
第10条	—	該当せず。	2-1
第11条	—	該当せず。	3-2
第12条	—	該当せず。	2-2 3-2
第13条	—	該当せず。	2-2 3-2
第14条	—	該当せず。	3-2
第14条の2	—	該当せず。	3-1
第14条の3	—	該当せず。	3-3 4-2
第15条	—	該当せず。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	—	該当せず。	3-1
第17条	—	該当せず。	3-1
第19条	—	該当せず。	2-5
第20条	—	該当せず。	2-5
第21条	—	該当せず。	2-5
第22条	—	該当せず。	2-5
第22条の2	—	該当せず。	2-5
第22条の3	—	該当せず。	2-5 4-4

神戸常盤大学

第 22 条の 4	—	該当せず。	1-1
第 23 条	—	該当せず。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当せず。	2-5
第 25 条	—	該当せず。	3-2
第 26 条	—	該当せず。	3-2
第 27 条	—	該当せず。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当せず。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当せず。	2-5
第 30 条	—	該当せず。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当せず。	3-2
第 31 条	—	該当せず。	3-2
第 32 条	—	該当せず。	3-1
第 33 条	—	該当せず。	3-1
第 34 条	—	該当せず。	2-5
第 34 条の 2	—	該当せず。	3-2
第 34 条の 3	—	該当せず。	4-2
第 42 条	—	該当せず。	4-1 4-3
第 42 条の 2	—	該当せず。	2-3
第 42 条の 3	—	該当せず。	2-4
第 43 条	—	該当せず。	4-3
第 45 条	—	該当せず。	1-2
第 46 条	—	該当せず。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当せず。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当せず。	1-2
第 3 条	—	該当せず。	3-1
第 4 条	—	該当せず。	3-2 4-2

神戸常盤大学

第5条	—	該当せず。	3-2 4-2
第6条	—	該当せず。	3-2
第6条の2	—	該当せず。	3-2
第7条	—	該当せず。	2-5
第8条	—	該当せず。	2-2 3-2
第9条	—	該当せず。	2-2 3-2
第10条	—	該当せず。	3-1
第11条	—	該当せず。	3-2 3-3 4-2
第12条	—	該当せず。	3-2
第13条	—	該当せず。	3-1
第14条	—	該当せず。	3-1
第15条	—	該当せず。	3-1
第16条	—	該当せず。	3-1
第17条	—	該当せず。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条	—	該当せず。	1-2 3-1 3-2
第19条	—	該当せず。	2-1
第20条	—	該当せず。	2-1
第21条	—	該当せず。	3-1
第22条	—	該当せず。	3-1
第23条	—	該当せず。	3-1
第24条	—	該当せず。	3-1
第25条	—	該当せず。	3-1
第26条	—	該当せず。	1-2 3-1 3-2
第27条	—	該当せず。	3-1
第28条	—	該当せず。	3-1

神戸常盤大学

第 29 条	—	該当せず。	3-1
第 30 条	—	該当せず。	3-1
第 31 条	—	該当せず。	3-2
第 32 条	—	該当せず。	3-2
第 33 条	—	該当せず。	3-1
第 34 条	—	該当せず。	3-1
第 42 条	—	該当せず。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—	該当せず。	3-1
第 4 条	—	該当せず。	3-1
第 5 条	—	該当せず。	3-1
第 12 条	—	該当せず。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当せず。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当せず。	3-2
第 3 条	—	該当せず。	2-2 3-2
第 4 条	—	該当せず。	3-2
第 5 条	—	該当せず。	3-1
第 6 条	—	該当せず。	3-1
第 7 条	—	該当せず。	3-1
第 9 条	—	該当せず。	3-2 4-2
第 10 条	—	該当せず。	2-5
第 11 条	—	該当せず。	2-5
第 12 条	—	該当せず。	2-2 3-2
第 13 条	—	該当せず。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	該当なし
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人玉田学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	神戸常盤大学 Kobe Tokiwa University 2022 (2022年度 大学案内)	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	神戸常盤大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2022（令和4）年度 入試要項、2022（令和4）年度受験ガイド	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2021年度 学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和3年度学校法人玉田学園事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和2年度 学校法人玉田学園事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ 神戸常盤大学 Kobe Tokiwa University 2022 裏表紙	
	キャンパスマップ 2021年度 学生便覧 p219-238 学舎案内図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人玉田学園規程集 神戸常盤大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事・監事・評議員名簿 令和2年度理事会・評議員会 開催状況・役員出席一覧表	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	学校法人玉田学園 監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2021年度 学生便覧、2021年度講義要綱（syllabus） 履修要項（履修規程）は、学生便覧 p 161-167 学科別履修要領は、学生便覧 p 34-92 に掲載	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	2021年度 学生便覧 p 25-26、p 32-33、p 34-35、p 46-48 p 58-60、p 75-76	
	アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー ディプロマ・ポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	「届出」設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人玉田学園 寄附行為（第4条）	資料 F-1 参照
【資料 1-1-2】	学則（第1条）	資料 F-3 参照
【資料 1-1-3】	2021 年度学生便覧 p32, 33, 34, 35, 46, 47, 48, 58, 59, 60, 74, 75, 76	資料 F-5 参照
【資料 1-1-4】	大学案内(神戸常盤大学 2022)p26, 27	資料 F-2 参照
【資料 1-1-5】	2021 年度学生便覧 p32, 33, 74, 75, 76	資料 F-5 参照
【資料 1-1-6】	神戸常盤大学ホームページ 大学の教育研究上の目的に関すること（第1号関係） https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/guide/data/01.html 医療検査学科紹介ページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/section/medical_technology/ 看護学科紹介ページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/section/nursing/ 診療放射線学科紹介ページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/section/radiological_technology/ こども教育学科紹介ページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/section/education/	
【資料 1-1-7】	2021 年度学生便覧 神戸常盤大学ホームページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/	資料 F-5 参照
【資料 1-1-8】	2020 地域交流センター セミナーガイド（前期・後期）	
【資料 1-1-9】	2021 年度学生便覧 p109	資料 F-5 参照
【資料 1-1-10】	神戸常盤大学ホームページ 大学の教育研究上の目的に関すること（第1号関係） https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/guide/data/01.html 大学概要 https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/guide/summary.html	
【資料 1-1-11】	学則（第1条）	資料 F-3 参照
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	令和2年度新入教職員 SD 研修 資料	
【資料 1-2-2】	2021 年度学生便覧 p4	資料 F-5 参照
【資料 1-2-3】	大学案内(神戸常盤大学 2022) p4	資料 F-2 参照

神戸常盤大学

【資料 1-2-4】	学内・教職員専用ホームページ 令和3年 年度初め打合せ会 http://common.kobe-tokiwa.ac.jp/ 神戸常盤大学ホームページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/	
【資料 1-2-5】	キャンパスレポート (2013.6No47、2014.6No49、2016.6No53、2017.6No55、2017.12No56)	
【資料 1-2-6】	学校法人玉田学園将来構想及び将来構想実行計画 第I期中期実行計画 (2020-2023) 神戸常盤大学ホームページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/guide/R2tyukijikkoukeikaku.pdf	
【資料 1-2-7】	第I期中期実行計画 (2020-2023) 神戸常盤大学ホームページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/guide/chukijikkoukeikaku-daigaku1.pdf	
【資料 1-2-8】	2021年度学生便覧 p25, 26, 34, 35, 46, 47, 59, 60, 75, 76	資料F-5 参照
【資料 1-2-9】	神戸常盤大学ホームページ 大学の教育研究上の目的に関すること (第1号関係) https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/guide/data/01.html 医療検査学科紹介ページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/section/medical_technology/ 看護学科紹介ページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/section/nursing/ 診療放射線学科紹介ページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/section/radiological_technology/ こども教育学科紹介ページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/section/education/	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	神戸常盤大学アドミッション・ポリシー一覧	
【資料 2-1-2】	大学案内(神戸常盤大学 2022)p4, 25, 35, 45, 55	資料F-2 参照
【資料 2-1-3】	入試要項 (2022(令和4)年度入試ガイド) p3, 28	資料F-4 参照
【資料 2-1-4】	神戸常盤大学ホームページ 情報公開 https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/guide/data/04.html	
【資料 2-1-5】	神戸常盤大学ホームページ 受験生サイト・入試情報、Web 出願・入学試験要項 (医療検査学科の例)	

神戸常盤大学

	https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/examination/medical_technology.html	
【資料 2-1-6】	2021 年度 学生便覧 p26, 32, 34, 46, 59, 75	資料 F-5 参照
【資料 2-1-7】	入試要項 (2022(令和 4)年度入試ガイド)	資料 F-4 参照
【資料 2-1-8】	神戸常盤大学ホームページ 受験生サイト・入試情報、Web 出願 (医療検査学科の例)	資料 2-1-5 参照
【資料 2-1-9】	アドミッション・ポリシーと入試選抜方法の関係	
【資料 2-1-10】	令和 3 年度学内組織	
【資料 2-1-11】	入試委員会規程	
【資料 2-1-12】	入学試験実施要領の例	
【資料 2-1-13】	令和 3 年度学内組織	資料 2-1-10 参照
【資料 2-1-14】	外部評価起案書の例 国語・数学科目外部評価者に対する手当等について	
【資料 2-1-15】	神戸常盤大学オープンキャンパス	
【資料 2-1-16】	IR・入試委員会合同会議議事録	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	2021 年度学生便覧 p26	資料 F-5 参照
【資料 2-2-2】	令和 3 年度学内組織	資料 2-1-10 参照
【資料 2-2-3】	2021 年度法人本部・事務局組織表	
【資料 2-2-4】	2021 年度学生便覧 p31 下図・準正課	資料 F-5 参照
【資料 2-2-5】	学修支援体制に関連する組織規程 ときわ教育推進機構、学生委員会、教務委員会、図書館、図書・紀要委員会、神戸常盤地域交流センター、国際交流センター、子育て総合支援施設 KIT、教職支援センター	
【資料 2-2-6】	リエゾン・モデル 大学案内(神戸常盤大学 2022) p10, 11	資料 F-2 参照
【資料 2-2-7】	入学前オンラインワークショップ資料：開催案内、起案書、進行表、当日資料、アンケート結果	
【資料 2-2-8】	学科による入学前教育案内文書 保健科学部医療検査学科入学前準備学習課題のご案内、保健科学部診療放射線学科 入学前課題について、保健科学部看護学科 入学前課題について、教育学部こども教育学科 ご入学前にお伝えしたいこと、していただきたいこと	
【資料 2-2-9】	神戸常盤女子高等学校 令和 3 年度入学生対象 第 1 回入学前オリエンテーションについて、同第 2 回入学前オリエンテーションについて (ご案内)	
【資料 2-2-10】	令和 3 年度 新入生オリエンテーション実施概要、アンケート結果	
【資料 2-2-11】	令和 3 年度学内組織 (クラス担任等一覧)	資料 2-1-10 参照
【資料 2-2-12】	2021 年度チューター表 医療検査学科、診療放射線学科、看護学科	
【資料 2-2-13】	学生実態調査 入学時・2 年次 個人票様式	
【資料 2-2-14】	医療検査学科 学生指導に関する報告書、チューター面談票記載例	
【資料 2-2-15】	診療放射線学科 面談記録表、R 科カルテ様式	
【資料 2-2-16】	こども教育学科 面談報告書	
【資料 2-2-17】	大学案内(神戸常盤大学 2022)p54, 55 こども教育学科	資料 F-2 参照
【資料 2-2-18】	こども教育学科個人面談事前アンケート:基礎研究演習 I (1 年前期) 面談基礎資料、基礎研究演習 I (1 年後期) 進路希望調査、こども教育学科個人面談事前アンケート、こども教育学科学生生活アンケート、こども教育学科個人面談事前アンケート (保育者養成コース)、こども教育学科 2 年個人面談事前アンケート (教員養成コース)	
【資料 2-2-19】	大学案内(神戸常盤大学 2022)p28, p33	資料 F-2 参照

神戸常盤大学

	神戸常盤大学ホームページ NEWS https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/section/nursing/news/topics/4-1.html 兵庫県 神戸県民センターホームページ https://web.pref.hyogo.lg.jp/kok12/030428_kobesuzurandai-koukou.html	
【資料 2-2-20】	医療検査学科国家試験対策資料 医療検査学科国試対策の総括、B6 カード（学生向け使用法説明）、医学書院「臨床検査技師国家試験対策マスタードリル」表紙・内容見本	
【資料 2-2-21】	看護学科 2020 年度国家試験対策委員会 年間活動報告	
【資料 2-2-22】	教職支援センター規程	
【資料 2-2-23】	教職支援センターからのお知らせ、「弱点フォロー勉強会」案内、東京アカデミー「基礎力養成講座」（一般教養）案内、「春季セミナー・集中学習会」のお知らせ、教職支援センター2020 年度年間活動報告書	
【資料 2-2-24】	こども教育学科個別対応表、模擬面接日程表（公立保幼試験対策）	
【資料 2-2-25】	図書館利用案内、新入生オリエンテーションガイダンス	
【資料 2-2-26】	図書館ホームページ<学修支援>ガイダンス https://libweb.kobe-tokiwa.ac.jp/guidance.html 文献検索ガイダンスアンケート集計	
【資料 2-2-27】	看護学科「看護研究方法論」シラバス、「医中誌 Web」検索演習の実施報告アンケート	
【資料 2-2-28】	ピックアップチラシ（大学での学びを考える本、レポート作成のための本）	
【資料 2-2-29】	図書館ホームページ<学修支援>ビブリア KoToLa https://libweb.kobe-tokiwa.ac.jp/kotola.html	
【資料 2-2-30】	読書マラソンランナーニュース	
【資料 2-2-31】	2020 年度図書館利用状況報告、p23 読書マラソン参加状況・表彰状況	
【資料 2-2-32】	ネパール交換研修 20 周年記念誌	
【資料 2-2-33】	ネパール交換研修生派遣プログラム 2018 報告書	
【資料 2-2-34】	2019 年度 ネパール研修生受入に関する報告書	
【資料 2-2-35】	令和元(2019)年度 国際交流センター年間活動報告書	
【資料 2-2-36】	ネパール交換研修オンライン勉強会報告書	
【資料 2-2-37】	基盤科目「地域との協働 B」シラバス	
【資料 2-2-38】	令和元(2019)年度 地域交流センター年次報告書	
【資料 2-2-39】	子育て支援施設 KIT パンフレット	
【資料 2-2-40】	平成 29 年度私立大学研究ブランディング事業計画書【事業概要】	
【資料 2-2-41】	こども教育学科の子育て支援施設 KIT での実習、KIT ときわんクニヅカ・ときわんモトロク実習計画、てらこや実習計画、KIT てらこや学習支援活動状況報告書、「基礎研究演習 I」シラバス、「基礎研究演習 II」シラバス	
【資料 2-2-42】	WEB 履修登録の手引き p20 学修支援システム manaba	
【資料 2-2-43】	新型コロナウイルス対策にかかる対応経緯	
【資料 2-2-44】	オンライン授業に伴うノート PC とモバイル Wifi ルーター貸出について	
【資料 2-2-45】	神戸常盤大学 新型インフルエンザ等 事業継続計画 KT BCP / N I	
【資料 2-2-46】	陽性者、その疑いがある場合のヒアリング予備確認項目	
【資料 2-2-47】	登録衛生検査所の設置と PCR 検査の実施について	
【資料 2-2-48】	健康調査票	

神戸常盤大学

【資料 2-2-49】	OPAC(Online Public Access Catalogue)読上機能付き電子書籍	
【資料 2-2-50】	退学者の特性分析について (IR 推進室)	
【資料 2-2-51】	医療検査学科「臨床検査入門」、診療放射線学科「臨床技術入門」、看護学科「看護活動基礎実習」、こども教育学科「基礎研究演習 I」シラバス	
【資料 2-2-52】	2021 年度国試対策日程 (前期休学者対象)、manaba と Learn0 比較	
【資料 2-2-53】	医療検査学科 履修に関する細則、診療放射線学科 履修に関する細則、看護学科履修要領 (細則)	
【資料 2-2-54】	令和 3 年度前期オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-55】	学生ファシリテーター資料：参加者募集、SA 研修、アンケート結果	
【資料 2-2-56】	医療検査学科 卒研内容紹介 2021 年 (抜粋)	
【資料 2-2-57】	看護学科「小児援助論」「母性援助論」シラバス	
【資料 2-2-58】	神戸常盤大学ホームページ 保健科学部看護学科 テーラーメイドな教育 https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/section/nursing/feature02.html	
【資料 2-2-59】	教職支援センターからのお知らせ	資料 2-2-23 参照
【資料 2-2-60】	図書館延長時のアルバイト学生業務について、学生スタッフによるこんな本もあったんや〜特集	
【資料 2-2-61】	教職支援センター規程	資料 2-2-22 参照
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	正課内のキャリア教育科目 (臨地実習科目)	
【資料 2-3-2】	シラバス 医療検査学科「臨床検査入門」「BLS キャリアパス I・II」「先進医学検査学」、診療放射線学科「臨床技術入門」、看護学科「看護活動基礎実習」「基礎看護学実習 (看護過程)」、こども教育学科「基礎研究演習 I・II」「インターンシップ A・B」	
【資料 2-3-3】	スクールサポーター制度 (神戸市ホームページ) https://www.city.kobe.lg.jp/a80876/kosodate/lifelong/renkeicenter/tuusin.html	
【資料 2-3-4】	「基礎研究演習 II」「インターンシップ A」シラバス	資料 2-3-2 参照
【資料 2-3-5】	令和 3 年度学内組織	資料 2-1-10 参照
【資料 2-3-6】	2021 年度法人本部・事務局組織表	資料 2-2-3 参照
【資料 2-3-7】	エビデンス集 (データ編) 表 2-4 就職相談室等の状況	
【資料 2-3-8】	TOKIWA Career Guide Book	
【資料 2-3-9】	全学的就職支援の取組及び学科別ガイダンス 令和 2(2020)年度実績	
【資料 2-3-10】	こども教育学科 就職巡回記録票	
【資料 2-3-11】	キャリアサポーターについて (お願い)	
【資料 2-3-12】	「キャリアサポーター」による勉強会等	
【資料 2-3-13】	教職支援センター規程	2-2-22 参照
【資料 2-3-14】	教職支援センターからのお知らせ	2-2-23 参照
【資料 2-3-15】	エビデンス集 (データ) 2-5、2-6	
【資料 2-3-16】	令和 2(2020)年度進路先一覧 医療検査学科、看護学科、こども教育学科	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	2021 年度学生便覧 p113 こんなとき どこへ?	資料 F-5 参照
【資料 2-4-2】	令和 3 年度新入生オリエンテーション日程	
【資料 2-4-3】	令和 3 年度学内組織	資料 2-1-10 参照
【資料 2-4-4】	2021 年度法人本部・事務局組織表	資料 2-2-3 参照
【資料 2-4-5】	学生委員会規程	

神戸常盤大学

【資料 2-4-6】	事務局事務分掌規程	
【資料 2-4-7】	エビデンス集（データ編）表 2-7 大学独自の奨学金給付・貸与状況	
【資料 2-4-8】	2021 年度学生便覧 p120 奨学金制度について	資料 F-5 参照
【資料 2-4-9】	令和 3 年度クラブ顧問・副顧問	
【資料 2-4-10】	エビデンス集（データ編）表 2-8 学生の課外活動への支援状況	
【資料 2-4-11】	2021 年度学生便覧 p103 健康保健センターについて	資料 F-5 参照
【資料 2-4-12】	健康保健センター規程	
【資料 2-4-13】	令和 3 年度学内組織	資料 2-1-10 参照
【資料 2-4-14】	エビデンス集（データ編）表 2-9 学生相談室、保健室等の状況	
【資料 2-4-15】	感染症予防のための抗体検査および予防接種について（保健科学部用、教育学部用）	
【資料 2-4-16】	健康管理室規程	
【資料 2-4-17】	健康調査票	資料 2-2-48 参照
【資料 2-4-18】	学生相談室規程	
【資料 2-4-19】	カウンセリングルームのご案内、学生相談サロンのご案内	
【資料 2-4-20】	令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度 年間健康管理室利用状況（症状別）	
【資料 2-4-21】	外国人留学生奨学金給付規程	
【資料 2-4-22】	エビデンス集（データ編）表 2-7 大学独自の奨学金給付・貸与状況	
【資料 2-4-23】	2021 年度学生便覧 p122 自宅外からの通学を考えると	資料 F-5 参照
【資料 2-4-24】	学生寮に関する業務提携書、学生会館ドリーミーのご案内	
【資料 2-4-25】	2021TOKIWA 新生活がはじまる、Apartment Guide 2021（下宿紹介）	
【資料 2-4-26】	新型コロナウイルス感染症対策助成金 実績報告書	
【資料 2-4-27】	ハラスメント防止対策ガイドライン	
【資料 2-4-28】	キャンパス・ハラスメント防止ガイド、ハラスメント相談窓口について	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	エビデンス(データ集)共通基礎	
【資料 2-5-2】	学生便覧 p219 学舎案内	資料 F-5 参照
【資料 2-5-3】	エビデンス集（データ編）共通基礎	
【資料 2-5-4】	2021 年度学生便覧 p219 学舎案内	資料 F-5 参照
【資料 2-5-5】	登録衛生検査所の設置と PCR 検査の実施について	資料 2-2-47 参照
【資料 2-5-6】	教室予約管理システム施設予約状況画面の例	
【資料 2-5-7】	子育て支援施設 KIT パンフレット、子育て総合支援施設 KIT ときわんクニジカパンフレット	資料 2-2-39 参照
【資料 2-5-8】	2021 年度学生便覧 p219 神戸常盤大学・神戸常盤短期大学部見取図（附属幼稚園）	資料 F-5 参照
【資料 2-5-9】	校舎等の耐震化率 神戸常盤大学ホームページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/guide/cf07e4aea9d4f6d19cf1cb7b5189f197187d1af1.pdf	
【資料 2-5-10】	建物・施設関連 保守管理表	
【資料 2-5-11】	2022(令和 4)年度 入試ガイド 裏表紙 MAP	資料 F-4 参照
【資料 2-5-12】	2021 年度学生便覧 p219 学舎案内	資料 F-5 参照
【資料 2-5-13】	図書館利用案内	資料 2-2-25 参照
【資料 2-5-14】	図書館ホームページ「図書館について」 https://libweb.kobe-tokiwa.ac.jp/about.html	
【資料 2-5-15】	2020 年度図書館利用状況報告書 p8「グループ学習室利用状況」	資料 2-2-31 参照

神戸常盤大学

【資料 2-5-16】	図書館ホームページ「図書館について」	資料 2-5-14 参照
【資料 2-5-17】	図書館ホームページ「図書館について」	資料 2-5-14 参照
【資料 2-5-18】	図書館資料収集について	
【資料 2-5-19】	2020 年度図書館利用状況報告書 p19 「蔵書状況」	資料 2-2-31 参照
【資料 2-5-20】	電子資料の利用に関するアンケート結果	
【資料 2-5-21】	図書館ホームページ 文献検索 https://libweb.kobe-tokiwa.ac.jp/database.html	
【資料 2-5-22】	図書館ホームページ 各種申込 https://libweb.kobe-tokiwa.ac.jp/form.html	
【資料 2-5-23】	図書館ホームページ 各種申込 マイライブラリで出来ること https://libweb.kobe-tokiwa.ac.jp/mylibrary0.html	
【資料 2-5-24】	2020 年度図書館利用状況報告 p1 「開館状況」	資料 2-2-31 参照
【資料 2-5-25】	2020 年度 図書館ホームページ 各種申込	
【資料 2-5-26】	エビデンス集（データ編）表 2-11 図書館の開館状況	
【資料 2-5-27】	エビデンス集（データ編）表 2-12 情報センター等の状況	
【資料 2-5-28】	令和 3 年度学内組織	資料 2-1-10 参照
【資料 2-5-29】	2021 年度学生便覧 p219 学舎案内	資料 F-5 参照
【資料 2-5-30】	学内演習・実習科目のクラスサイズ	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和 2 年度後期「学生による授業評価」について（依頼）	
【資料 2-6-2】	令和 2 年度後期「授業に関する中間調査」について（依頼）	
【資料 2-6-3】	卒業生へのアンケート依頼葉書の例	
【資料 2-6-4】	「令和 2 年度年次報告書」 p74 「学生による授業評価」報告、 p117 「卒業生へのアンケート調査結果」報告	
【資料 2-6-5】	令和 2 年度 学生満足度調査報告書	
【資料 2-6-6】	学生実態調査設問（入学時）	
【資料 2-6-7】	学生実態調査設問（2 年次）	
【資料 2-6-8】	学生実態調査設問（卒業時）	
【資料 2-6-9】	R2 年度 最終学年学生実態調査 結果	
【資料 2-6-10】	【学生対象】2020 年度前期授業の振り返りアンケート結果（概要）、【情報提供】学生対象の 2020 年度前期授業の振り返りアンケートより、【学生対象】2020 年度後期遠隔授業振り返りアンケート調査結果（概要）	
【資料 2-6-11】	学生による授業評価結果（見本）	
【資料 2-6-12】	令和 2 年度後期「学生による授業評価報告書」「学生へのメッセージ」作成について	
【資料 2-6-13】	「令和 2 年度年次報告書」 p74 「学生による授業評価」報告	資料 2-6-4 参照
【資料 2-6-14】	内部質保証システム体系図（教学中心）	
【資料 2-6-15】	令和 2 年度学生満足度調査報告書	資料 2-6-5 参照
【資料 2-6-16】	R2 年度 最終学年学生実態調査 結果	資料 2-6-9 参照
【資料 2-6-17】	「令和 2 年度年次報告書」 p117 卒業生のアンケート調査報告	資料 2-6-4 参照
【資料 2-6-18】	医療検査学科 国試アンケート結果、国試勉強をするにあたって、後輩へのコメント	
【資料 2-6-19】	医療検査学科国試対策の総括	資料 2-2-20 参照
【資料 2-6-20】	R2 年度看護師国家試験対策に関するアンケート	
【資料 2-6-21】	2020 年度図書館利用状況報告 p13 「電子資料利用状況」	資料 2-2-31 参照
【資料 2-6-22】	電子資料の利用に関するアンケート集計結果	資料 2-5-19 参照
【資料 2-6-23】	【学生対象】2020 年度前期授業の振り返りアンケート結果（概要）、【情報提供】学生対象の 2020 年度前期授業の振り返りアンケートより、【学生対象】2020 年度後期遠隔授業振り返りアンケート調査結果（概要）	資料 2-6-10 参照

神戸常盤大学

【資料 2-6-24】	「令和 2 年度学生満足度調査報告書」	資料 2-6-5 参照
【資料 2-6-25】	R2 年度 最終学年学生実態調査 結果	資料 2-6-9 参照
【資料 2-6-26】	「令和 2 年度年次報告書」 p117 「卒業生のアンケート調査」 報告	資料 2-6-4 参照
【資料 2-6-27】	キャリア支援課・就職委員会についてのアンケート(M 医療検査学科, N 看護学科, E こども教育学科)	
【資料 2-6-28】	新型コロナウイルス対策にかかる対応経緯	資料 2-2-43 参照
【資料 2-6-29】	新型コロナウイルス対策本部 問合せ内容	
【資料 2-6-30】	「令和 2 年度年次報告書」 p117 「卒業生のアンケート調査」 報告	資料 2-6-4 参照

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	神戸常盤大学のディプロマ・ポリシー	
【資料 3-1-2】	学生便覧 p25 ときわ教育目標、p27 ときわコンピテンシー	資料 F-5 参照
【資料 3-1-3】	2021 年度学生便覧 p25, 33, 35, 48, 60, 76	資料 F-5 参照
【資料 3-1-4】	神戸常盤大学ホームページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/guide/data/06.html	
【資料 3-1-5】	学内オリエンテーション基盤教育	
【資料 3-1-6】	こども教育学科 保護者会案内	
【資料 3-1-7】	2021 年度学生便覧 p13 履修要領、p161 履修規定	資料 F-5 参照
【資料 3-1-8】	シラバス作成の手引き	
【資料 3-1-9】	教務関係内規	
【資料 3-1-10】	医療検査学科 履修に関する細則、看護学科履修要領（細則）、診療放射線学科 履修に関する細則、教育学部履修規則、神戸常盤大学教育学部履修規則（こども教育学科）	
【資料 3-1-11】	学則、 2021 年度学生便覧 p36, 49, 60, 76 (各学科履修要領)、144 (学則)、p168 (学位規程)	資料 F-3 参照 資料 F-5 参照
【資料 3-1-12】	学則、 2021 年度学生便覧 p161 履修規程	資料 F-3 参照 資料 F-5 参照
【資料 3-1-13】	令和 3 年度年間行事予定表	
【資料 3-1-14】	シラバス作成の手引き	資料 3-1-8 参照
【資料 3-1-15】	既修得単位の認定に関する取り扱い内規	
【資料 3-1-16】	エビデンス集（データ編）表 3-2 成績評価基準	
【資料 3-1-17】	学則 第 35, 36 条	資料 F-3 参照
【資料 3-1-18】	ポータルシステムホーム画面	
【資料 3-1-19】	成績評価に対する照合について、成績評価照会票	
【資料 3-1-20】	2021 年度学生便覧 p22, 144, 205	資料 F-5 参照
【資料 3-1-21】	教務委員会議事録 2021. 2. 24 「5. GPA の活用について」	
【資料 3-1-22】	学内・教職員専用ホームページ→法人本部 IR 推進室目次 http://common.kobe-tokiwa.ac.jp/ 神戸常盤大学ホームページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/	
【資料 3-1-23】	卒業時 GPA 推移（各学科）、各年度（2014～2019 年入学生）学年別 GPA 推移	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	神戸常盤大学のカリキュラム・ポリシー	

神戸常盤大学

【資料 3-2-2】	2021 年度学生便覧 p25, 33, 35, 47, 59, 76 カリキュラム・ポリシー	資料 F-5 参照
【資料 3-2-3】	神戸常盤大学ホームページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/guide/data/10.html	
【資料 3-2-4】	2021 年度学生便覧 p29 全学共通カリキュラムマップ	資料 F-5 参照
【資料 3-2-5】	2021 年度学生便覧 p37, 39, 51, 53, 61, 63, 77, 78, 79 カリキュラムマップ、カリキュラム概念図とカリキュラム編成	資料 F-5 参照
【資料 3-2-6】	2021 年度学生便覧 p37, 51, 61, 77, 78 カリキュラム概念図とカリキュラム編成	資料 F-5 参照
【資料 3-2-7】	シラバス作成の手引き	資料 3-1-8 参照
【資料 3-2-8】	2021 年度シラバス	資料 F-12 参照
【資料 3-2-9】	学則 第 31 条、第 28 条	資料 F-3 参照
【資料 3-2-10】	2021 年度学生便覧 p162 履修規定第 6 条	資料 F-5 参照
【資料 3-2-11】	2021 年度シラバス	資料 F-12 参照
【資料 3-2-12】	基盤教育の設計～教職協働による数学マネジメント改革の成果～神戸常盤大学紀要	
【資料 3-2-13】	2021 年度学生便覧 p29 全学共通カリキュラムマップ	資料 F-5 参照
【資料 3-2-14】	シラバス「まなぶる▶ときわびとⅠ」「まなぶる▶ときわびとⅡ」「大学道場 mini ゼミ A」「大学道場 mini ゼミ B」	
【資料 3-2-15】	ときわ教育推進機構規程	
【資料 3-2-16】	学内オリエンテーション基盤教育	資料 3-1-5 参照
【資料 3-2-17】	基盤教育に関するアンケート（学生用）	
【資料 3-2-18】	基盤教育に関するアンケート（教員用）	
【資料 3-2-19】	ときわ教育推進機構会議 議事録 2021 年度第 1, 2 回	
【資料 3-2-20】	令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度の学科内 FD 研修会とその成果	
【資料 3-2-21】	公開授業実施について、公開授業見学記録（学内・教員専用ホームページより）	
【資料 3-2-22】	令和 2 年度前期「学生による授業評価」について（依頼）	資料 2-6-1 参照
【資料 3-2-23】	令和 2 年度後期「授業に関する中間調査」について（依頼）	資料 2-6-2 参照
【資料 3-2-24】	「令和 2 年度年次報告書」p74「学生による授業評価」報告	
【資料 3-2-25】	【学生対象】2020 年度前期授業の振り返りアンケート結果（概要）、【情報提供】学生対象の 2020 年度前期授業の振り返りアンケートより、【学生対象】2020 年度後期遠隔授業振り返りアンケート調査結果（概要）	資料 2-6-10 参照
【資料 3-2-26】	【教員対象】2020 年度前期授業振り返りアンケート調査結果（概要）、【教員対象】2020 年度後期授業振り返りアンケート調査結果	
【資料 3-2-27】	「遠隔授業教材作成マニュアル Ver4」	
【資料 3-2-28】	「遠隔授業実施特命チームの果たした遠隔授業の総括と現時点での展望」	
【資料 3-2-29】	シラバス作成の手引き	資料 3-1-7 参照
【資料 3-2-30】	「2018 年度年次報告書」p35、「2019 年度年次報告書」p34	
【資料 3-2-31】	2021 年度シラバス 基盤教育分野 「まなぶる▶ときわびとⅠ」「まなぶる▶ときわびとⅡ」 p1-10	資料 F-12 参照
【資料 3-2-32】	2021 年度シラバス 医療検査学科・看護学科 「国際保健医療活動Ⅱ」p332	資料 F-12 参照
【資料 3-2-33】	2021 年度シラバス 医療検査学科 「臨床検査入門」p187、「臨床検査学演習」p377、「医療コミュニケーション」p434	資料 F-12 参照
【資料 3-2-34】	2021 年度シラバス 診療放射線学科 「臨床技術入門」p173	資料 F-12 参照
【資料 3-2-35】	2021 年度シラバス 看護学科	資料 F-12 参照

神戸常盤大学

	「看護対象論Ⅰ」 p180、「看護活動基礎実習」 p199、「基礎看護技術Ⅲ」 p243、「母性援助論」 p343、「小児援助論」 p346、「療養支援実習Ⅲ」 p372、「課題別総合実習」 p418	
【資料 3-2-36】	2021 年度シラバス こども教育学科 「基礎研究演習Ⅰ」 p182、「基礎研究演習Ⅱ」 p205、「教育実習」 p412、p415 「卒業研究Ⅰ」 p441、「卒業研究Ⅱ」 p444、「保育実習Ⅱ」 p453、「保育実習Ⅲ」 p460、「教職実践演習」 p499、「卒業研究Ⅲ」 p502、「卒業研究Ⅳ」 p505	資料 F-12 参照
【資料 3-2-37】	2020 年度シラバス こども教育学科「海外研修」 p475	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2021 年度学生便覧 p39, 53, 63, 79 学科カリキュラム・マップ	資料 F-5 参照
【資料 3-3-2】	2021 年度学生便覧 p26 全学アセスメント・ポリシー	資料 F-5 参照
【資料 3-3-3】	学生実態調査設問（入学時）	資料 2-6-6 参照
【資料 3-3-4】	ポータルシステム学生カルテ成績情報の例	
【資料 3-3-5】	シラバス作成の手引き	資料 3-1-8 参照
【資料 3-3-6】	令和 2 年度後期「学生による授業評価」について D. アンケート設問（依頼）	資料 2-6-1 参照
【資料 3-3-7】	学生実態調査（2 年次）設問 1-5、Ⅱ-7	資料 2-6-7 参照
【資料 3-3-8】	「ときわコンピテンシーの可視化手法」	
【資料 3-3-9】	学生実態調査（卒業時）設問Ⅰ-7	資料 2-6-8 参照
【資料 3-3-10】	令和 2 年度年次報告書 p117「卒業生へのアンケート調査」報告	資料 2-6-4 参照
【資料 3-3-11】	平成 30 年度年次報告書 第 3 部「卒業生および卒業生の就職先へのアンケート調査」報告	
【資料 3-3-12】	令和 2 年度年次報告書 p1 医療検査学科、p9 看護学科 p14 こども教育学科	資料 2-6-4 参照
【資料 3-3-13】	令和 2 年度年次報告書 p1 医療検査学科、p9 看護学科 p14 こども教育学科	資料 2-6-4 参照
【資料 3-3-14】	エビデンス集（データ編）表 2-5 就職の状況	
【資料 3-3-15】	エビデンス集（データ編）表 2-6 卒業後の進路先の状況	
【資料 3-3-16】	学生実態調査（入学時）個人票	
【資料 3-3-17】	IR・入試委員会合同会議議事録	資料 2-1-16 参照
【資料 3-3-18】	退学者の特性分析について	資料 2-2-50 参照
【資料 3-3-19】	各年度 GPA 分布推移【各学科】	
【資料 3-3-20】	令和 2 年度後期「学生による授業評価報告書」「学生へのメッセージ」作成について	資料 2-6-12 参照
【資料 3-3-21】	令和 2 年度年次報告書 p74「学生による授業評価」報告	資料 2-6-4 参照
【資料 3-3-22】	学生実態調査（2 年次）個人票	
【資料 3-3-23】	授業外学習時間	
【資料 3-3-24】	令和 2 年度年次報告書 p1 医療検査学科、p6 診療放射線学科、p9 看護学科、p14 こども教育学科	資料 2-6-4 参照
【資料 3-3-25】	学内・教職員専用ホームページ→自己点検・評価委員会目次 http://common.kobe-tokiwa.ac.jp/ 神戸常盤大学ホームページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/	
【資料 3-3-26】	神戸常盤大学ホームページ 情報公開 自己点検・評価 https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/guide/data/annualreport.html	
【資料 3-3-27】	退学者数推移【各学科】	
【資料 3-3-28】	退学者の特性分析について	資料 2-2-50 参照
【資料 3-3-29】	ときわコンピテンシーの可視化手法	資料 3-3-8 参照
【資料 3-3-30】	R2 年度学生実態調査（卒業時）	

神戸常盤大学

【資料 3-3-31】	令和 2 年度年次報告書 p117 卒業生へのアンケート調査報告 平成 30 年度年次報告書 第 3 部「卒業生および卒業生の就職先 へのアンケート調査」報告	資料 2-6-4 参照 資料 3-3-11 参照
【資料 3-3-32】	令和 2 年度年次報告書 p1 医療検査学科、p9 看護学科、p14 こ ども教育学科	資料 2-6-4 参照
【資料 3-3-33】	卒業時 GPA 推移、国試合格率推移、学科別就職率推移、卒業率 の年次推移、ディプロマ・ポリシー到達度、卒後満足度	
【資料 3-3-34】	R2 年度学生実態調査（卒業時）	資料 3-3-30 参照
【資料 3-3-35】	学内・教職員ホームページ自己点検・評価委員会目次	資料 3-3-25 参照
【資料 3-3-36】	神戸常盤大学ホームページ 情報公開 自己点検・評価 https://www.kobe- tokiwa.ac.jp/univ/guide/data/annualreport.html	資料 3-3-26 参照
【資料 3-3-37】	神戸常盤大学ホームページ https://www.kobe- tokiwa.ac.jp/univ/section/medical_technology/ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/section/nursing/ https://www.kobe- tokiwa.ac.jp/univ/section/education/qualification.html	
【資料 3-3-38】	大学案内(神戸常盤大学 2022)p25, 32, 35, 42, 62	資料 F-2 参照

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学長選任規程	
【資料 4-1-2】	副学長選任規程	
【資料 4-1-3】	学長会議規程	
【資料 4-1-4】	運営委員会規程	
【資料 4-1-5】	教授会規程	
【資料 4-1-6】	令和 3 年度学内組織表	資料 2-1-10 参照
【資料 4-1-7】	組織図	
【資料 4-1-8】	事務局事務分掌規程	資料 2-4-6 参照
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教員数一覧	
【資料 4-2-2】	教員資格規程	
【資料 4-2-3】	教員採用（資格）及び学内昇格基準	
【資料 4-2-4】	教員選考規程	
【資料 4-2-5】	SD 委員会の仕組みのトータルシステム	
【資料 4-2-6】	令和 2 年度各組織の本年度の活動計画一覧表（SD 委員会）	
【資料 4-2-7】	SD 委員会年間活動報告書	
【資料 4-2-8】	SD 委員会規程	
【資料 4-2-9】	研修の柱別の研修会の実際	
【資料 4-2-10】	主な SD 研修実績	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	若手事務職員大学アドミニストレーター養成プログラム	
【資料 4-3-2】	CDA 研修会	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	2021 年度新入教員の皆様へー入職直後にお願ひしたいこと（学 術推進課より）-	
【資料 4-4-2】	研究者ハンドブック	

神戸常盤大学

【資料 4-4-3】	研究者ハンドブック別添規程集	
【資料 4-4-4】	緑葉	
【資料 4-4-5】	神戸常盤大学機関リポジトリ https://kobe-tokiwa.repo.nii.ac.jp/	
【資料 4-4-6】	年次報告書分冊：教員の年間活動報告 https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/guide/data/annualreport.html	
【資料 4-4-7】	研究者検索 https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/education/research.html	
【資料 4-4-8】	KTU 研究開発推進センター『第3回 研究意識調査』結果	
【資料 4-4-9】	研究協力支援体制（規則・様式一覧等） https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/researcher/prescribed.html	
【資料 4-4-10】	個人別研究費取扱規程	
【資料 4-4-11】	テーマ別研究費取扱規程	
【資料 4-4-12】	2021 年度テーマ別研究募集要項	
【資料 4-4-13】	第9回神戸常盤学術フォーラム抄録集	
【資料 4-4-14】	2021 年度科研費申請へ向けて	
【資料 4-4-15】	manaba 掲載公募情報	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人玉田学園 将来構想及び将来構想実行計画第1期中期 実行計画（2020－2023） 神戸常盤大学ホームページ 学園中期実行計画 https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/guide/R2tyuukijikkoukeikaku.pdf	
【資料 5-1-2】	第I期中期実行計画（2020－2023） 神戸常盤大学ホームページ 大学中期実行計画 https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/guide/chukijikkoukeikaku-daigaku1.pdf	
【資料 5-1-3】	学校法人玉田学園 公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-4】	空調ならびに照明関係の具体的対策9か条	
【資料 5-1-5】	ハラスメント防止対策委員会規程	
【資料 5-1-6】	ハラスメント調停委員会規程	
【資料 5-1-7】	ハラスメント防止対策ガイドライン	
【資料 5-1-8】	個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-9】	個人情報保護委員会規程	
【資料 5-1-10】	特定個人情報保護規程	

神戸常盤大学

【資料 5-1-11】	2021 年度学生便覧 p127-128	資料 F-5 参照
【資料 5-1-12】	ハラスメント防止対策研修会研修資料（アンケート集計結果）	
【資料 5-1-13】	危機（災害）管理規程	
【資料 5-1-14】	危機（災害）管理委員会規程	
【資料 5-1-15】	防火管理細則	
【資料 5-1-16】	消防計画	
【資料 5-1-17】	神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部・神戸常盤大学附属と きわ幼稚園 危機管理マニュアル	
【資料 5-1-18】	防災マニュアル	
【資料 5-1-19】	衛生委員会規程	
【資料 5-1-20】	情報ネットワーク規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人玉田学園 寄附行為（第 16 条第 2 項）	資料 F-1 参照
【資料 5-2-2】	学校法人玉田学園 寄附行為施行細則	
【資料 5-2-3】	令和 2 年度 学校法人玉田学園理事会・評議員会 開催状況・ 出席状況等一覧	資料 F-10 参照
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人玉田学園 寄附行為（第 16 条）	資料 F-1 参照
【資料 5-3-2】	学校法人玉田学園 寄附行為施行細則（第 3 条）	資料 5-2-2 参照
【資料 5-3-3】	学校法人玉田学園 寄附行為（第 21 条）	資料 F-1 参照
【資料 5-3-4】	運営委員会規程	
【資料 5-3-5】	運営委員会規程	資料 5-3-4 参照
【資料 5-3-6】	学校法人玉田学園 監事監査規程	
【資料 5-3-7】	令和 2 年度 学校法人玉田学園理事会・評議員会 開催状況・ 出席状況等一覧	資料 5-2-3 参照
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	財務中期計画表（令和元年度～令和 6 年度）	
【資料 5-4-2】	事業活動収支計算書の概要（平成 28 年度から令和 2 年度） （法人全体及び大学単独）	
【資料 5-4-3】	貸借対照表の概要（平成 28 年度末から令和 2 年度末）（法人 全体）	
【資料 5-4-4】	活動区分資金収支計算書の概要（平成 28 年度から令和 2 年度） （法人全体）	
【資料 5-4-5】	文部科学省提出計算書（平成 28 年度～令和 2 年度）5 ケ年分監 査報告書付	資料 F-11 参照
【資料 5-4-6】	令和 3 年度予算書（法人全体及び大学単独）	
【資料 5-4-7】	補助金獲得一覧表	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	経理規程	
【資料 5-5-2】	固定資産および物品管理規程	
【資料 5-5-3】	財産目録計上基準規程	
【資料 5-5-4】	資産運用規程、資産運用基準	
【資料 5-5-5】	監事監査規程	資料 5-3-5 参照
【資料 5-5-6】	監事監査報告書	資料 F-11 参照

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	内部質保証の推進に関する方針	
【資料 6-1-2】	学則第 3 条	資料 F-3 参照
【資料 6-1-3】	運営委員会規程	資料 4-1-4 参照
【資料 6-1-4】	自己点検・評価委員会規程、同細則	
【資料 6-1-5】	自己点検・評価活動組織図	
【資料 6-1-6】	内部質保証のシステム体系図（教学中心）	資料 2-6-14 参照
【資料 6-1-7】	ときわ教育推進機構規程	資料 3-2-15 参照
【資料 6-1-8】	内部質保証システム体系図（教学中心）	資料 6-1-6 参照
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	第 I 期中期実行計画(2020-2023 年)	資料 1-2-7 参照
【資料 6-2-2】	2019(平成 31)年度年間活動計画作成依頼・要領	
【資料 6-2-3】	2019(令和元)年度各組織の活動計画の点検報告	
【資料 6-2-4】	令和元(2019)年度年次報告書作成依頼・作成要領	
【資料 6-2-5】	年次報告書に基づく活動状況の評価基準	
【資料 6-2-6】	令和元(2019)年度年次報告書に基づく評価報告	
【資料 6-2-7】	「中期実行計画策定(2020 年度)」後の自己点検・評価サイクル図	
【資料 6-2-8】	令和 2 年度年間活動計画依頼・作成要領	
【資料 6-2-9】	令和 2 年度年間活動計画	
【資料 6-2-10】	令和 2(2020)年度「年間活動報告書」作成依頼・作成要領	
【資料 6-2-11】	令和 2(2020)年度 年次報告書	資料 2-6-4 参照
【資料 6-2-12】	学内・教職員ホームページ→自己点検・評価委員会 http://common.kobe-tokiwa.ac.jp/ 神戸常盤大学ホームページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/	
【資料 6-2-13】	神戸常盤大学ホームページ 情報公開 自己点検・評価 https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/guide/data/annualreport.html	
【資料 6-2-14】	2021 年度 法人本部・事務局組織表	資料 2-2-3 参照
【資料 6-2-15】	学校法人玉田学園 法人本部事務分掌規程	
【資料 6-2-16】	IR・入試委員会合同会議議事録	資料 2-1-16 参照
【資料 6-2-17】	学内・教職員専用ホームページ→法人本部 IR 推進室目次 http://common.kobe-tokiwa.ac.jp/ 神戸常盤大学ホームページ https://www.kobe-tokiwa.ac.jp/univ/	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	内部質保証システム体系図（教学中心）	資料 6-1-6 参照

基準 A. 地域と共に成長するための活動展開

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学・学生・地域がともに元気になる社会貢献・地域交流		
【資料 A-1-1】	(神戸常盤大学 2022)p8 学校法人玉田学園 113 年の歩み	資料 F-2 参照
【資料 A-1-2】	職員名刺	
【資料 A-1-3】	神戸常盤健康ふれあいフェスタ 2019 来場者集計結果	
【資料 A-1-4】	大学案内(神戸常盤大学 2022)p64 子育て総合支援施設 KIT	
【資料 A-1-5】	平成 29 年度私立大学研究ブランディング事業計画書	
【資料 A-1-6】	令和年度地域交流センター事業概要、担当教職員	
【資料 A-1-7】	社会連携便り Vol.1~9	
【資料 A-1-8】	福島県立郡山高校震災学習ツーリズム プログラム	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。